

資 料 10

- 1 要綱の公表に関する取組について
- 2 総合コンタクトセンターの運用結果について
- 3 かわさき市民アンケート 平成 18 年度調査結果概要版
- 4 パブリックコメント手続条例について
- 5 住民投票制度の創設に向けた検討報告書・概要版
- 6 川崎市協働型事業のルール策定に関する報告書

要綱の公表に関する取組について

1 経緯

平成 17 年 4 月に施行された自治基本条例において定められた自治運営の基本原則（参加、協働、情報共有）を踏まえ、要綱の公表に向けて平成 18 年 6 月に関係局によるワーキングを設置し、要綱の全体像を把握するとともに、公表の基本的な考え方等について検討を進めてきた。現在、平成 19 年 7 月を目途に公表するため、準備を進めている。

2 要綱を公表する目的

- (1) 行政運営の透明性の向上を図り、より開かれた市政の実現及び市民自治の確立に資する。
- (2) 自治基本条例の基本原則の一つに掲げられた、情報共有の原則に基づく自治運営を推進する。

3 取組概要

(1) 公表対象

指導要綱、助成要綱、減免要綱、事業要綱、組織要綱など、要綱は全てを対象とする。

ただし、情報公開条例上の不開示情報となる要綱については、要綱の名称、制定年月日、最近改正日及び非公表とする理由のみ公表する。

また、部分公表の場合は、当該要綱の不開示情報以外の部分を公表する。

(2) 公表の方法

ア 市インターネットホームページ上で電子化した要綱を公表する。

イ 各局区は、統一された様式を用いて、組織別、分類別の一覧表として掲載する。

ウ 情報プラザや各区の市政資料コーナー等にて紙媒体での公表も予定している。

(3) 運用体制

ア 制度所管 総務局総務部庶務課

イ 運用方法 各局区が責任をもって要綱を管理、公表し、制度所管が統括する。

ウ 更新確認 制度所管は、一定期間をもって各局区に対して更新確認を行う。

4 要綱の現状

要綱の総数 約 2,000 件（平成 19 年 1 月 1 日付け、廃止予定等を除く）

5 今後のスケジュール

平成 19 年 3 月末まで	各局で要綱を管理、公表するためのシステムづくり
平成 19 年 4 月～6 月まで	公表に向けたシステム登録作業
平成 19 年 7 月～	市民向けに公表開始（予定）

総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」の新たな業務及び
1年間の運用結果について

総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」の運用を平成17年11月1日に開始して1年を迎え、新たな業務として「インバウンド型電話アンケート」を自治体のコールセンターでは全国初の取り組みとして実施を開始しました。

また、1年間の運用結果は、「サンキューコールかわさき」で回答した割合(一次完了率)は目標を大きく上回る86.6%を達成し、さらに、平成18年4月1日から統合実施している本庁舎代表電話(200-2111)の電話交換業務において「サンキューコールかわさき」と同様に電話を取り次ぐことなく可能な限り回答し、平均で17.3%の完了率を達成しています。

全体として、総合コンタクトセンターへの電話は、平均で1日あたり643.1件を受け付け、1日あたり139件、21.6%に回答できており、5本に1本は、その場で回答し、市民の利便性向上と業務の効率化が図られる結果となりました。

1 インバウンド型電話アンケート(自治体コールセンター初)

- ・ インバウンド型電話アンケートとは、表1の概要にあるとおり、「サンキューコールかわさき」へ電話をかけてきた利用者に対し、聞き取りにより市政に関する簡単なアンケート調査を行なうものです。
- ・ 第1回目のインバウンド型電話アンケートは10月上旬に実施し、実施内容は表2のとおりです。

表1 インバウンド型電話アンケート概要

項目		内容
調査内容	意識調査	市政に対する意識、制度の認知度等 質問は3問を上限 回答は選択式又は採点式
	属性調査	性別、年代、居住区及び情報源の調査
収集する回答数		200件又は15日間の間に収集できるだけ

表2 インバウンド型電話アンケート実施状況

名称	意識調査	属性調査	収集回答数	収集に要した期間
「こども110番」認知度調査	3問 (2者択一式)	性別、年代、居住区	200件	H18.10.1～H18.10.16

〔問合せ先〕

総務局市民情報室市民の声担当

電話 内線22401(200-2367)

FAX 内線22499(200-3919)

2 1年間の運用結果

(1) 集計期間

- ・ 平成17年11月1日(火)午前8時30分から平成18年3月31日(金)午後5時の試行期間
- ・ 平成18年4月1日(土)午前8時から平成18年10月31日(火)午後9時の本格運用期間
- ・ 実働314日間

(2) 受付及び回答状況

平成17年11月1日から市政に関する問い合わせ、意見、相談等に対応する「サンキューコールかわさき」の運用を開始し、平成18年4月1日から本庁舎代表電話(200-2111)の電話交換業務を統合実施しています。

- ・ 「サンキューコールかわさき」及び本庁舎代表電話では、1日あたり643.1件の電話を受け付け、1日あたり139件、21.6%に回答することができています。
- ・ 「サンキューコールかわさき」及び本庁舎代表電話の受付及び回答状況は、表3のとおりです。

表3 受付及び回答状況

	サンキューコールかわさき (平成17年11月1日～平成18年10月31日)					本庁代表電話 (平成18年4月1日～ 平成18年10月31日)	電話の 総計
	合 計	電話	電子 メール	F A X	手紙		
受付件数	12,921 (41.1)	11,209 (35.7)	1,545 (4.9)	159 (0.5)	8 (0.0)	88,682 (607.4)	(643.1)
回答件数	11,192 (35.6)	10,667 (34.0)	395 (1.3)	129 (0.4)	1 (0.0)	15,337 (105.0)	(139.0)
一次完了率	86.6%	95.2%	25.6%	81.8%	12.5%	17.3%	21.6%

()内は1日あたりの件数

ア サンキューコールかわさきの受付及び回答状況

- ・ 「サンキューコールかわさき」では、電話、電子メール、F A X及び手紙を合計で、1日あたり41.1件を受け付け、1日あたり35.6件、86.6%に回答することができています。
- ・ 「サンキューコールかわさき」の受付媒体別の状況は、電話(86.8%)と電子メール(12.0%)とで、大半(98.8%)を占めています。
- ・ 「サンキューコールかわさき」で受け付けた案件うち、「サンキューコールかわさき」で回答した案件の割合(一次完了率)は、電話で95.2%、全体で86.6%となりました。目標値とした80%を上回りました。
- ・ 「サンキューコールかわさき」の1日あたりの受付件数は、平成17年11月の26.1件から徐々に増加し、平成18年10月には1.8倍の48.3件となっています。(図1参照)

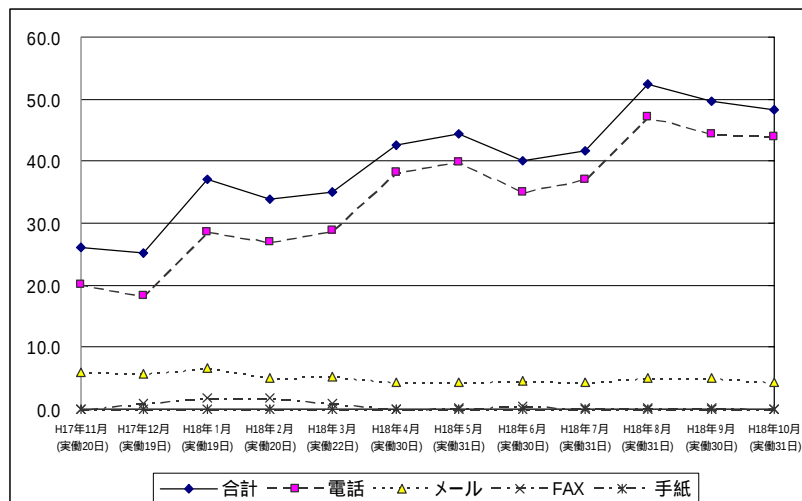


図1 受付媒体別の1日あたりの件数の推移
(平成17年11月1日～平成18年10月31日)

イ サンキューコールかわさきの内容分類別の状況

内容分類別の状況は、分類「手続・証明」(住民票、戸籍、転出入等の届出や証明書などに関するもの)が11.1%、分類「相談」(市の相談業務、弁護士会の相談、司法書士会の相談などの相談窓口案内に関するもの)が10.1%、分類「イベント・観光・スポーツ」が9.0%となっています。

表4 内容分類別の状況(上位5分類)
(平成17年11月1日～平成18年10月31日)

順位	分類	件数	1日あたりの件数	割合
1	手続・証明	1,437	4.6	11.1%
2	相談	1,309	4.2	10.1%
3	イベント・観光・スポーツ	1,168	3.7	9.0%
4	その他	1,155	3.7	8.9%
5	市の計画・事業	929	3.0	7.2%

ウ 本庁代表電話の受付及び回答状況

- ・ 本庁代表電話は、1日あたり607.4件受け付けています。
- ・ 本庁代表電話へ入電した電話に対しても、サンキューコールかわさきと同様に可能な限り回答しており、平均で1日あたり105件、17.3%の電話が取り次ぐことなく完了しています。(表3参照)

(3) サンキューコールかわさきに対する満足度評価

- ・ 利用者の「サンキューコールかわさき」に対する評価を得るために満足度の調査を実施しています。
- ・ 結果は、5点満点で第1回4.75点、第2回4.75点、第3回4.87点と、高い評価をいただいています。目標値とした4点を3回とも上回ることができました。
- ・ 調査方法は、オペレータの電話応対が終了した後に、スーパーバイザ(オペレータを指導・管理する者)が利用者から電話応対に対する評価(5点満点)とその採点理由の聞き取りを行

うものです。

表5 満足度調査結果

回数	調査期間	調査結果
第1回	平成18年1月16日(月)～1月20日(金) 5日間	4.75点
第2回	平成18年3月6日(月)～3月10日(金) 5日間	4.75点
第3回	平成18年7月31日(月)～8月6日(日) 7日間	4.87点

(4) F A Q (よくある質問と回答)

サンキューコールかわさきの運用に合わせ、市政に関する「よくある質問とその回答」をまとめたF A Qを作成し、市ホームページで公表しています。F A Qは、「サンキューコールかわさき」及び市職員の対応にも活用しています。

- ・ 平成17年11月1日のサンキューコールかわさきの試行開始にあわせ、1,487項目のF A Qを市ホームページで公開し、平成18年10月31日現在では、1,584項目に充実しています。
- ・ F A Qは、市ホームページから1日平均4,558回利用され、最多では1日18,091回の利用がありました。

表6 F A Qの利用状況
(平成17年11月1日～平成18年10月31日 実働365日)

F A Qの登録数 (平成18年10月31日現在)	総利用回数	1日の平均 利用回数	1日の最多 利用回数	1日の最少 利用回数
1,584	1,663,717	4,558.1	18,091 (H18年5月)	479 (H17年11月)

* サンキューコールかわさき及び市役所内からの利用回数は除きます。

平成18年度第1回 かわさき市民アンケート 概要版

調査の概要				
調査設計等	調査対象	川崎市在住の満20歳以上の男女個人	調査方法	郵送法
	標本数	3,000 標本	調査期間	平成18年8月8日(火)～8月25日(金)
	標本抽出	住民基本台帳及び外国人登録原票からの層化二段無作為抽出	有効回収数	1,388 標本
			有効回収率	46.3%
調査項目	1 健康に関する意識(実態)について		2 地域福祉について	
	3 ごみに関する意識について		4 道路について	

基数となるべき実数(n)は、設問に対する回答者数である。また、本文中の「百分率」は小数点第2位を四捨五入しているためあるいは複数回答のため、数値の合計が100にならない場合がある。

調査回答者の属性

1 性別

	基 数	構成比
1 男性	612	44.1%
2 女性	736	53.0
(無回答)	40	2.9
合 計	1,388	100.0

2 年齢・性／年齢

	全体		男性		女性		無回答	
	基 数	構成比	基 数	構成比	基 数	構成比	基 数	構成比
1 20歳代	160	11.5%	61	10.0%	98	13.3%	1	2.5%
2 30歳代	288	20.7	129	21.1	157	21.3	2	5.0
3 40歳代	214	15.4	109	17.8	104	14.1	1	2.5
4 50歳代	272	19.6	118	19.3	153	20.8	1	2.5
5 60歳代	247	17.8	112	18.3	134	18.2	1	2.5
6 70歳以上	171	12.3	82	13.4	86	11.7	3	7.5
(無回答)	36	2.6	1	0.2	4	0.5	31	77.5
合 計	1,388	100.0	612	100.0	736	100.0	40	100.0

1 健康に関する意識（実態）について

《健診（健康診断や健康診査）について》

1 検診や人間ドックの受診

過去1年間の健診や人間ドックの受診状況を聞いたところ、「ある」(63.2%)が6割を超えている。一方、「ない」は35.2%となっている。

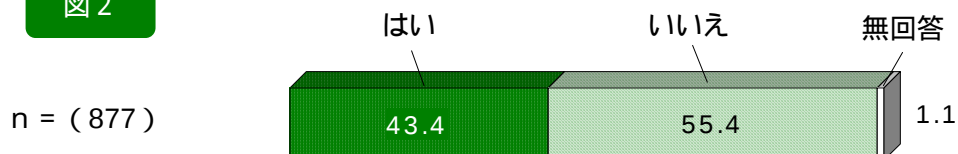
図1



1 - (1) 健診や人間ドックでの指摘の有無

健診や人間ドックを受けたことのある人に、結果での指摘の有無を聞いたところ、「はい」(43.4%)は4割を超えている。一方、「いいえ」は55.4%である。

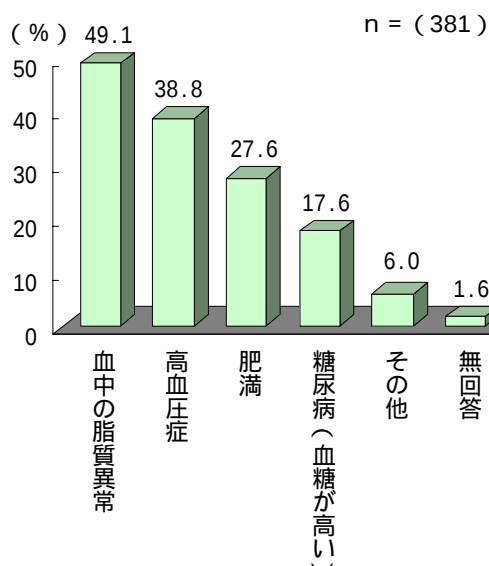
図2



1 - (1) - 健診や人間ドックでの指摘の内容

指摘された人に、その内容を聞いたところ、「血中の脂質異常」(49.1%)が半数に近く、最も多かった。次いで、「高血圧症」(38.8%)が4割である。以下、「肥満」(27.6%)、「糖尿病(血糖が高い)」(17.6%)となっている。

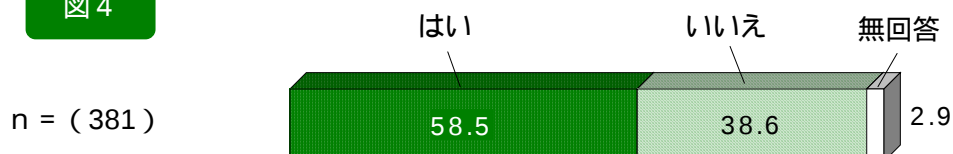
図3 (複数回答)



1 - (1) - 保健指導の有無

指摘された人に、保健指導（食事や生活習慣の改善の指導）を受けたか聞いたところ、「はい」（58.5%）が6割に近い。一方、「いいえ」は38.6%となっている。

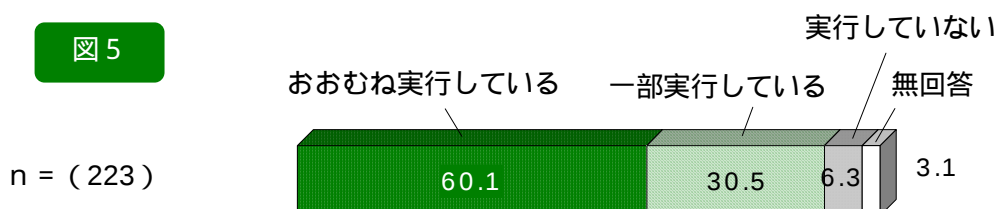
図4



1 - (1) - 1 保健指導内容の実施状況

保健指導を受けた人に、実践状況を聞いたところ、「おおむね実行している」（60.1%）が6割で最も多く、「一部実行している」（30.5%）も3割となっている。

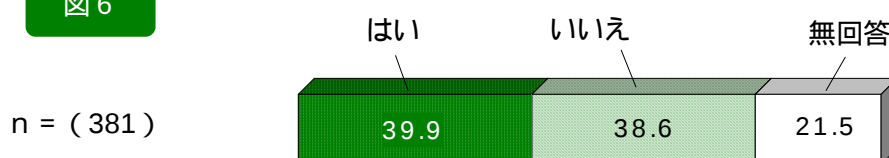
図5



1 - (1) - 医療機関の受診勧告の有無

指摘された人に、最終的に医療機関への受診を勧められたか聞いたところ、「はい」（39.9%）と「いいえ」（38.6%）が約4割でほぼ同程度となっている。

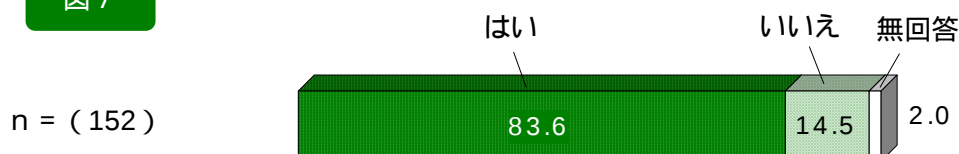
図6



1 - (1) - 1 医療機関の受診状況

医療機関への受診を勧められた人に、受診状況を聞いたところ、「はい」（83.6%）が8割を超えており、ほとんどの人が勧められたとおりに受診している。

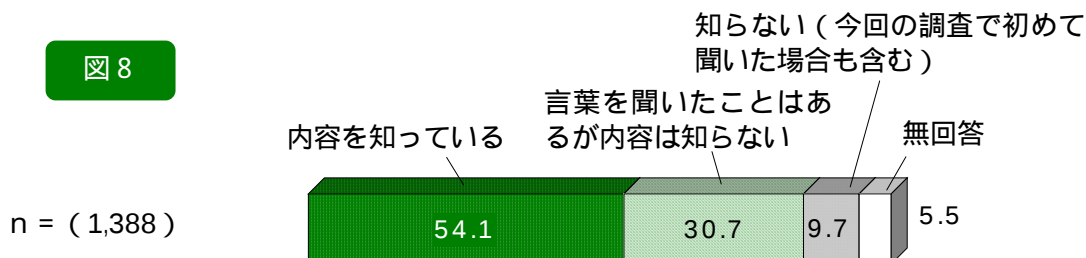
図7



2 「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」の認知状況

「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」の内容を知っているか聞いたところ、「内容を知っている」（54.1％）が半数を超えて最も多かった。また、「言葉を聞いたことはあるが内容は知らない」（30.7％）が3割となっており、「知らない」（9.7％）は約1割にとどまっている。

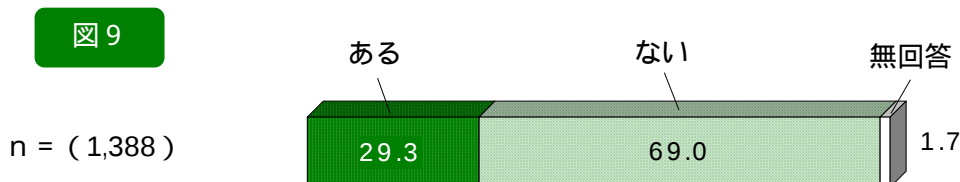
図 8



3 がん検診の受診状況

この1～2年間でのがん検診の受診状況を聞いたところ、「ある」（29.3％）が3割近くとなっている。一方、「ない」（69.0％）は7割近くとなっている。

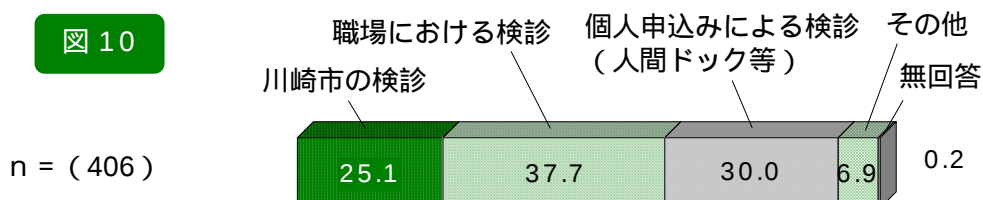
図 9



3 - (1) 受診の機会

がん検診を受診した人に、受診のきっかけを聞いたところ、「職場における検診」（37.7％）が最も多い。次いで、「個人申込みによる検診（人間ドック等）」（30.0％）が3割、「川崎市の検診」（25.1％）が2割台半ばとなっている。

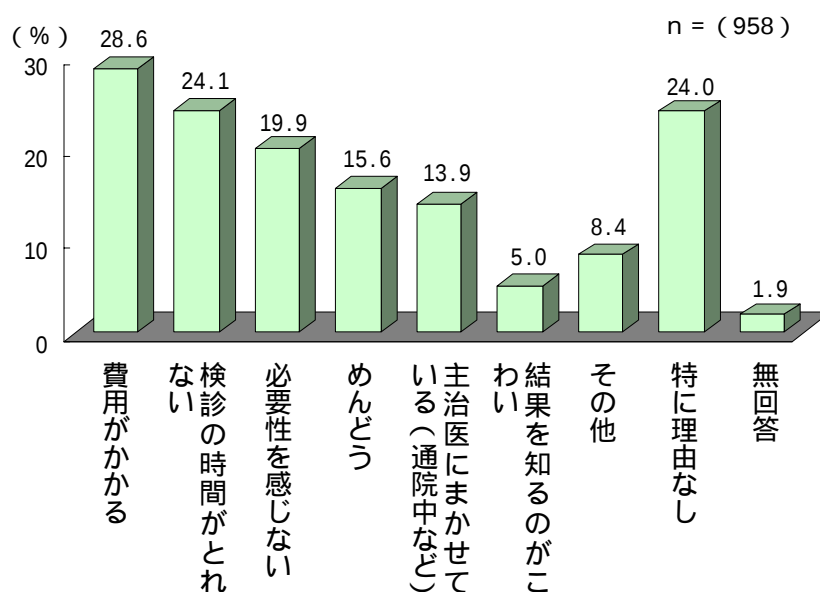
図 10



3 - (2) 受診しない理由

がん検診を受診していない人に、受診しない理由を聞いたところ、「費用がかかる」(28.6%) が3割弱と最も多い。次いで、「検診の時間がとれない」(24.1%) が2割台半ば、「必要性を感じない」(19.9%) が2割となっている。また、「特に理由なし」(24.0%) が2割台半ばである。

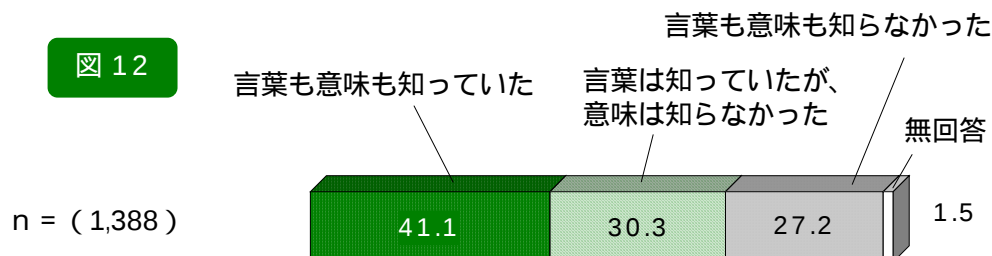
図 11 (複数回答)



《「食育」について》

4 「食育」の認知状況

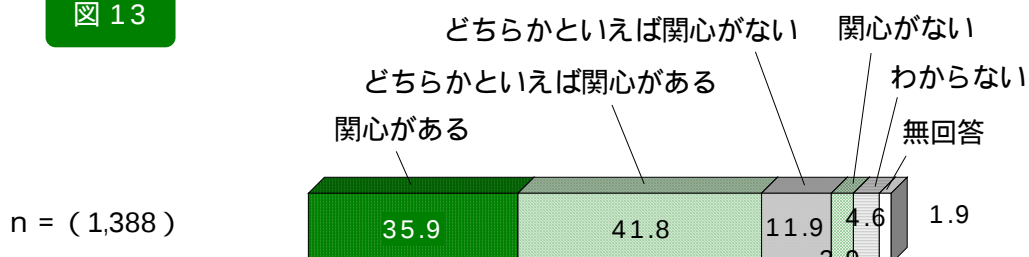
「食育」の言葉と意味の認知状況を聞いたところ、「言葉も意味も知っていた」(41.1%) が4割を超えて最も多かった。また、「言葉は知っていたが、意味は知らなかった」(30.3%) が3割である。一方、「言葉も意味も知らなかった」は27.2%となっている。



5 「食育」への関心の有無

「食育」への関心の有無を聞いたところ、「関心がある」(35.9%)と「どちらかといえば関心がある」(41.8%)を合わせると8割近い人が関心があり、「関心がない」(3.9%)、「どちらかといえば関心がない」(11.9%)を合わせても関心がない人は1割台半ばにとどまっている。

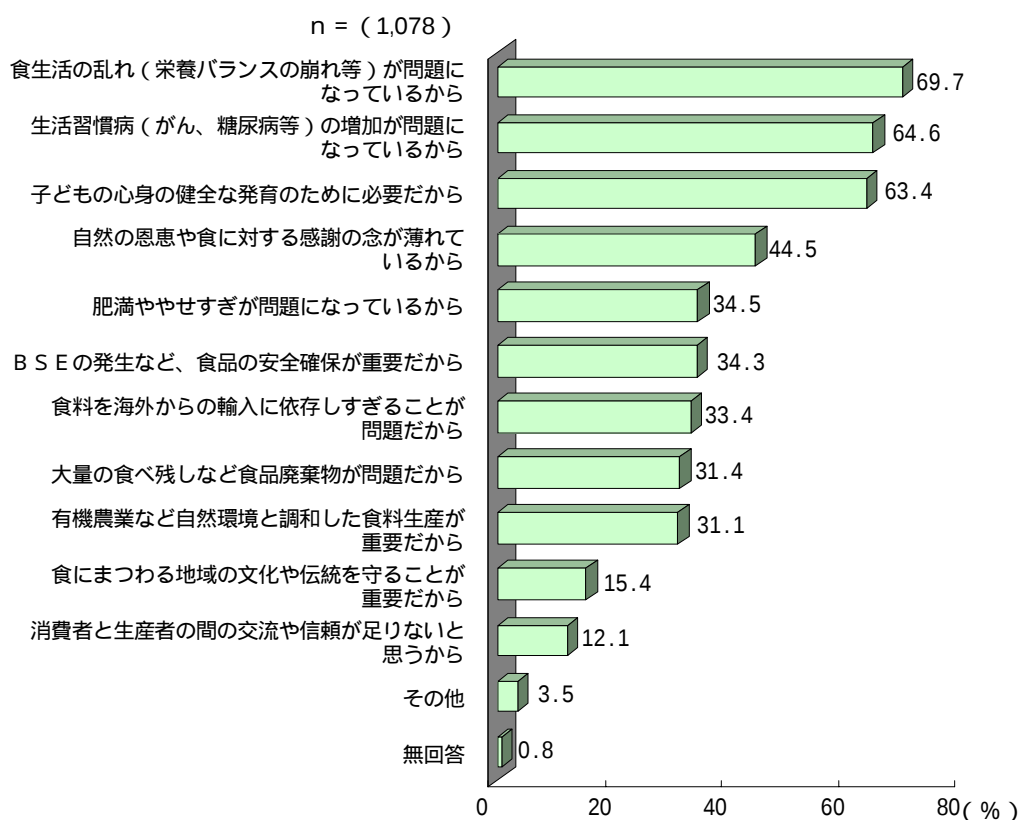
図 13



5 - (1) 関心がある理由

「食育」に関心がある理由を聞いたところ、「食生活の乱れ(栄養バランスの崩れ、不規則な食事等)が問題になっているから」(69.7%)が7割近くと最も多い。次いで、「生活習慣病(がん、糖尿病等)の増加が問題になっているから」(64.6%)、「子どもの心身の健全な発育のために必要だから」(63.4%)がそれぞれ6割を超えている。

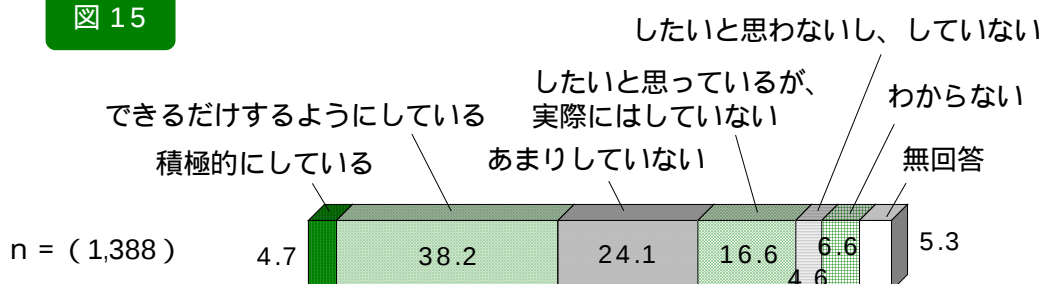
図 14 (複数回答)



6 「食育」に関する活動や行動

「食育」に関する活動や行動の状況を聞いたところ、「積極的にしている」(4.7%)は5%弱にとどまるが、「できるだけするようにしている」(38.2%)は4割に近く、最も多くなっている。一方、消極的な立場の「あまりしていない」(24.1%)は2割台半ば、「したいと思っているが、実際にはしていない」(16.6%)は1割台半ばであるが、「したいと思わないし、していない」(4.6%)は5%弱にとどまっている。

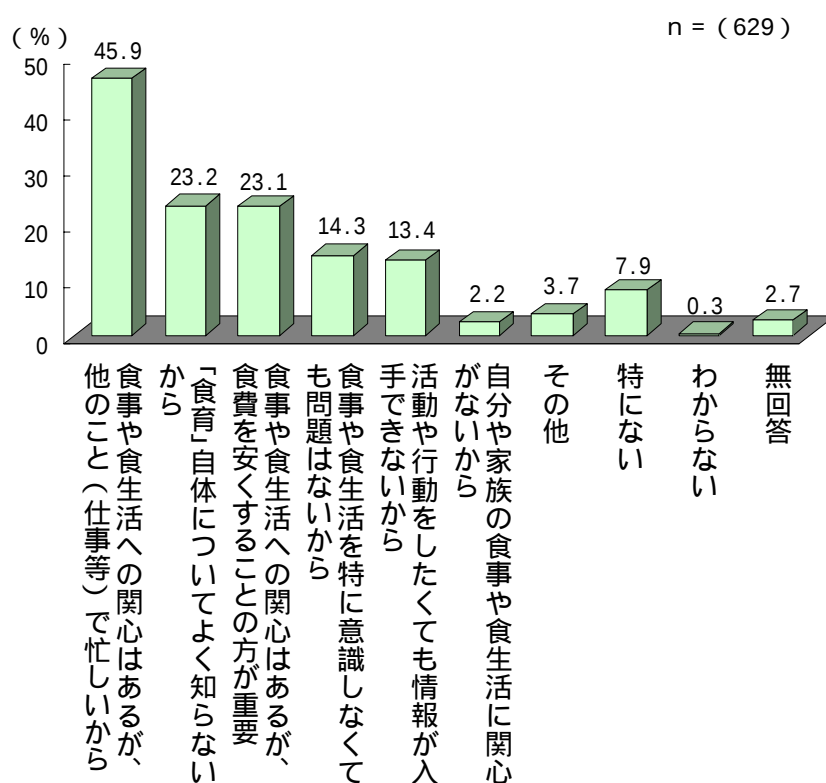
図 15



6 - (1) 活動や行動をしていない理由

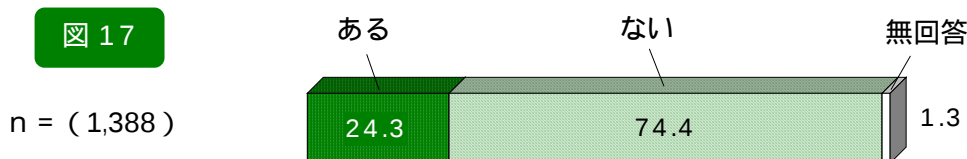
活動や行動をしていない理由を聞いたところ、「食事や食生活への関心はあるが、他のこと(仕事等)で忙しいから」(45.9%)が4割台半ばと突出して多い。また、「「食育」自体についてよく知らないから」(23.2%)、「食事や食生活への関心はあるが、食費を安くすることの方が重要だから」(23.1%)がそれぞれ2割を超えている。

図 16 (複数回答)



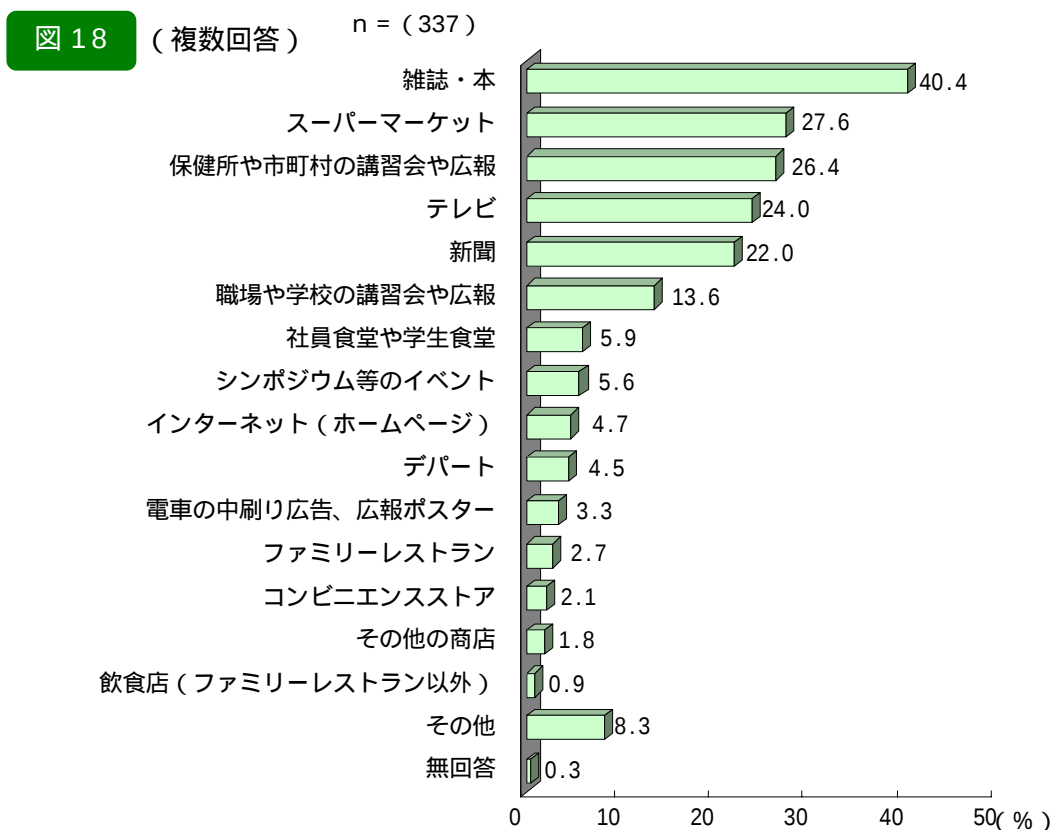
7 「食事バランスガイド」の認知状況

コマ型の「食事バランスガイド」を見たことがあるか聞いたところ、「ある」(24.3%)は2割台半ばとなっている。一方、「ない」は74.4%である。



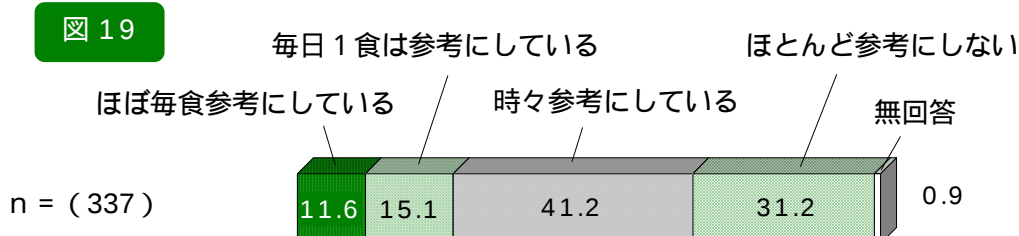
7 - (1) 「食事バランスガイド」を見た場所・媒体

「食事バランスガイド」を見た場所・媒体を聞いたところ、「雑誌・本」(40.4%)が4割と最も多い。以下、「スーパーマーケット」(27.6%)「保健所や市町村の講習会や広報」(26.4%)「テレビ」(24.0%)「新聞」(22.0%)がそれぞれ2割台となっている。



7 - (2) 「食事バランスガイド」の参考状況

「食事バランスガイド」の参考状況を聞いたところ、「時々参考になっている」(41.2%)が4割を超えて最も多かった。また、「ほぼ毎食参考になっている」(11.6%)は1割、「毎日1食は参考になっている」(15.1%)は1割台半ばとなっている。一方、「ほとんど参考にしない」(31.2%)は3割を超えている。

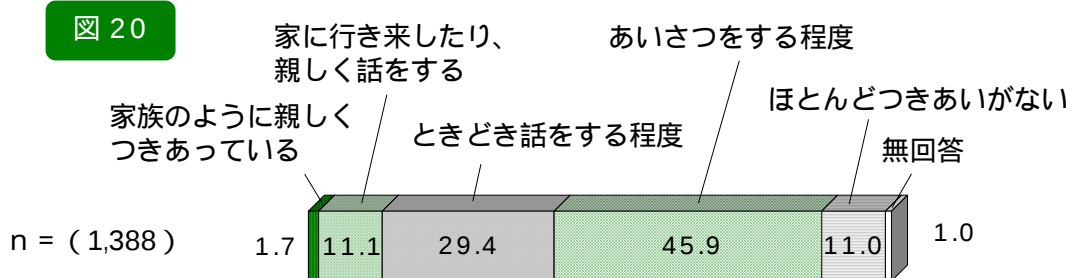


2 地域福祉について

《地域での交流や助け合いについて》

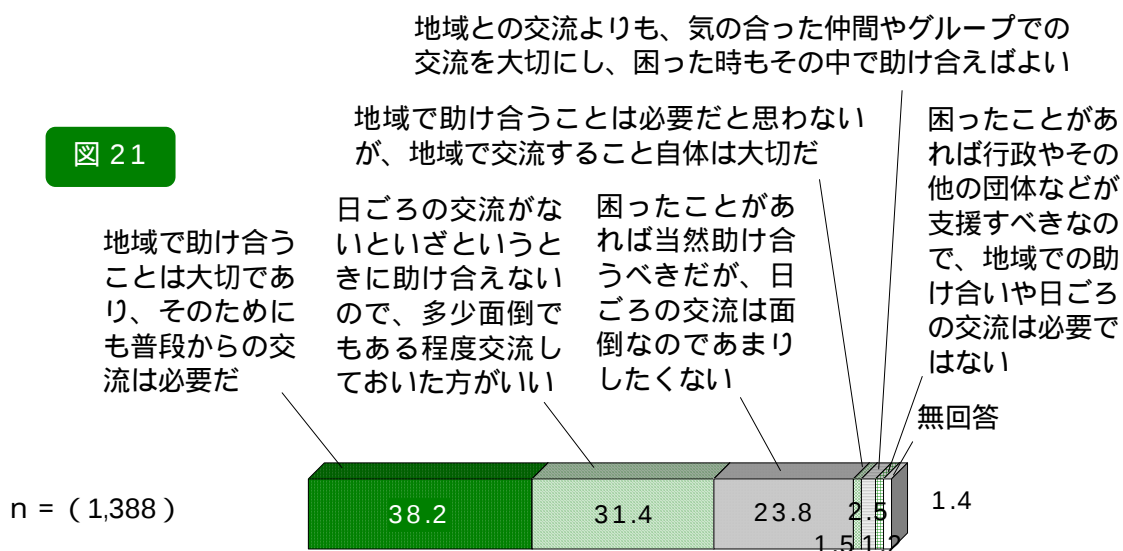
8 隣近所との付き合い

隣近所との付き合いの状況を聞いたところ、「あいさつをする程度」(45.9%)が4割台半ばと最も多い。次いで、「ときどき話をする程度」(29.4%)が3割となっている。



9 近所付き合いや地域住民同士の交流の必要性

近所付き合いや地域住民同士の交流の必要性を聞いたところ、「地域で助け合うことは大切であり、そのためにも普段からの交流は必要だ」(38.2%)が4割近くと最も多く、次いで「日ごろの交流がないといざというときに助け合えないので、多少面倒でもある程度交流しておいた方がいい」(31.4%)が3割である。また、「困ったことがあれば当然助け合うべきだが、日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」(23.8%)が2割台半ばとなっている。



10 隣人の手助け等の経験・してもらいたいこと

隣人の手助け等の経験を聞いたところ、「手助け等をした経験はない」(57.3%)が多数を占めている。内容については、「悩み事や心配事の相談に乗る」(16.6%)「子どもを預かる」(13.8%)が1割台半ば、「一人暮らし世帯への声かけ、安否確認」(9.4%)が約1割である。

手助けをしてもらいたいことについては、「手助け等をしてもらいたいことはない」(50.5%)が半数である。内容については、「一人暮らし世帯への声かけ、安否確認」(11.4%)「悩み事や心配事の相談に乗る」(11.1%)「子どもを預かる」(9.5%)がそれぞれ1割前後である。

図 22 (複数回答) n = (1,388) 【手助け等をした経験】

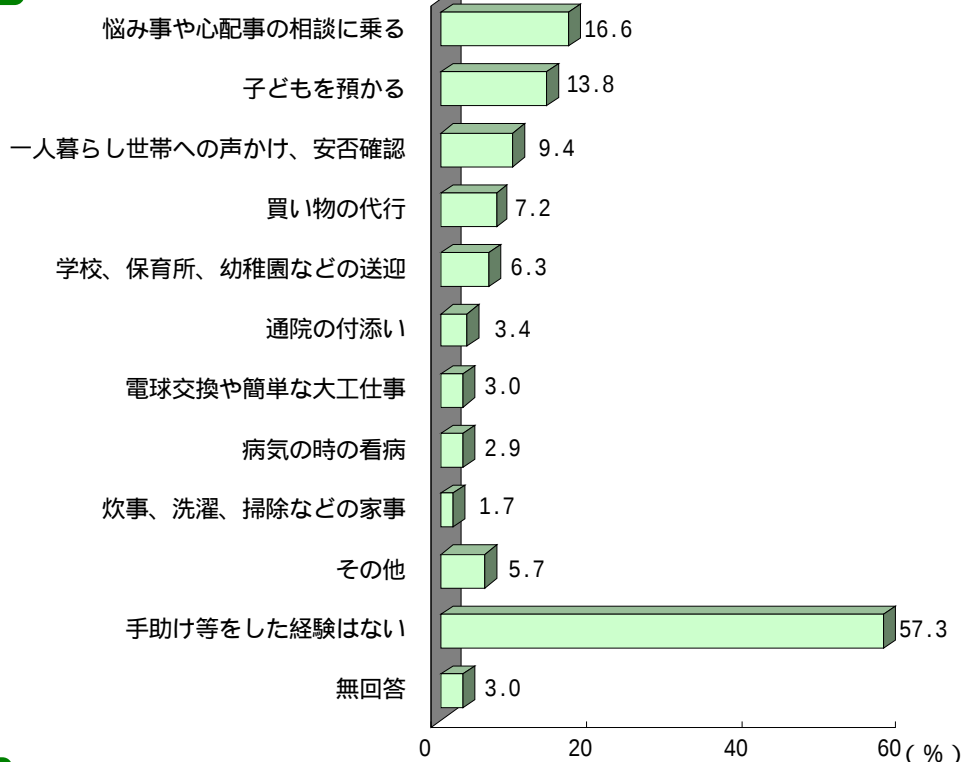
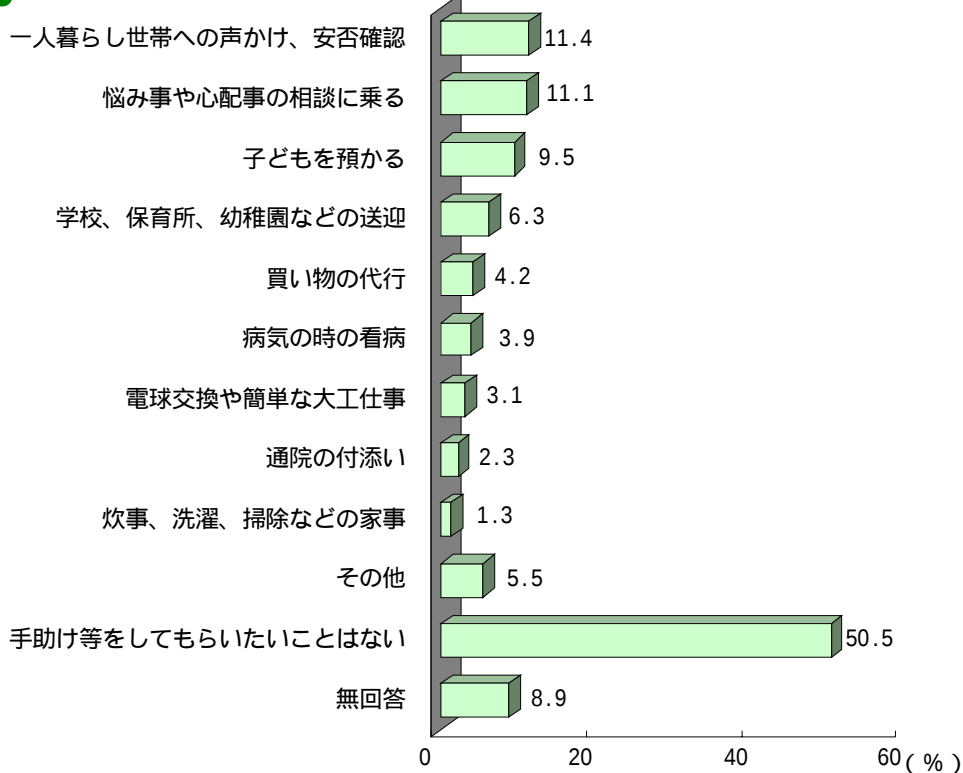


図 23 (複数回答) n = (1,388) 【手助け等をしてもらいたいこと】

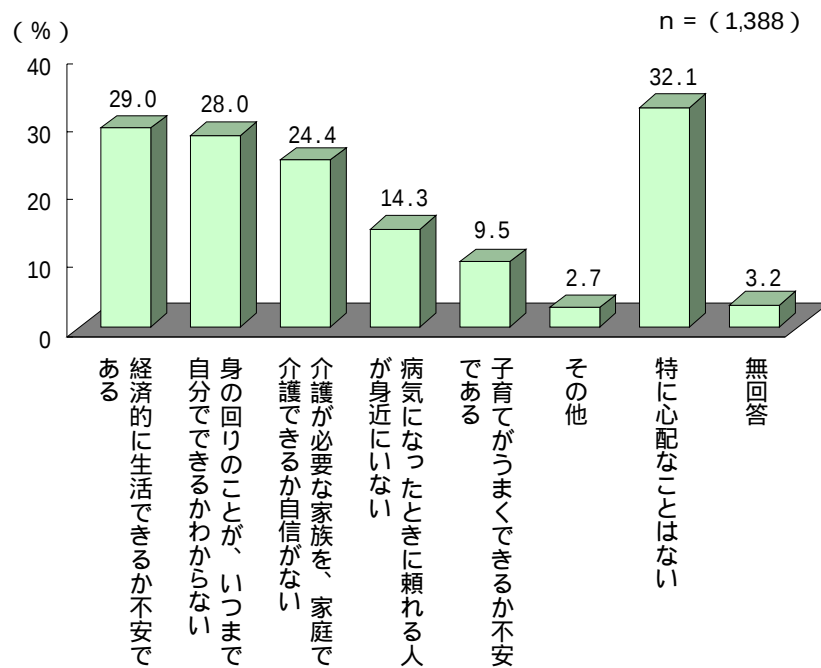


《日々の生活上の心配ごとと解決方法について》

11 家庭生活における不安

家庭生活における不安を聞いたところ、「経済的に生活できるか不安である」(29.0%)と「身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない」(28.0%)がそれぞれ3割に近い。次いで、「介護が必要な家族を、家庭で介護できるか自信がない」(24.4%)が2割台半ばである。また、「特に心配なことはない」(32.1%)が3割を超えている。

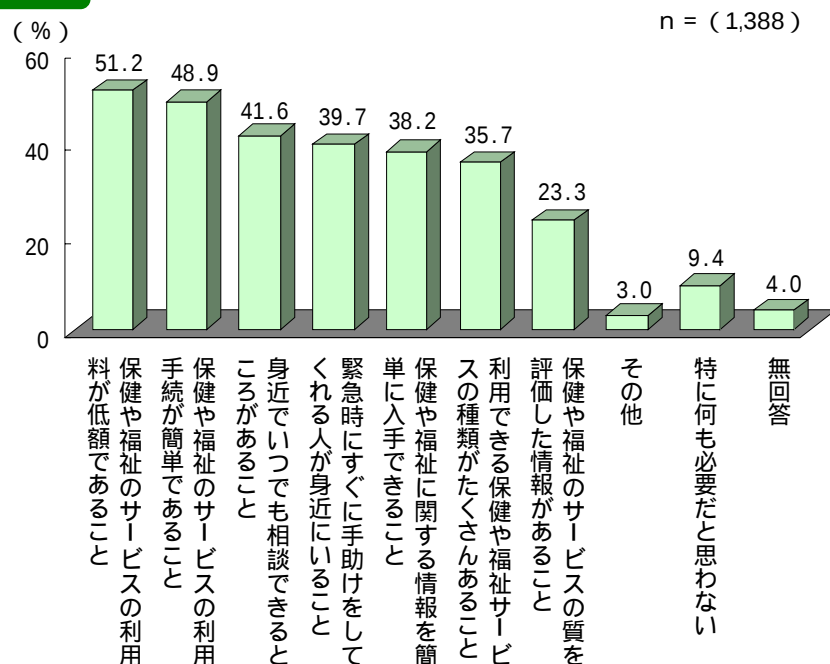
図 24 (複数回答)



12 心配ごとを解決するために必要なこと

心配ごとを解決するために必要なことを聞いたところ、「保健や福祉のサービスの利用料が低額であること」(51.2%)が半数を超えている。また、「保健や福祉のサービスの利用手続きが簡単であること」(48.9%)が半数に近い。以下、「身近でいつでも相談できるところがあること」(41.6%)、「緊急時にすぐに手助けをしてくれる人が身近にいること」(39.7%)、「保健や福祉に関する情報を簡単に入手できること」(38.2%)がそれぞれ4割前後となっている。

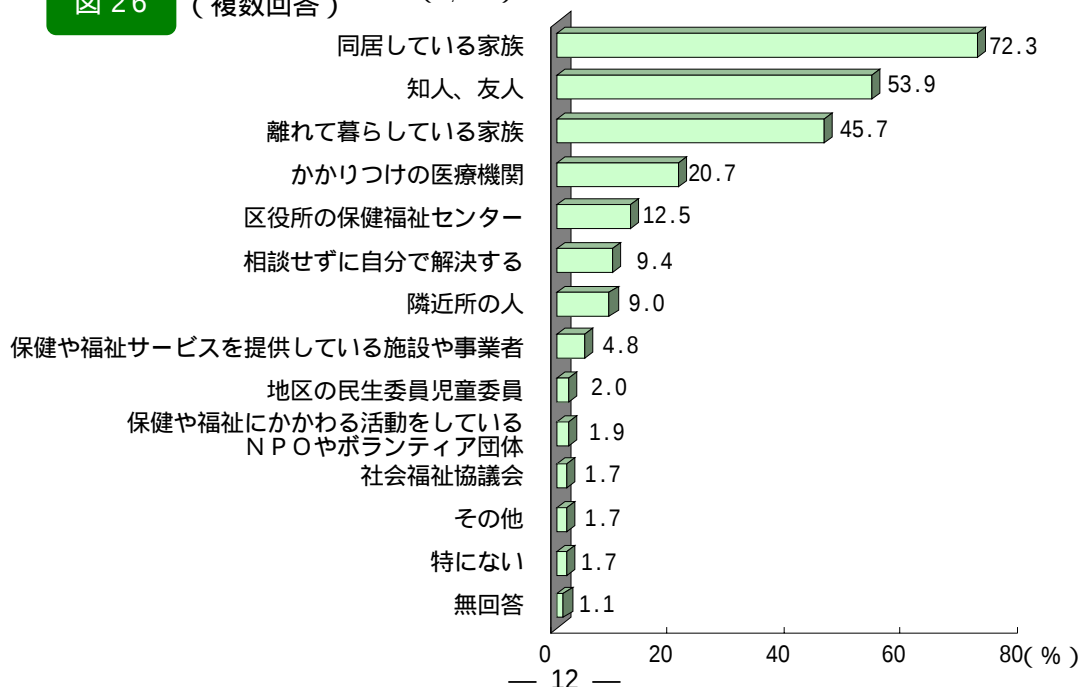
図 25 (複数回答)



13 心配なことが起きたときの相談先

心配なことが起きたときの相談先を聞いたところ、「同居している家族」(72.3%)が7割を超えて最も多い。次いで、「知人、友人」(53.9%)が半数を超え、「離れて暮らしている家族」(45.7%)が4割台半ばとなっている。

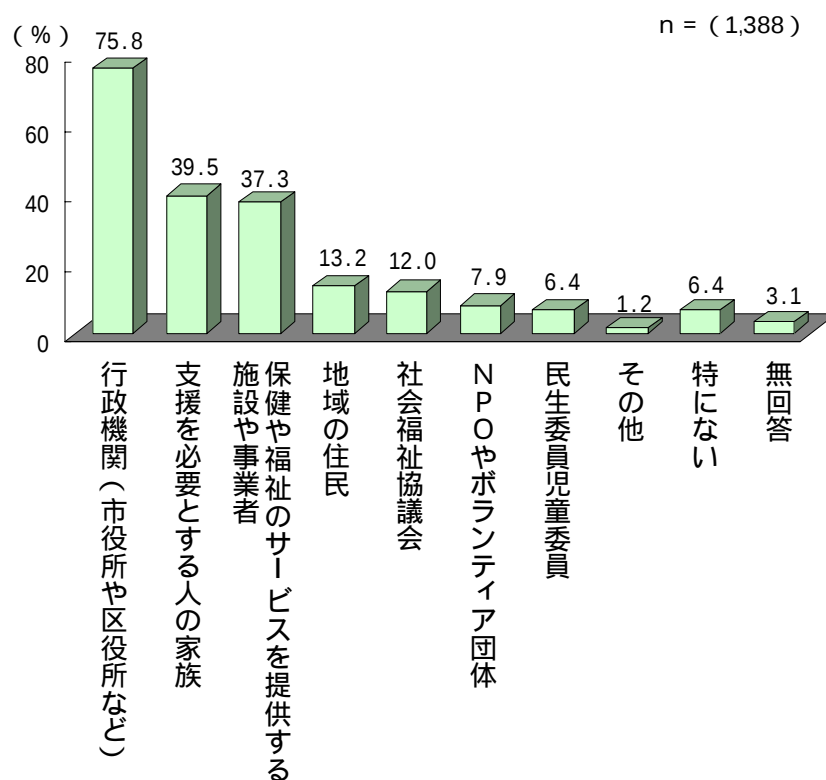
図 26 (複数回答) n = (1,388)



14 必要な支援を行うべき担い手

必要な支援を行うべき担い手を聞いたところ、「行政機関（市役所や区役所など）」（75.8％）が7割台半ばと突出して多かった。次いで、「支援を必要とする人の家族」（39.5％）、「保健や福祉のサービスを提供する施設や事業者」（37.3％）が4割に近くなっている。

図 27 （複数回答）

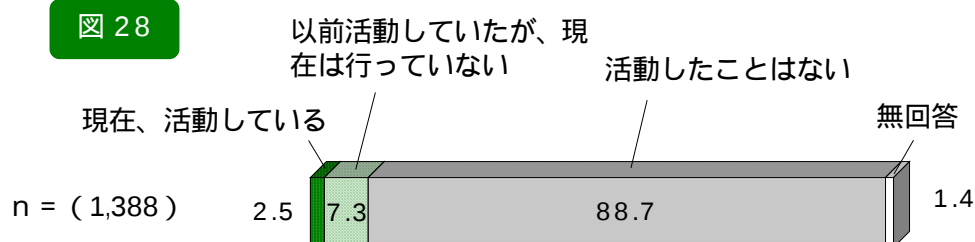


《保健福祉に関するボランティアについて》

15 保健福祉に関するボランティアの活動経験

保健福祉に関するボランティアの活動経験を聞いたところ、「現在、活動している」（2.5％）は3％未満にとどまっている。また、「以前活動していたが、現在は行っていない」（7.3％）は1割未満である。一方、「活動したことはない」（88.7％）は9割近くを占めている。

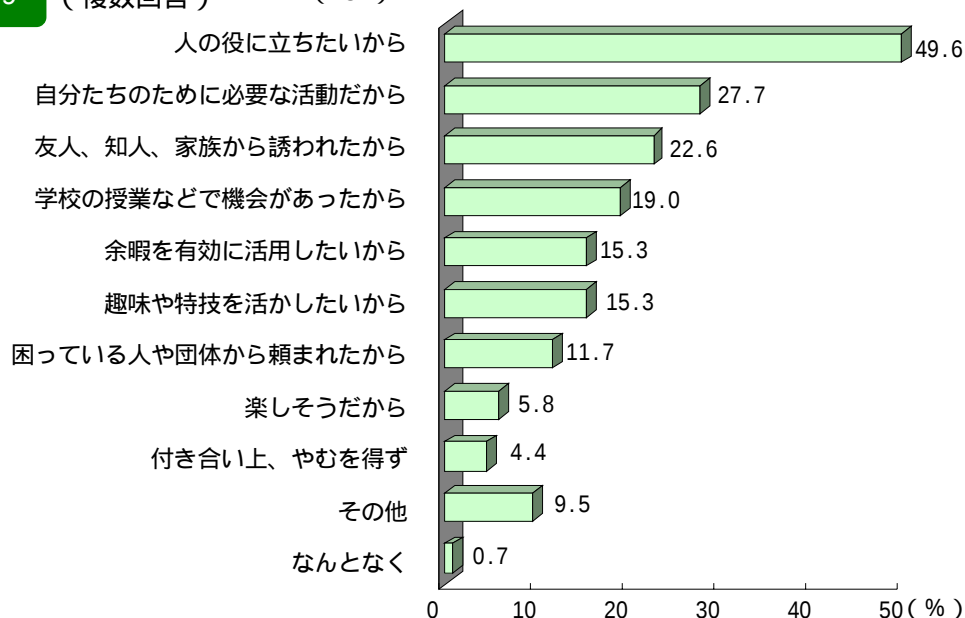
図 28



15 - (1) 活動に参加した動機やきっかけ

活動に参加した動機やきっかけを聞いたところ、「人の役に立ちたいから」(49.6%)が半数近くとなっている。次いで、「自分たちのために必要な活動だから」(27.7%)が3割弱、「友人、知人、家族から誘われたから」(22.6%)、「学校の授業などで機会があったから」(19.0%)が2割前後となっている。

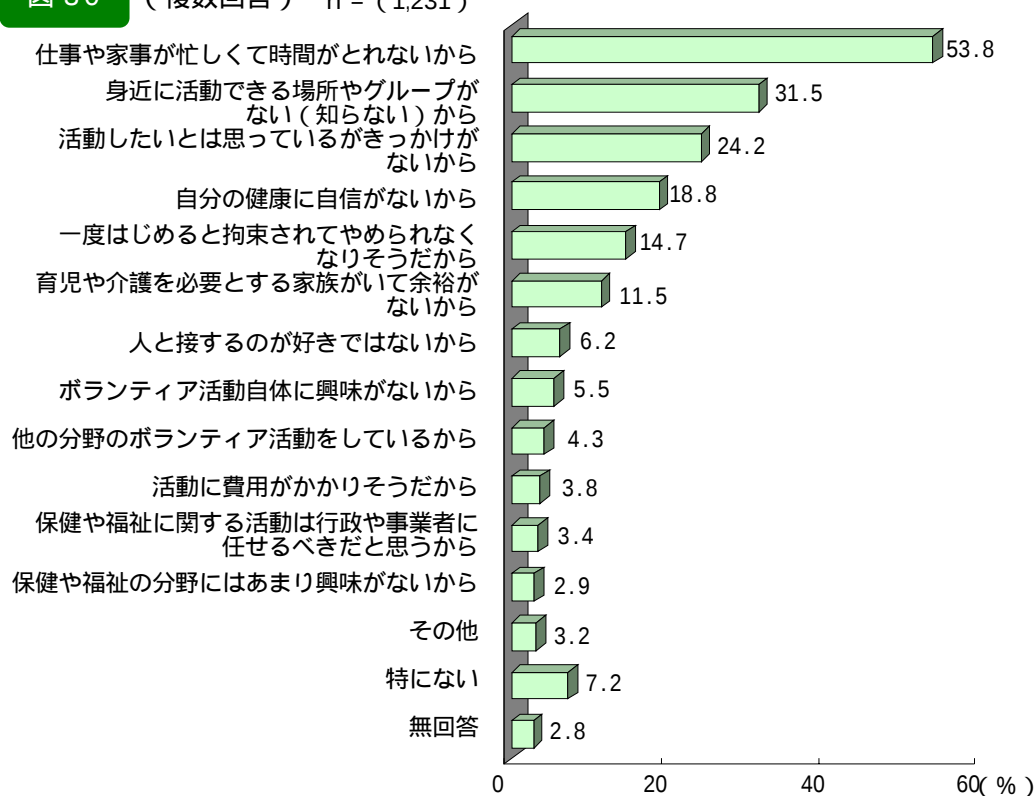
図 29 (複数回答) n = (137)



15 - (2) 活動に参加したことがない理由

活動に参加したことがない理由を聞いたところ、「仕事や家事が忙しくて時間がとれないから」(53.8%)が過半数で最も多い。次いで、「身近に活動できる場所やグループがない(知らない)から」(31.5%)が3割、「活動したいとは思っているがきっかけがないから」(24.2%)が2割台半ばとなっている。

図 30 (複数回答) n = (1,231)



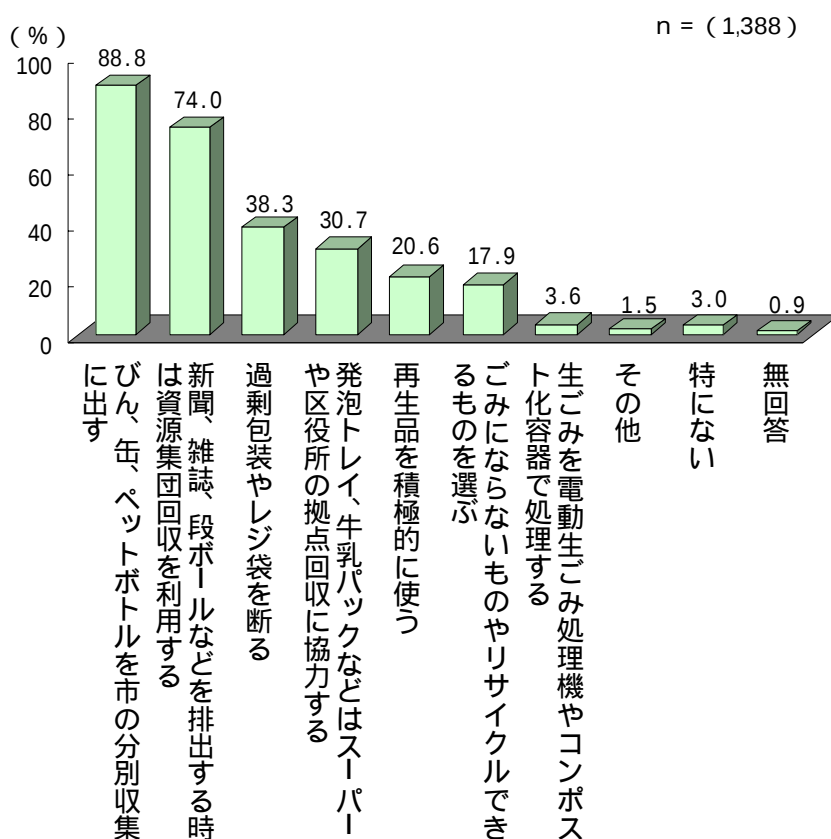
3 ゴミに関する意識について

《ごみの減量への取り組みについて》

16 ごみの減量やリサイクルについて家庭で取り組んでいること

ごみの減量やリサイクルについて家庭で取り組んでいることを聞いたところ、「びん、缶、ペットボトルを市の分別収集に出す」(88.8%)が約9割となっている。次いで「新聞、雑誌、段ボールなどを排出する時は資源集団回収を利用する」(74.0%)が7割台半ばである。以下、「過剰包装やレジ袋を断る」(38.3%)が約4割、「発泡トレイ、牛乳パックなどはスーパーや区役所の拠点回収に協力する」(30.7%)が3割となっている。

図 31 (複数回答)

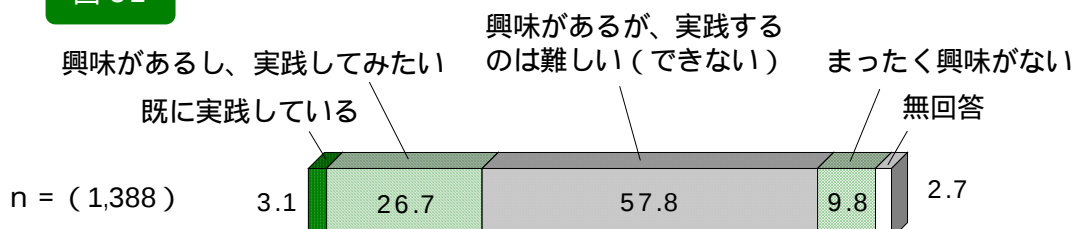


《生ゴミのリサイクルについて》

17 生ゴミのリサイクルを実践することへの興味

生ゴミのリサイクルを実践することへの興味を聞いたところ、「興味があるが、実践するのは難しい(できない)」(57.8%)が過半数を占めている。一方、「興味があるし、実践してみたい」(26.7%)は2割台半ばであるが、「既に実践している」(3.1%)は3%にとどまっている。

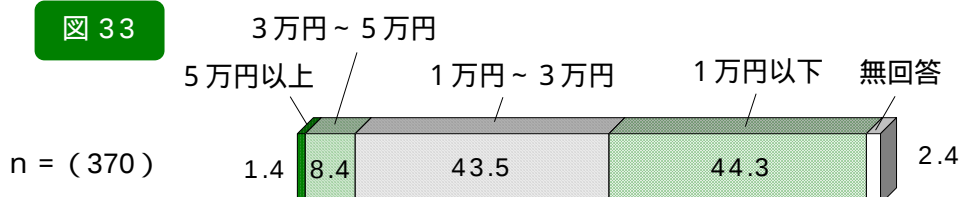
図 32



17 - (1) 生ゴミ処理機を購入してもよい金額

実践してみたい人に、生ゴミ処理機を購入してもよい金額を聞いたところ、「1万円以下」(44.3%)、「1万円～3万円」(43.5%)がそれぞれ4割を超えている。

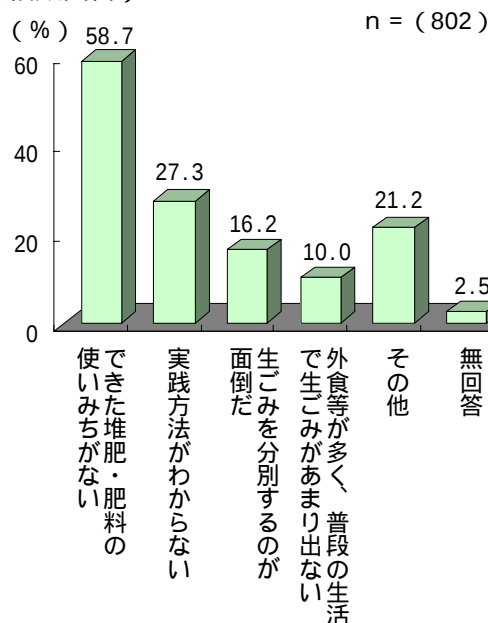
図 33



17 - (2) 実践するのが難しい理由

実践するのが難しいと答えた人に、理由を聞いたところ、「できた堆肥・肥料の使いみちがない」(58.7%)が6割に近く、最も多くなっている。次いで、「実践方法がわからない」(27.3%)、「生ゴミを分別するのが面倒だ」(16.2%)となっている。

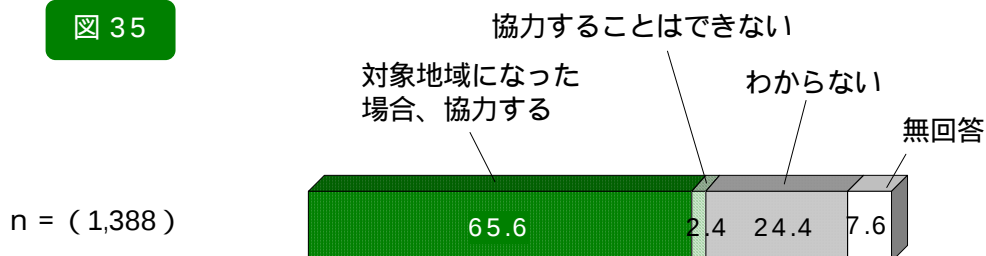
図 34 (複数回答)



18 生ごみリサイクルモデル事業への協力

生ごみリサイクルモデル事業への協力について聞いたところ、「対象地域になった場合、協力する」(65.6%)が6割台半ばと多数を占めている。一方、「協力することはできない」(2.4%)は2%程度にとどまっているが、「わからない」(24.4%)が2割台半ばとなっている。

図 35

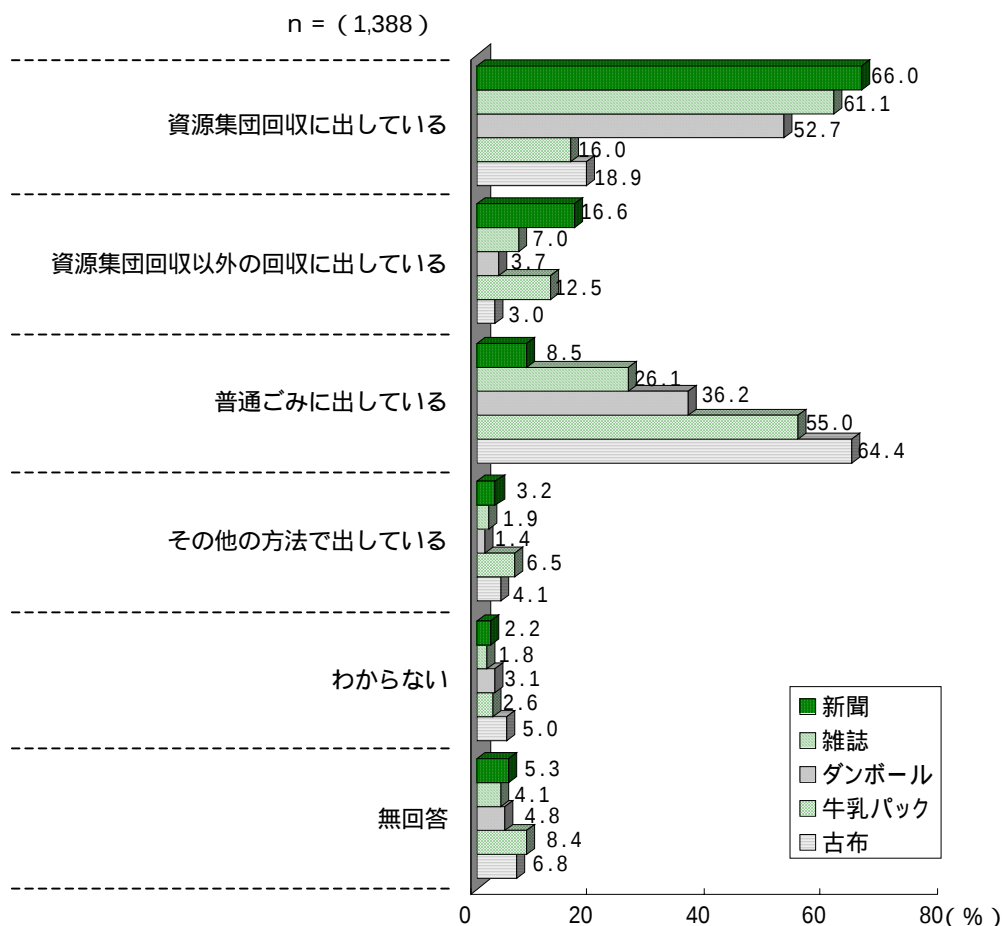


《資源集団回収について》

19 資源集団回収の実施状況

資源集団回収の実施状況を聞いたところ、新聞(66.0%)、雑誌(61.1%)、ダンボール(52.7%)は「資源集団回収に出している」が最も多い。一方、「普通ごみに出している」は、古布(64.4%)、牛乳パック(55.0%)で多い。

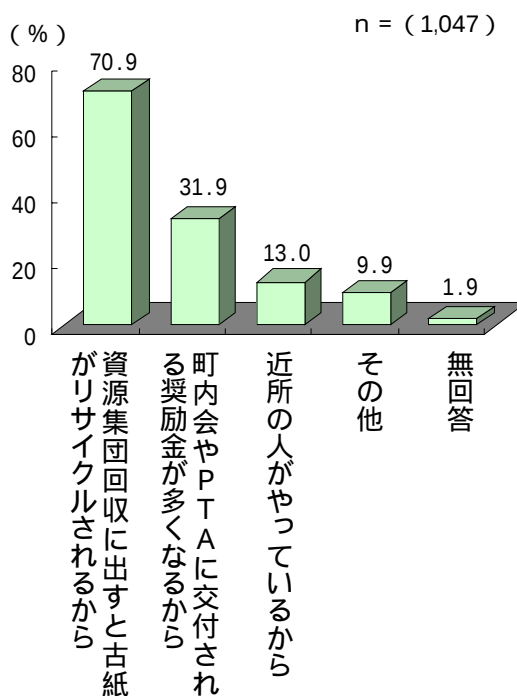
図 36 (複数回答)



19 - (1) 資源集団回収に出している理由

資源集団回収に出している理由を聞いたところ、「資源集団回収に出すと古紙がリサイクルされるから」(70.9%) が7割と最も多かった。次いで、「町内会やP T Aに交付される奨励金が多くなるから」(31.9%) が3割である。

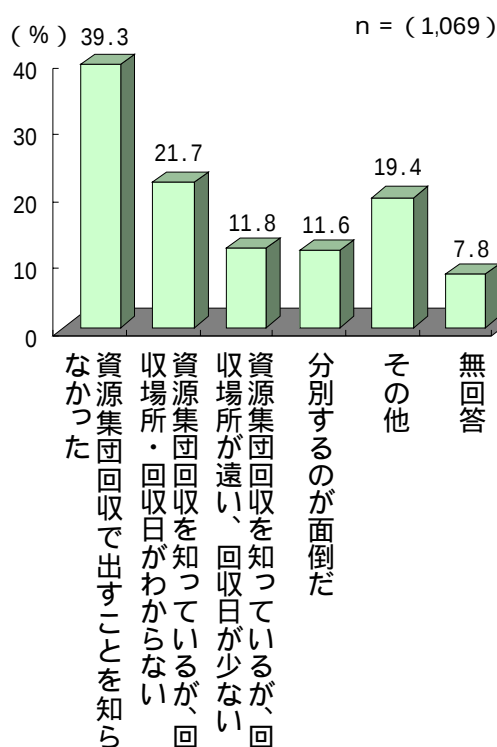
図 37 (複数回答)



19 - (2) 資源集団回収を利用しない理由

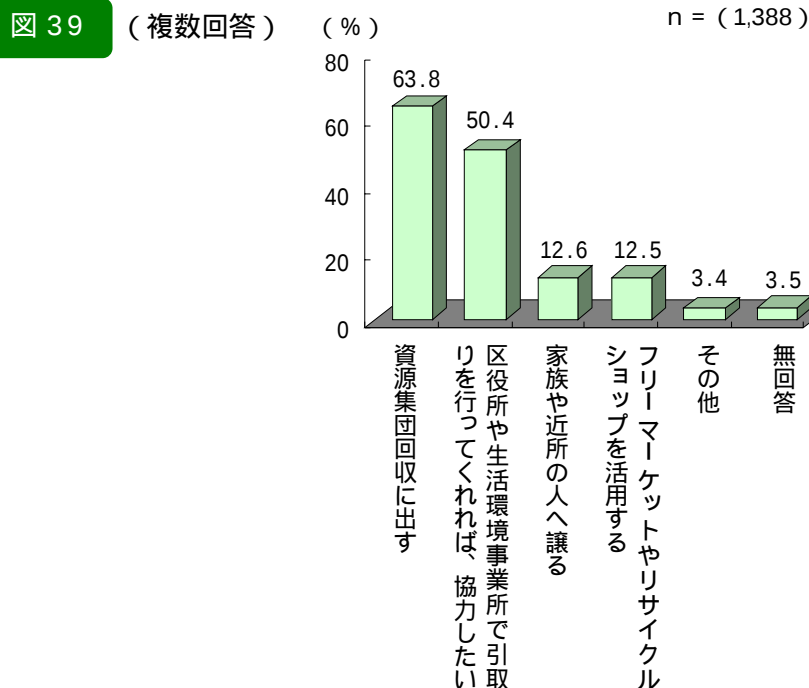
資源集団回収を利用しない理由を聞いたところ、「資源集団回収で出すことを知らなかった」(39.3%) が4割に近く、最も多くなっている。次いで、「資源集団回収を知っているが、回収場所・回収日がわからない」(21.7%) が2割である。

図 38 (複数回答)



20 古布のリサイクルを推進するために協力できること

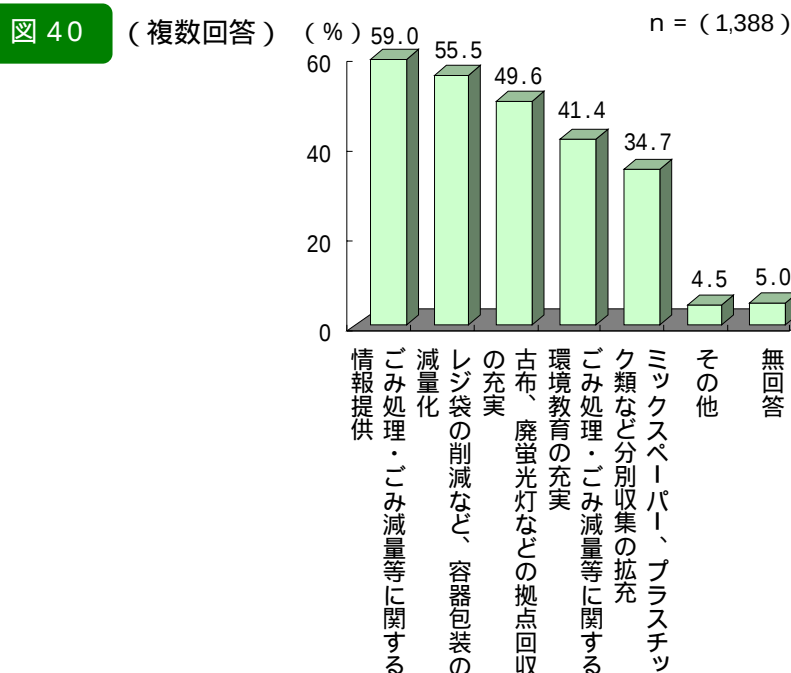
古布のリサイクルを推進するために協力できることを聞いたところ、「資源集団回収に出す」(63.8%)が6割を超えて最も多く、次いで「区役所や生活環境事業所で引取りを行ってくれば、協力したい」(50.4%)が半数を超えている。



《3Rの施策の推進について》

21 3Rの施策を推進するための取り組み

3Rの施策を推進するために重要な取り組みを聞いたところ、「ごみ処理・ごみ減量等に関する情報提供」(59.0%)が6割に近く、最も多くなっている。次いで、「レジ袋の削減など、容器包装の減量化」(55.5%)が半数を超えている。以下、「古布、廃蛍光灯などの拠点回収の充実」(49.6%)、「ごみ処理・ごみ減量等に関する環境教育の充実」(41.4%)の順となっている。



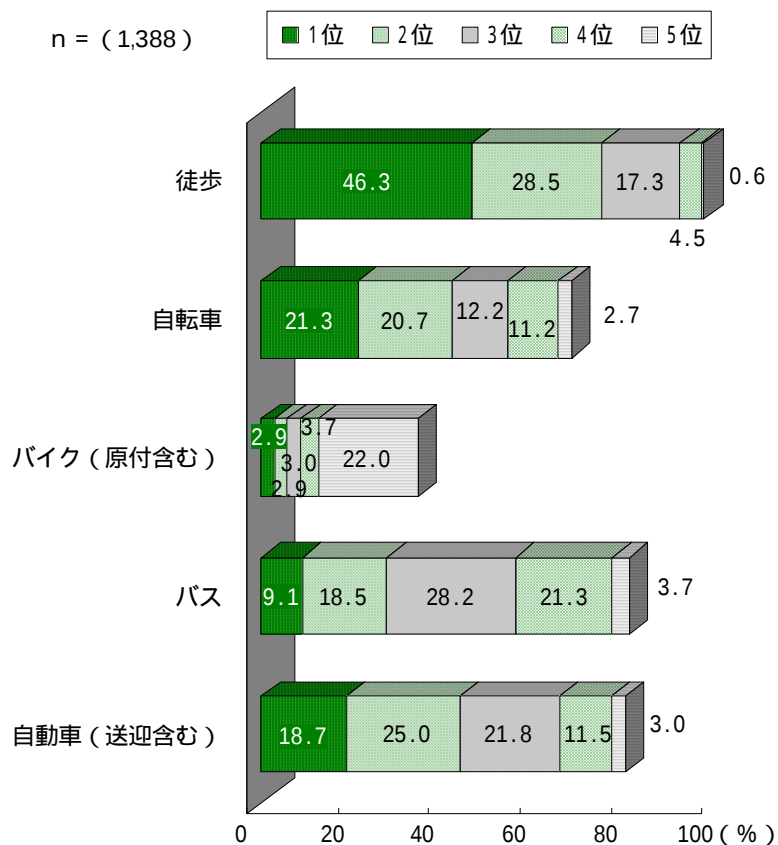
4 道路について

22 「道路利用時の交通手段」について

「道路利用時の交通手段」について聞いたところ、1位は「徒歩」(46.3%)が4割台半ばで最も多くなっている。

図 41

n = (1,388)

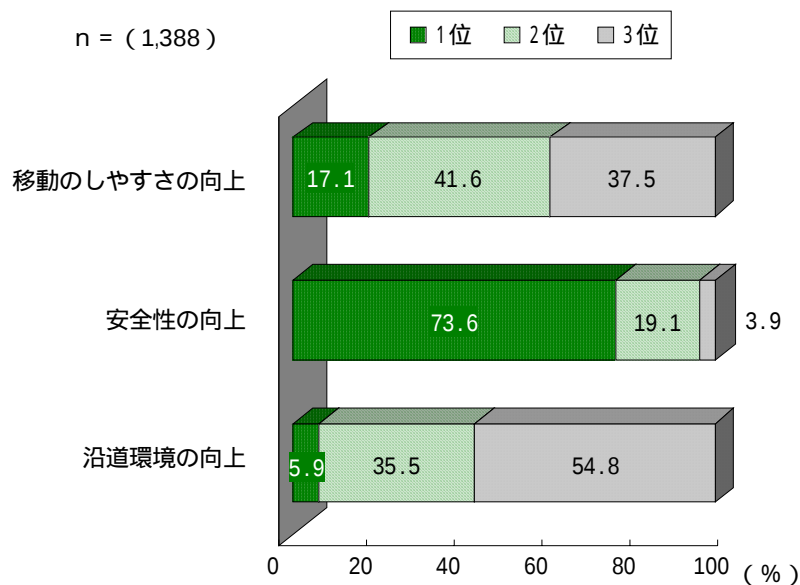


23 「道路の機能（役割）の向上」について

「道路の機能（役割）の向上」のために重要度が高いものを聞いたところ、1位は「安全性の向上」（73.6%）が7割を超えて最も多い。

図 42

n = (1,388)

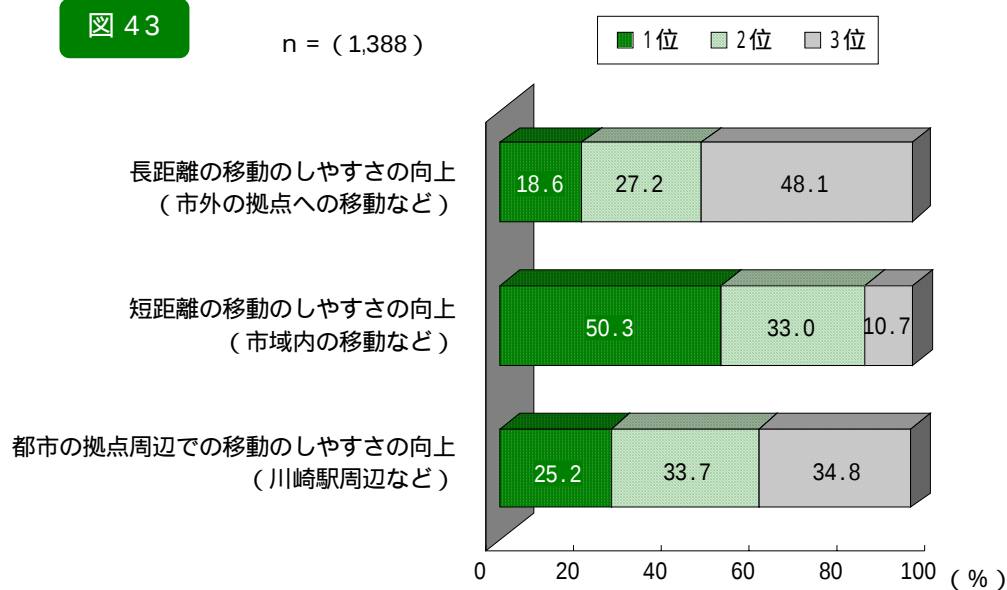


24 「ある2地点間の移動のしやすさの向上」について

「ある2地点間の移動のしやすさの向上」のために重要度が高いものを聞いたところ、1位は「短距離の移動のしやすさの向上（市域内の移動など）」（50.3%）が半数を超えている。

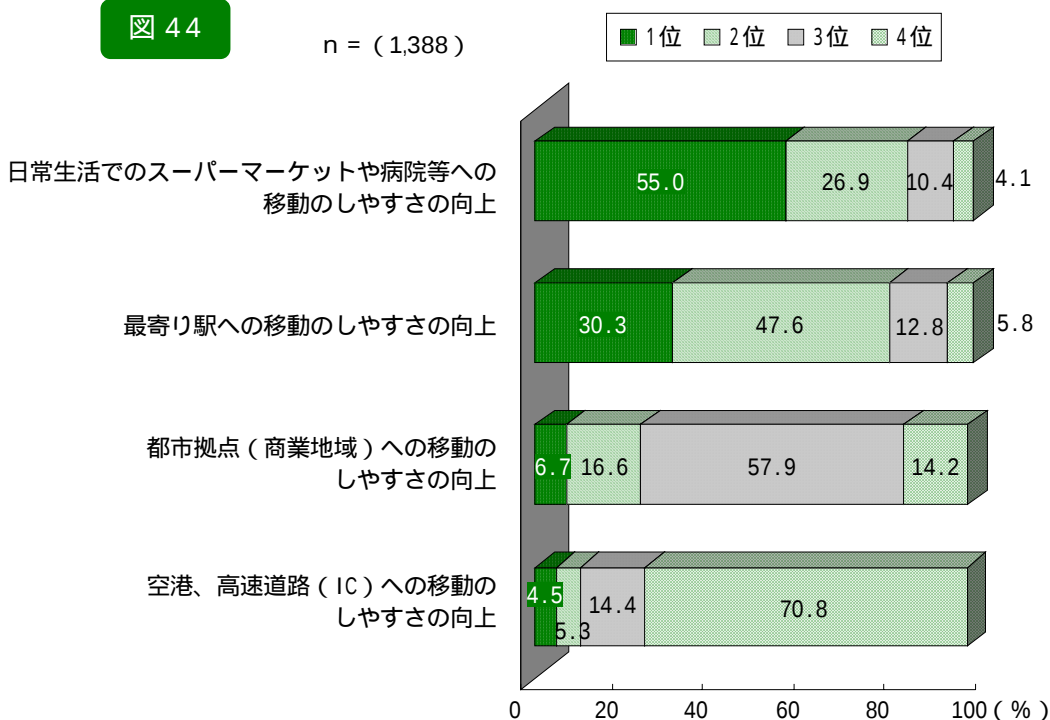
図 43

n = (1,388)



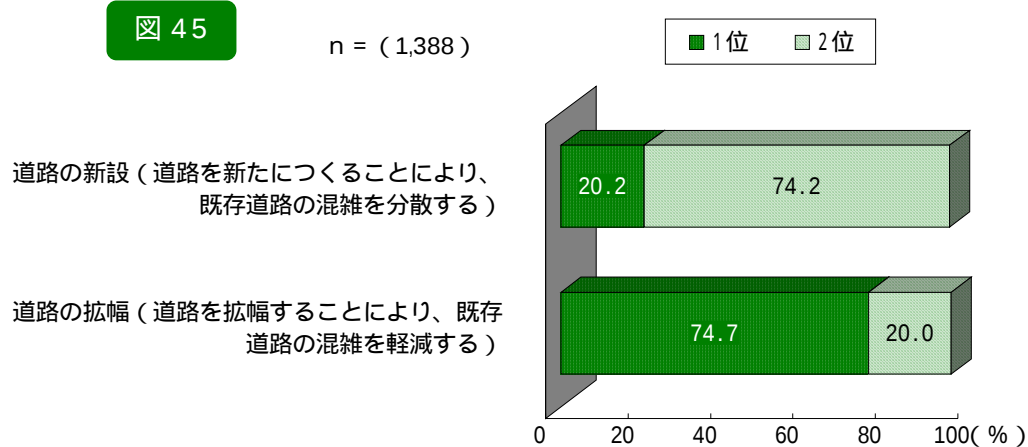
25 「ある地点への移動のしやすさの向上」について

「ある地点への移動のしやすさの向上」のために重要度が高いものを聞いたところ、1位は「日常生活でのスーパーマーケットや病院等への移動のしやすさの向上」(55.0%)が過半数で特に多くなっている。



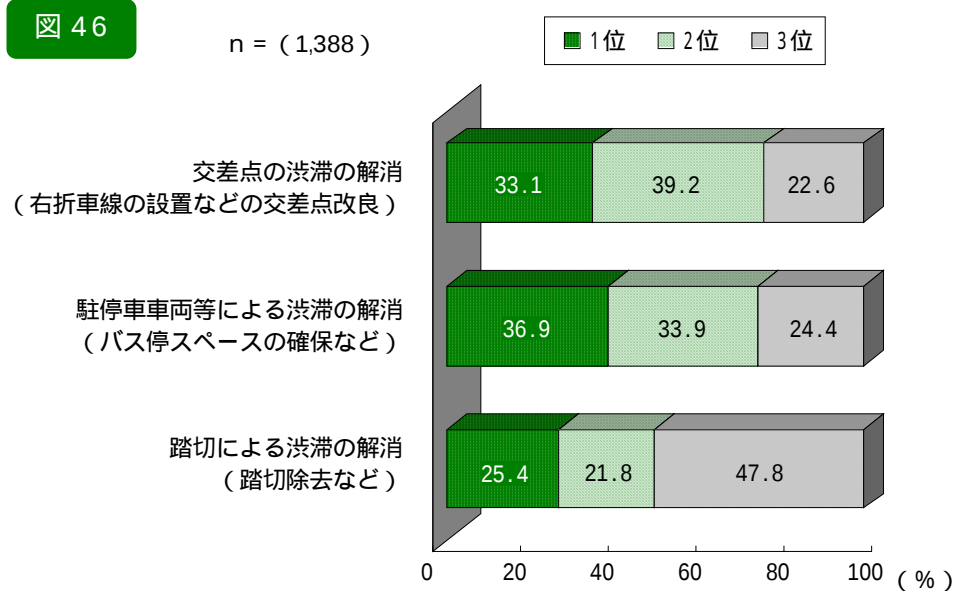
26 「道路整備の方針」について

「道路整備の方針」のために重要度が高いものを聞いたところ、1位は「道路の拡幅」(74.7%)が7割台半ばと多い。



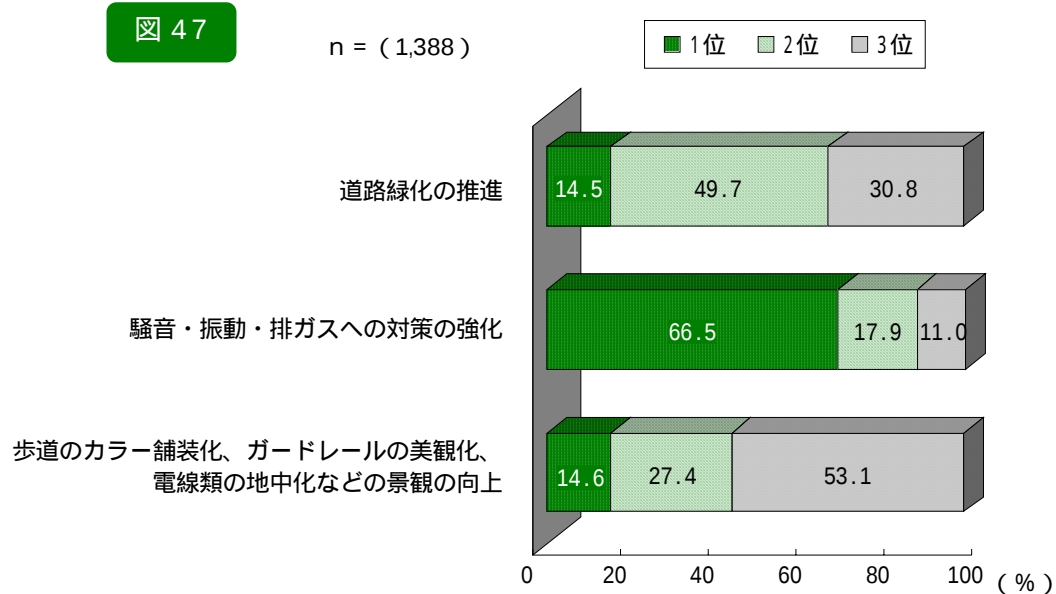
27 「道路渋滞の解消方法」について

「道路渋滞の解消方法」のために重要度が高いものを聞いたところ、1位は「駐停車車両等による渋滞の解消」(36.9%)、「交差点の渋滞の解消」(33.1%)、「踏切による渋滞の解消」(25.4%)の順に多くなっている。



28 「沿道環境の向上」について

「沿道環境の向上」のために重要度が高いものを聞いたところ、1位は「騒音・振動・排ガスへの対策の強化」(66.5%)が過半数を占めている。

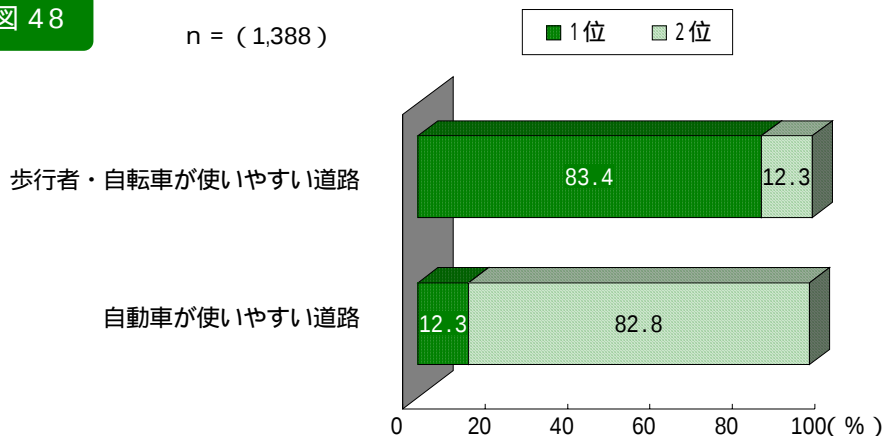


29 「道路の使いやすさ」について

「道路の使いやすさ」について重要度が高いものを聞いたところ、1位は「歩行者・自転車が使いやすい道路」(83.4%)が8割と大多数を占めている。

図 48

n = (1,388)

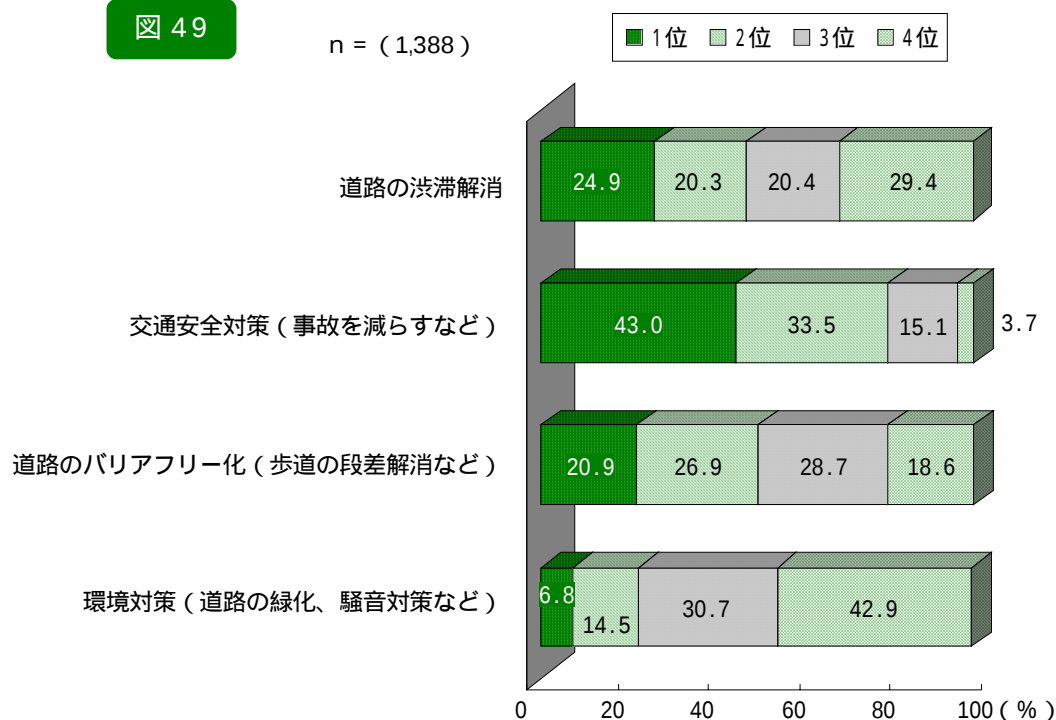


30 「道路整備の手段・方法」について

「道路整備の手段・方法」について重要度が高いものを聞いたところ、1位は「交通安全対策」(43.0%)が4割を超えて最も多い。

図 49

n = (1,388)



平成18年度第1回かわさき市民アンケート概要版

平成18年11月

発行 川崎市総務局市民情報室市民の声担当

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2292

FAX 044-200-3919

平成18年度第2回 かわさき市民アンケート 概要版

調査の概要

調査設計等	調査対象	川崎市在住の満20歳以上の男女個人	調査方法	郵送法
	標本数	3,000 標本	調査期間	平成18年11月17日(金)~12月1日(金)
	標本抽出	住民基本台帳及び外国人登録原票からの層化二段無作為抽出	有効回収数	1,270 標本
			有効回収率	42.3%
調査項目	1 定住状況について 2 生活環境の評価について 3 関心ごとと行動範囲について 4 市政に対する評価と要望について 5 安全・安心のまちづくりについて		6 選挙について 7 救急車利用について 8 火災予防について 9 コミュニティビジネスについて 10 川崎市職員について	

基数となるべき実数（n）は、設問に対する回答者数である。また、本文中の「百分率」は小数点第2位を四捨五入しているため、あるいは複数回答のため、数値の合計が100にならない場合がある。

調査回答者の属性

1 性別

	基 数	構成比
1 男性	528	41.6%
2 女性	699	55.0
（無回答）	43	3.4
合 計	1,270	100.0

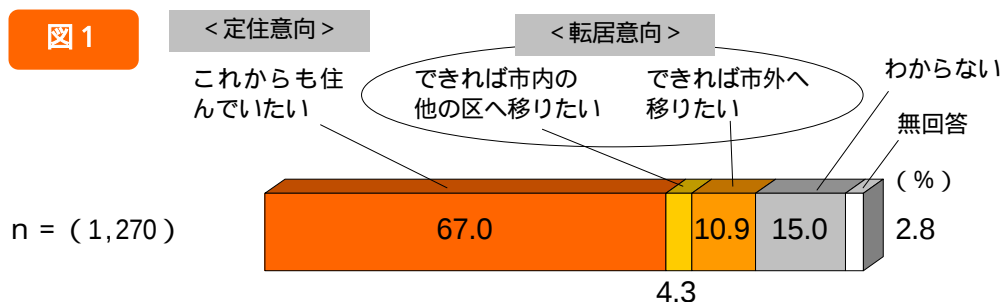
2 年齢・性／年齢

	全体		男性		女性		無回答	
	基 数	構成比	基 数	構成比	基 数	構成比	基 数	構成比
1 20歳代	142	11.2%	63	11.9%	79	11.3%	-	-%
2 30歳代	237	18.7	87	16.5	150	21.5	-	-
3 40歳代	213	16.8	88	16.7	125	17.9	-	-
4 50歳代	240	18.9	109	20.6	129	18.5	2	4.7
5 60歳代	227	17.9	97	18.4	130	18.6	-	-
6 70歳以上	174	13.7	84	15.9	85	12.2	5	11.6
（無回答）	37	2.9	-	-	1	0.1	36	83.7
合 計	1,270	100.0	528	100.0	699	100.0	43	100.0

1 定住状況について

1 定住意向

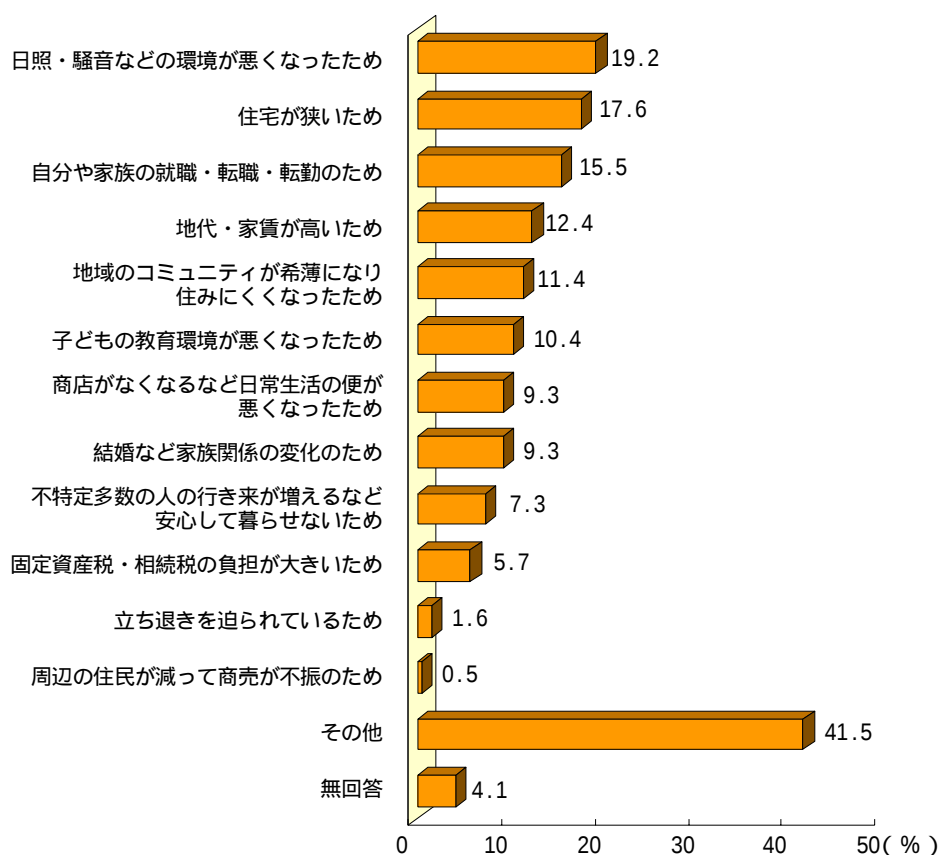
定住意向を聞いた。「これからも住んでいたい」は 67.0%となっている。一方、「できれば市内の他の区へ移りたい」(4.3%)と「できれば市外へ移りたい」(10.9%)をあわせた<転居意向>は1割台半ばとなっている。



1 - (1) 転居意向の理由

「できれば市内の他の区へ移りたい」または「できれば市外へ移りたい」と答えた方に、転居したい理由を聞いた。「日照・騒音などの環境が悪くなったため」(19.2%)、「住宅が狭いため」(17.6%)が2割に近く、「自分や家族の就職・転職・転勤のため」(15.5%)が1割台半ばである。また、「その他」が41.5%となっている。

図2 (複数回答) n = (193)

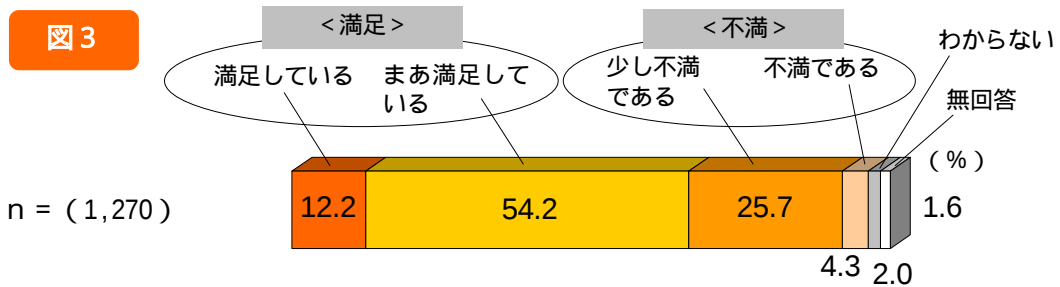


2

生活環境の評価について

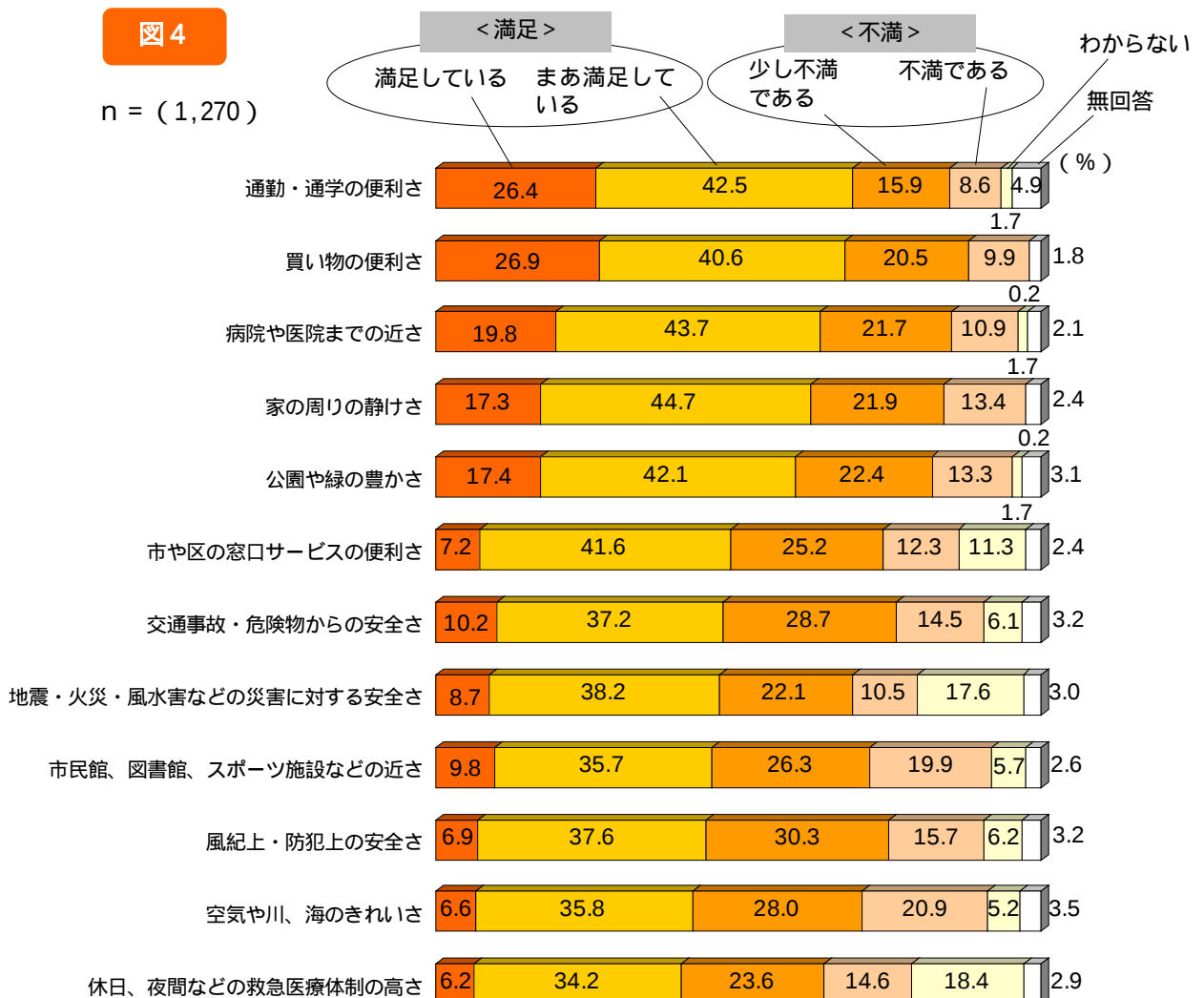
1 総合的な生活環境の満足度

生活環境の評価について、総合的な満足度を聞いた。「満足している」(12.2%)と「まあ満足している」(54.2%)をあわせた<満足>は6割を超えている。一方、「少し不満である」(25.7%)と「不満である」(4.3%)をあわせた<不満>は3割となっている。



2 生活環境の満足度

各項目の満足度について聞いた。<満足>が高いものは『通勤・通学の便利さ』(68.9%)、『買い物の便利さ』(67.5%)、『病院や医院までの近さ』(63.5%)、『家の周りの静けさ』(62.0%)、『公園や緑の豊かさ』(59.5%)などである。

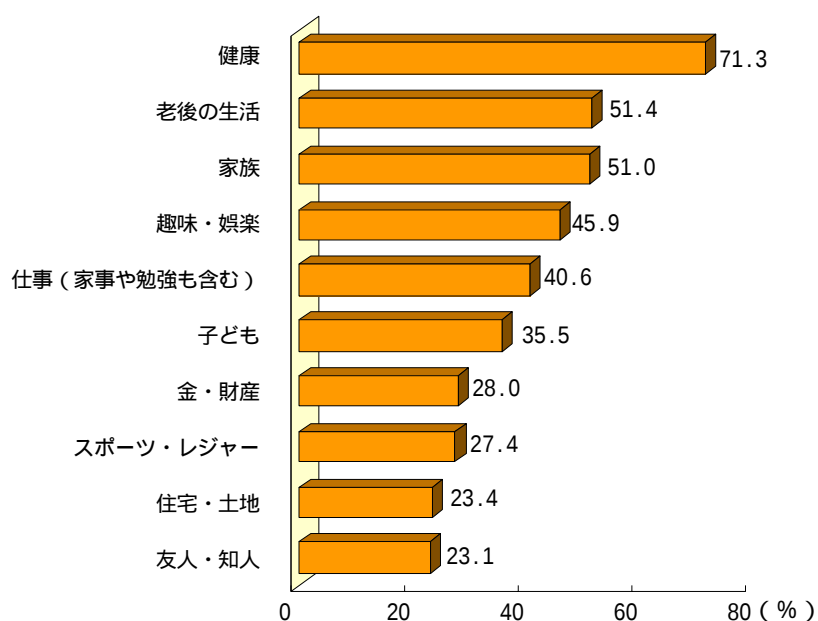


3 関心ごとと行動範囲について

1 関心を持っていること

関心を持っていることを聞いた。「健康」(71.3%)が7割で最も高くなっている。次いで、「老後の生活」(51.4%)と「家族」(51.0%)が5割である。以下、「趣味・娯楽」(45.9%)が4割台半ば、「仕事(家事や勉強も含む)」(40.6%)が4割、「子ども」(35.5%)が3割台半ばという順番で続いている。

図5 (複数回答、上位10項目) n = (1,270)



2 行楽・文化施設の利用・ショッピングの場所

行楽・文化施設の利用・ショッピングの場所を聞いた。『川崎市内』と回答した人が多かったのは、「図書館の利用」(61.1%)で6割となっている。次いで、「レストランなどでの飲食」(53.2%)が5割を超えている。以下、「観劇や映画鑑賞」(40.6%)、「自然に親しむための近距離の行楽」(28.7%)、「スポーツをする(観る)」(26.0%)という順番で続いている。

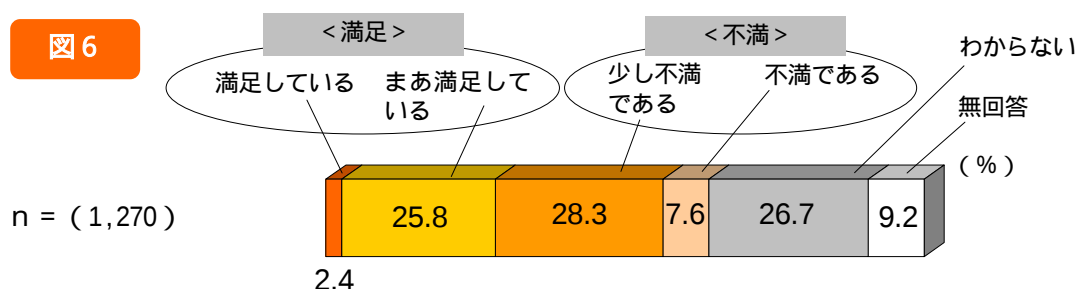
表1 (上位5項目) n = (1,270)

		(%)				
場所	順位	1位	2位	3位	4位	5位
川崎市内		図書館の利用	レストランなどでの飲食	観劇や映画鑑賞	自然に親しむための近距離の行楽	スポーツをする(観る)
		61.1	53.2	40.6	28.7	26.0

4 市政に対する評価と要望について

1 施策や事業の総合的な満足度

施策や事業の総合的な満足度を聞いた。「満足している」(2.4%)と「まあ満足している」(25.8%)をあわせた<満足>は2割台半ばを超えている。一方、「少し不満である」(28.3%)と「不満である」(7.6%)をあわせた<不満>は3割台半ばとなっている。



2 市政の仕事でよくやっていると思うこと

市政の仕事で、よくやっていると思うことを聞いた。「日常のごみ収集やリサイクル」(54.2%)が最も高くなっている。次いで、「飲料水の安定供給」(33.2%)、「下水道の整備」(31.7%)、「主要な駅周辺の再開発」(30.5%)が高く、それぞれ3割を超えている。

表2 (複数回答、上位10項目) n = (1,270)

順位	1位	2位	3位	4位	5位
項目	日常のごみ収集やリサイクル	飲料水の安定供給	下水道の整備	主要な駅周辺の再開発	健康診断、がん検診、健康相談など、健康づくりのための施策
	54.2	33.2	31.7	30.5	24.2
順位	6位	7位	8位	10位	
項目	美術館、各種ホールなど文化施設の整備	バスなどの交通網の整備	道路、公園、広場の美化・清掃	放置自転車、駐輪場の整備などの自転車対策	公園の整備や維持管理
	23.2	23.1	22.7	22.7	20.9

3 市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと

市政の仕事で、今後特に力を入れてほしいことを聞いた。「防犯対策」(53.3%)、「老人ホーム建設、老人医療の充実など、高齢者のための施策」(52.9%)、「病院、診療所の整備や救急医療体制の整備」(51.9%)がそれぞれ半数を超えている。

表3 (複数回答、上位10項目) n = (1,270)

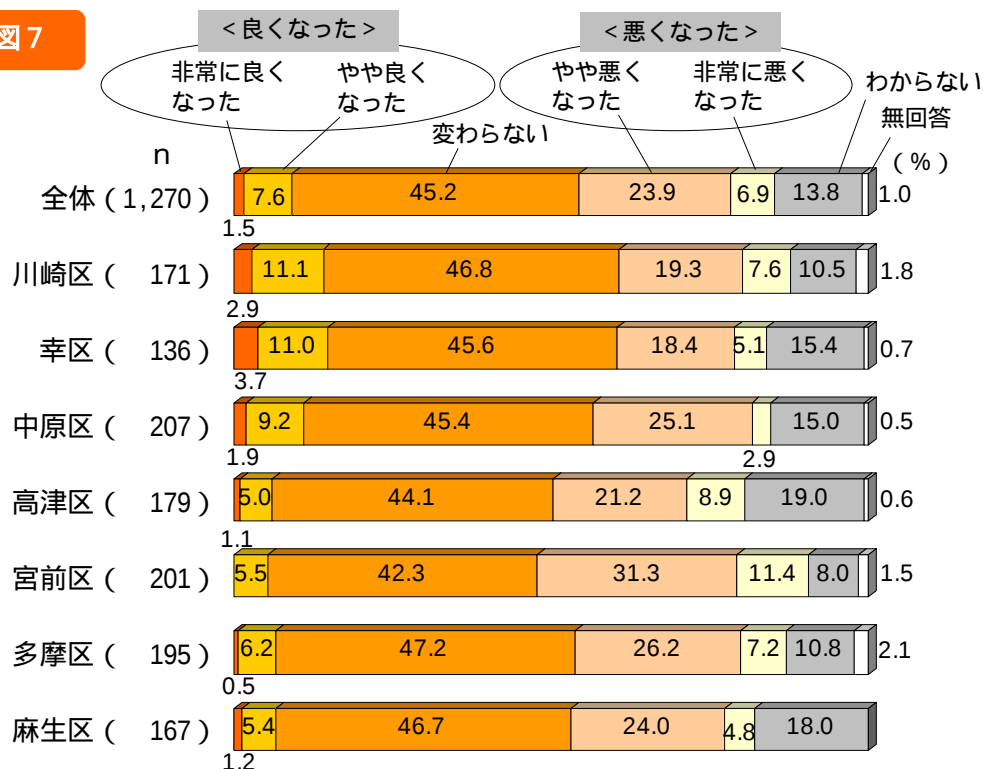
順位	1位	2位	3位	4位	5位
項目	防犯対策	老人ホーム建設、老人医療の充実など、高齢者のための施策	病院、診療所の整備や救急医療体制の整備	大気汚染や騒音・振動などの公害防止対策	自然や緑の保全
	53.3	52.9	51.9	41.7	40.6
順位	6位	7位	8位	10位	
項目	健康診断、がん検診、健康相談など、健康づくりのための施策	放置自転車、駐輪場の整備などの自転車対策	心身の不自由な人のための施策	道路、公園、広場の美化・清掃	交通安全対策
	40.0	39.8	39.0	39.0	38.4

5 安全・安心のまちづくりについて

1 地域の治安状況の変化

治安状況の変化について聞いた。地域別でみると、＜良くなった＞は幸区（14.7％）と川崎区（14.0％）で1割台半ば、次いで中原区（11.1％）で1割を超えている。＜悪くなった＞は宮前区（42.7％）で4割を超えて最も高い。次いで多摩区（33.4％）、高津区（30.1％）で3割を超えている。

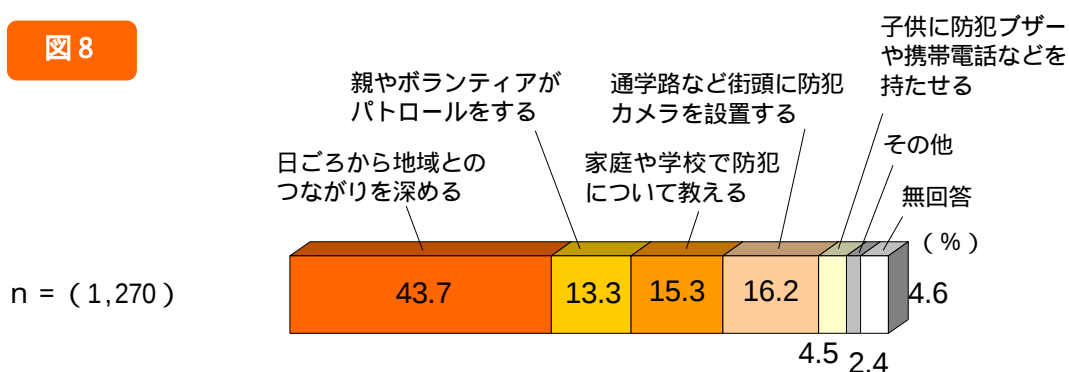
図7



2 子供の安全を守るために効果的な取組み

子供の安全を守るために効果的な取組みについて聞いた。「日ごろから地域とのつながりを深める」(43.7％)が4割台半ばとなっている。

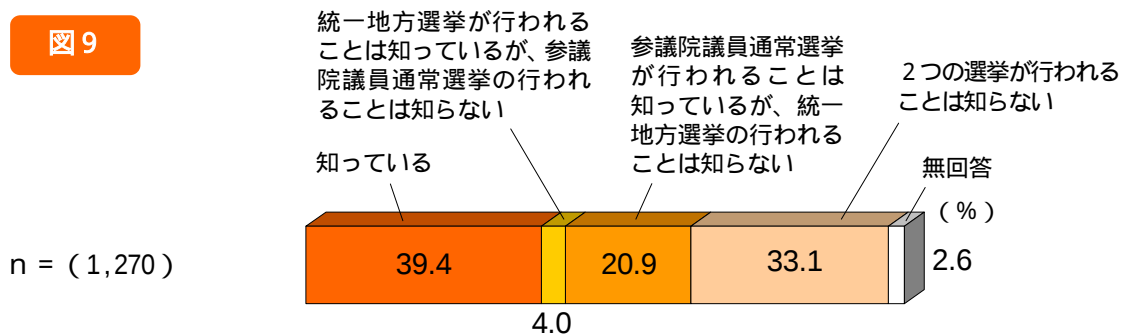
図8



6 選挙について

1 統一地方選挙と参議院議員通常選挙の認知状況

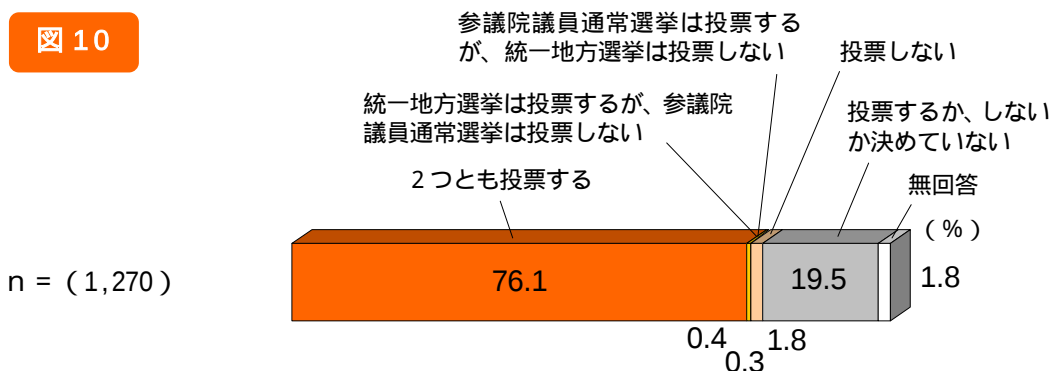
平成 19 年の統一地方選挙(川崎市議会議員選挙・神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙)と参議院議員通常選挙の認知状況を聞いた。2つの選挙を「知っている」(39.4%)が4割に近く、統一地方選挙は4割、参議院議員通常選挙は6割の認知度である。また、「2つの選挙が行われることは知らない」(33.1%)は3割を超えている。



2 2つの選挙への投票意向

2つの選挙への投票意向を聞いた。「2つとも投票する」(76.1%)が7割台半ばで最も高くなっている。また、「投票するか、しないか決めていない」(19.5%)は2割である。

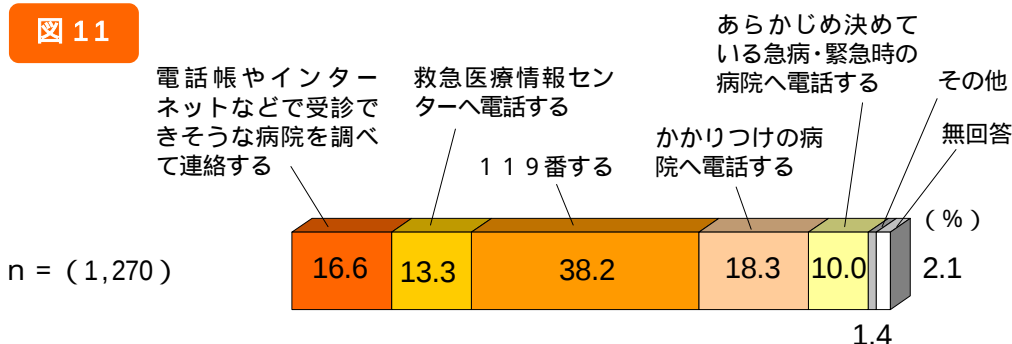
なお、どちらかまたは両方の選挙に「投票しない」と答えた方の理由は、「どの人、どの政党がよいかわからないから」(37.5%)、「その他」(37.5%)が多い。



7 救急車利用について

1 急病・緊急時の病院の利用方法

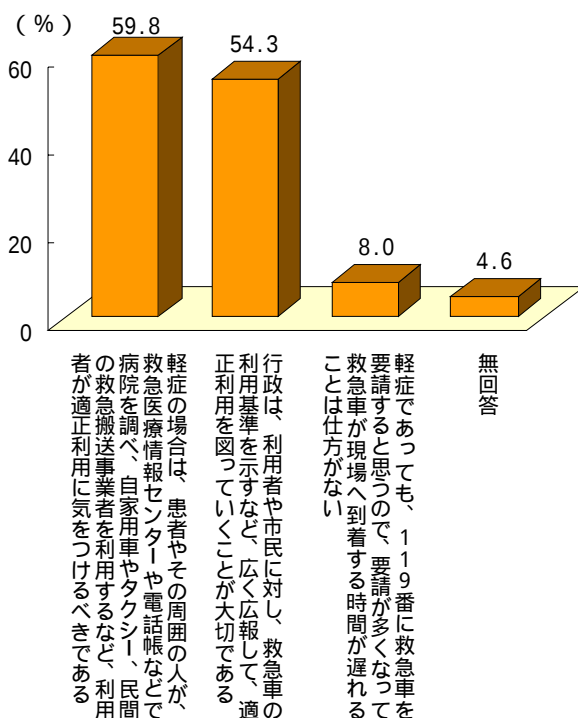
急病・緊急時の病院の利用方法を聞いた。救急医療情報センターや電話帳などで病院を調べる人が約3割、「119番する」(38.2%)の人が4割近く、かかりつけの病院や急病・緊急時の病院へ電話する人が3割近くになっている。



2 救急車の適正利用について

救急車の適正利用について聞いた。「軽症の場合は、患者やその周囲の人が、救急医療情報センターや電話帳などで病院を調べ、自家用車やタクシー、民間の救急搬送事業者を利用するなど、利用者が適正利用に気をつけるべきである」(59.8%)が6割、「行政は、利用者や市民に対し、救急車の利用基準を示すなど、広く広報して、適正利用を図っていくことが大切である」(54.3%)が半数以上である。

図 12 (複数回答) n = (1,270)

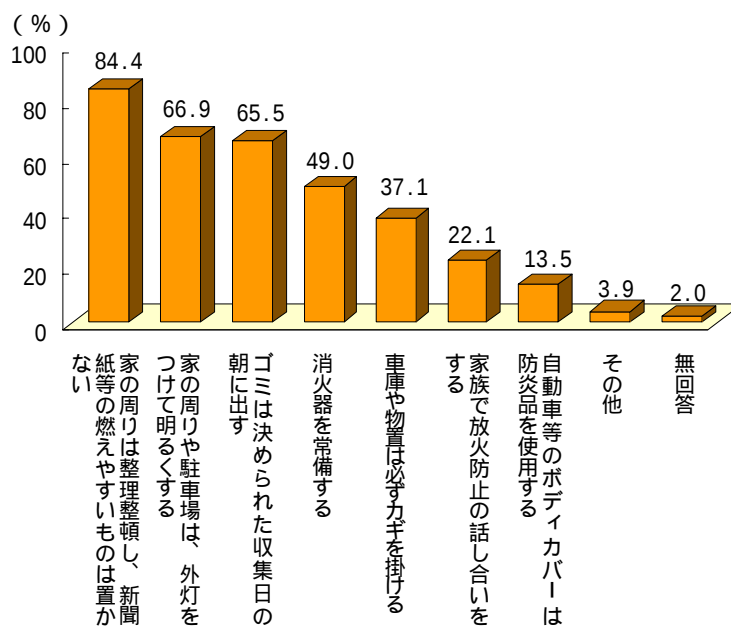


8 火災予防について

1 放火防止対策

放火防止対策を聞いた。「家の周りは整理整頓し、新聞紙等の燃えやすいものは置かない」(84.4%)が8割台半ばで最も高くなっている。次いで、「家の周りや駐車場は、外灯をつけて明るくする」(66.9%)、「ゴミは決められた収集日の朝に出す」(65.5%)が6割台半ば、「消火器を常備する」(49.0%)が約半数となっている。

図 13 (複数回答) n = (1,270)



9 コミュニティビジネスについて

1 コミュニティビジネスの認知状況

コミュニティビジネスの認知状況を聞いた。「知っていた」(6.1%)は1割に満たない。また、「聞いたことはあるが内容は知らない」(20.9%)とあわせると、名称を知っている人は4人に1人を超えている。一方、「知らなかった」(68.8%)は7割近くを占める。



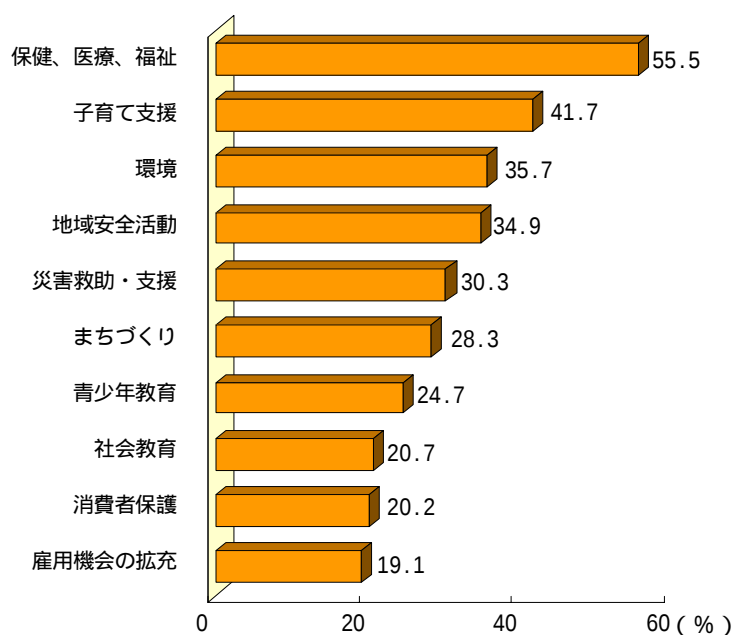
【参考】コミュニティビジネスとは・・・

地域の課題に対し、地域住民が主体的に、地域資源等を活かし、「ビジネス」の手法により解決する取り組みです。

2 身の回りにおいて解決すべき、実施すべき地域課題の有無

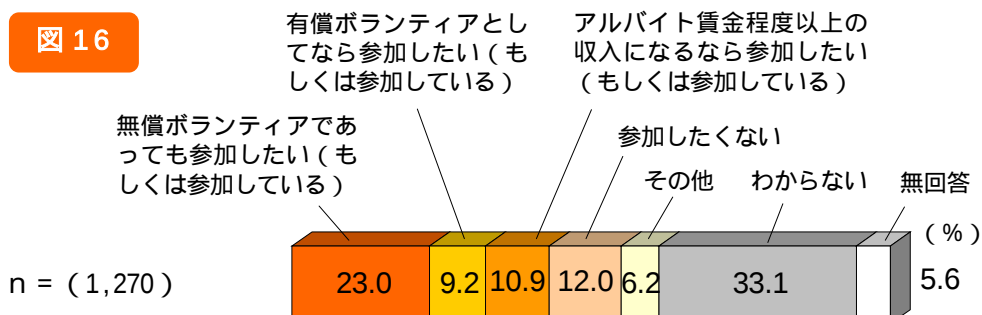
身の回りにおいて解決すべき、実施すべき地域課題の有無を聞いた。「保健、医療、福祉」(55.5%)が半数を超えて最も高い。次いで、「子育て支援」(41.7%)が4割、「環境」(35.7%)、「地域安全活動」(34.9%)が3割台半ばとなっている。以下、「災害救助・支援」(30.3%)、「まちづくり」(28.3%)の順番で続いている。

図 15 (複数回答、上位10項目) n = (1,270)



3 地域課題についての取組みの活動参加意向

地域課題についての取組みの活動参加意向を聞いた。有償もしくは無償であっても参加する意志のある人が4割を超えている。また、「参加したくない」人は1割強である。

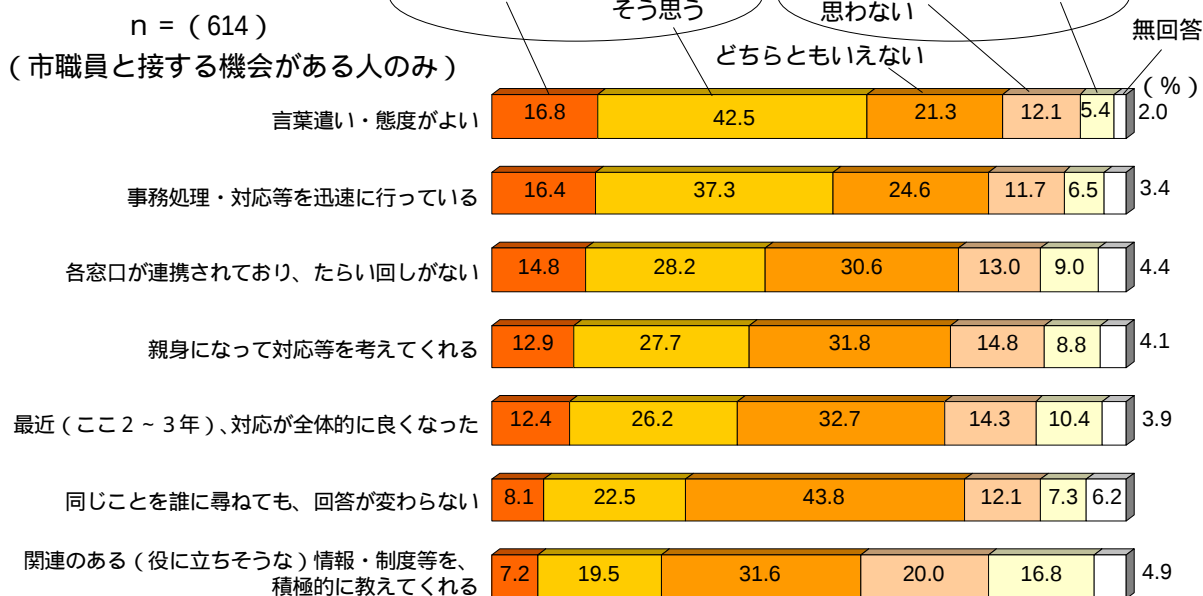


10 川崎市職員について

1 市職員による市民対応等

市職員と接する機会がある人に、市職員による市民対応について聞いた。＜そう思う＞が高いものは、『言葉遣い・態度がよい』（59.3%）、『事務処理・対応等を迅速に行っている』（53.7%）である。

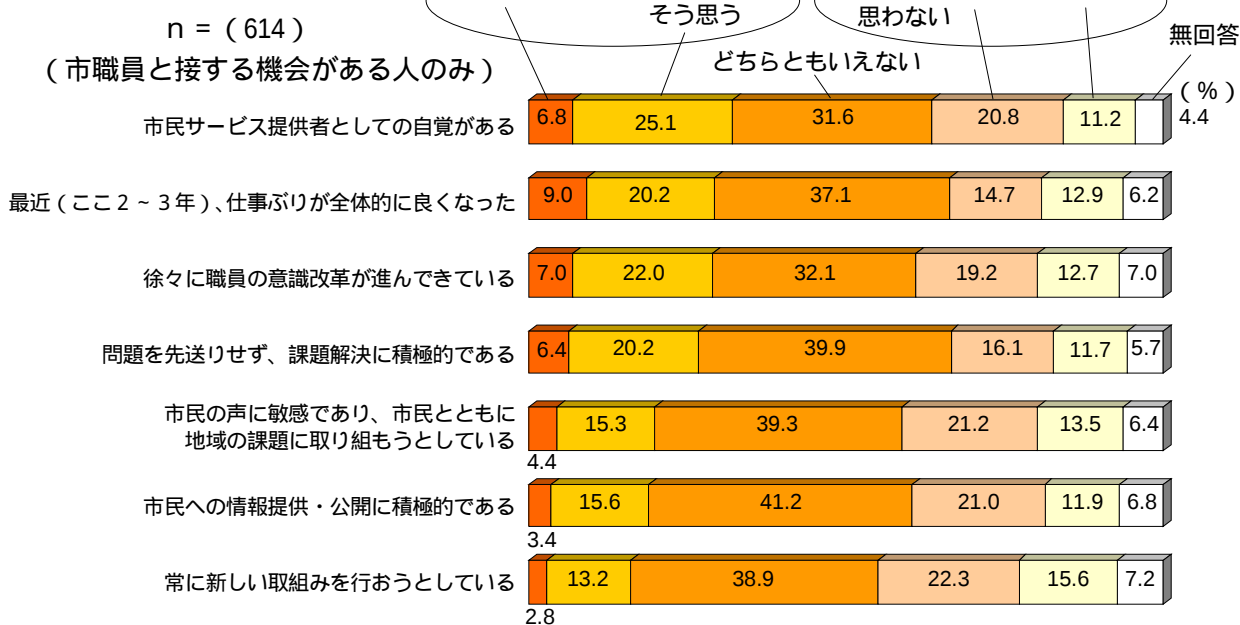
図 17



2 市職員の仕事ぶりの印象について

市職員と接する機会がある人に、市職員の仕事ぶりの印象について聞いた。＜そう思う＞が高いものは、「市民サービス提供者としての自覚がある」（31.9%）などである。

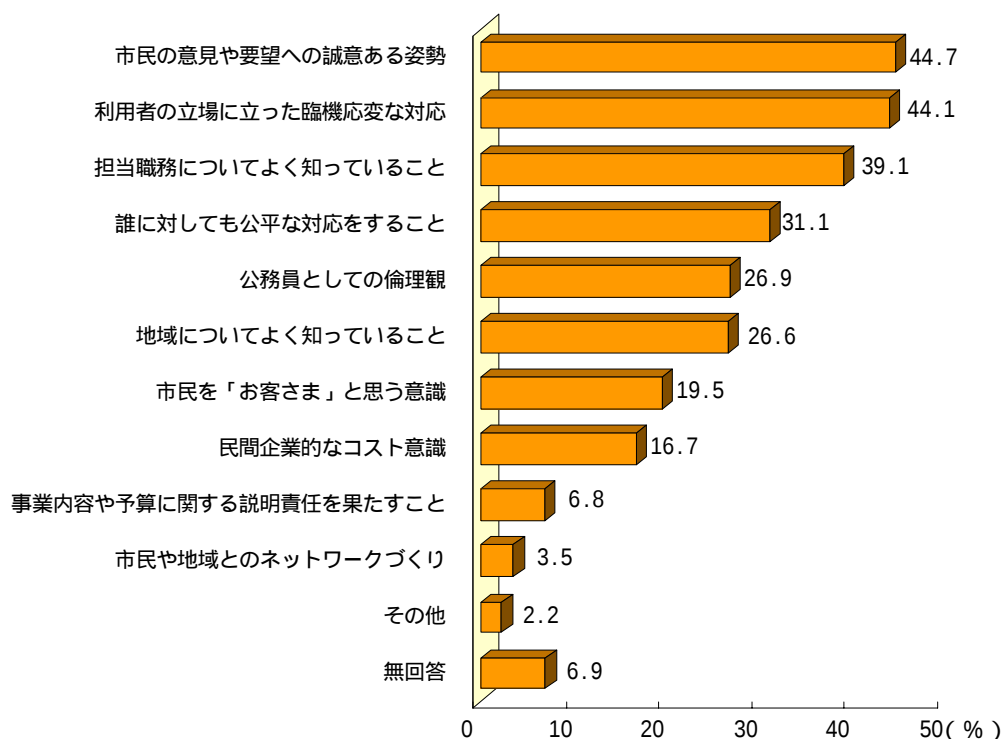
図 18



3 市職員に求めること

市職員に求めることを聞いた。「市民の意見や要望への誠意ある姿勢」(44.7%)と「利用者の立場に立った臨機応変な対応」(44.1%)がそれぞれ4割台半ばで高くなっている。次いで、「担当職務についてよく知っていること」(39.1%)が4割である。以下、「誰に対しても公平な対応をすること」(31.1%)、「公務員としての倫理観」(26.9%)、「地域についてよく知っていること」(26.6%)の順番で続いている。

図 19 (複数回答) n = (1,270)



平成18年度第2回かわさき市民アンケート概要版

平成19年3月

発行 川崎市総務局市民情報室市民の声担当

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2292

FAX 044-200-3919

パブリックコメント手続条例

本市では、自治基本条例の基本理念に基づいて、より一層、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図ることを目的に、同条例第 30 条に位置付けられたパブリックコメント手続を制度化するため、「川崎市パブリックコメント手続条例」を制定し、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとしました。

パブリックコメント手続条例は、市民の生活にとって重要である政策等を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、市民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表する一連の手続を、市の共通ルールとして定めたものです。

今後は、このルールに基づき、パブリックコメント手続を適切に実施することにより、政策等を定める過程での市民への説明責任や応答責任を的確に果たし、それぞれの政策等についての市民の理解が十分に得られるよう運用を図っていきます。

『パブリックコメント手続』とは、

市民の生活にとって重要である政策等（行政計画や条例案、審査や処分の基準等）を策定（変更、廃止を含む。）する際に行う、次の一連の手続をいいます。

【パブリックコメント手続の流れ図参照】

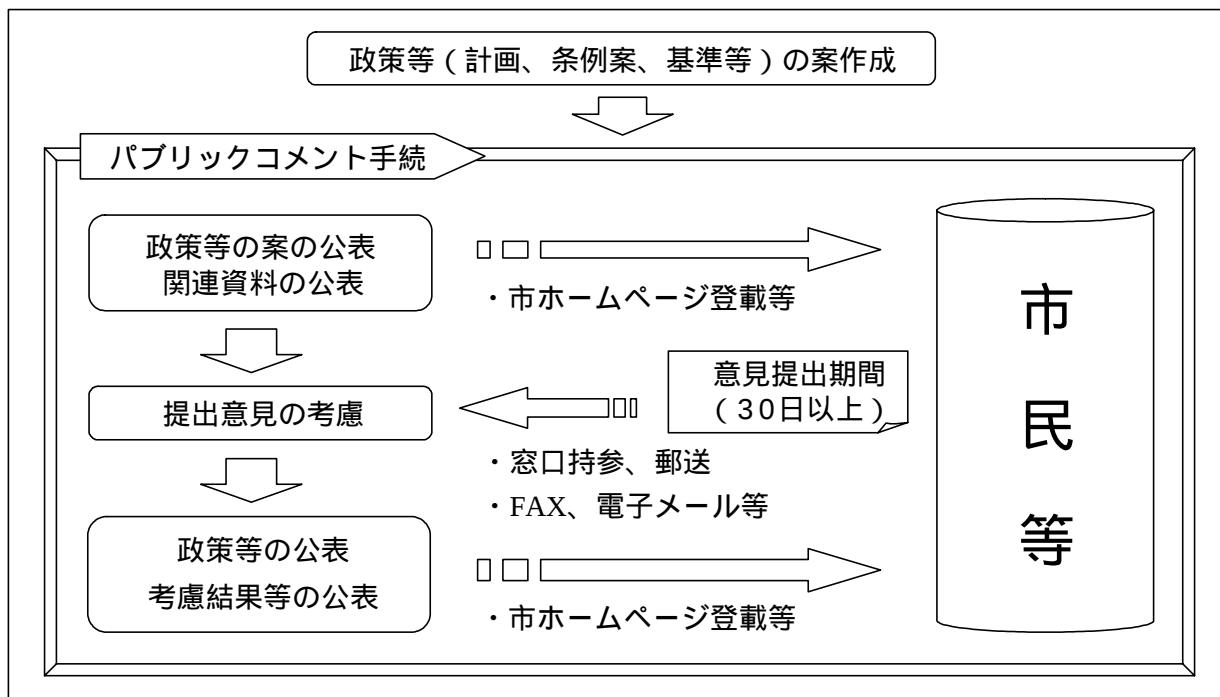
政策等の案や関連する資料をあらかじめ公表します。

政策等の案の公表の日から 30 日以上意見提出期間を設け、意見を募集します。

政策等を策定する場合は、提出を受けた意見を十分に考慮します。

策定した政策等の公表と同時期に、提出を受けた意見の内容と意見を考慮した結果等を併せて公表します。

【パブリックコメント手続の流れ図】



➤ 平成 19 年 1 月から現在までにパブリックコメント手続を実施している政策等

政策等の名称	意見募集期間
環境影響評価等技術指針	1/5～2/5
平成 19 年度食品衛生監視指導計画	1/22～2/22
川崎市立井田病院再編整備基本計画	1/26～2/25
多摩川プラン	1/30～2/28
耐震改修促進計画	2/1～3/2
下水道基本構想	2/13～3/14
保育基本計画（改訂版）	2/15～3/16
新事業の開拓を図る者の認定に関する要綱	2/26～3/27
景観計画	3/15～4/13

全て、結果の公表については、平成 19 年 3 月末以降の予定

パブリックコメント手続条例制定以前からも、市民意見募集手続は行われていた。（平成 17 年度に策定された計画や方針では 10 件、平成 17 年に公布された条例では 8 件、合計 18 件である。）

現在、川崎市ホームページ上の「パブリックコメント」において、意見募集を実施

●住民投票制度の創設に向けた検討報告書・概要版

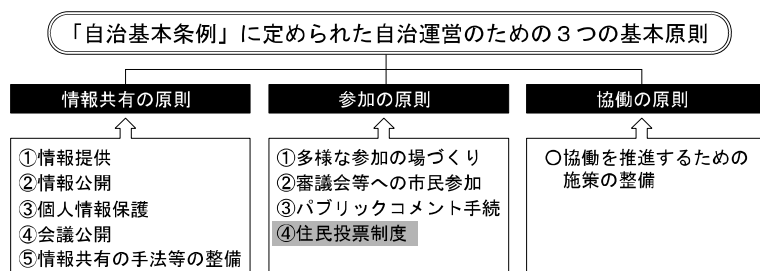
川崎市住民投票制度検討委員会

川崎市住民投票制度検討委員会では、2005（平成17）年12月から2006（平成18）年9月までの約10か月間、川崎市にふさわしい住民投票制度のあり方について示すことを目的として、具体的な制度創設に向けた検討を行いました。そして、これまでの検討内容をまとめたものが『住民投票制度の創設に向けた検討報告書』であり、これは、その概要を示したものです。

住民投票制度 は ……………

「川崎市自治基本条例」に定められた参加の自治運営の原則に基づく重要な制度です

- 「川崎市自治基本条例（2005年4月施行）」は、公募市民と学識者によって検討された『自治基本条例検討委員会報告書』の内容を最大限尊重して条文化したものであり、住民投票制度は、その中で参加の自治運営の原則に基づく重要な制度のひとつとして位置付けられています。



川崎市自治基本条例パンフレット
（2006年4月発行版）

- 住民投票制度検討委員会では、自治基本条例における住民投票制度の規定と解釈を踏まえて、議論を行いました。

■自治基本条例における住民投票制度の規定

（住民投票制度）

第31条 市は、住民（川崎市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

■自治基本条例における住民投票制度の解釈

- ・住民投票結果に対する尊重義務が課せられるのは、議会と市長であること
- ・拘束型ではなく、諮問型の住民投票制度であること
- ・市民（自治基本条例検討委員会委員）の思いとしては、常設型の住民投票制度構築がふさわしいということ
- ・投票の対象事項は、具体・個別の事項を想定しているものではないが、市政に係る重要事項である必要があること
- ・投票発議ができる者は自然人（権利義務等の主体となる個人）たる住民、議会、市長であること
- ・住民の範囲から未成年者を排除する理由はなく、少なくとも18歳以上の未成年者は住民の範囲に含まれるべきこと
- ・住民の範囲には外国人は当然に含まれること
- ・情報提供の主体や方法は検討が必要なものの、住民への情報提供は制度運用において重要であること

制度創設にあたっての基本的な考え方

1 制度創設の意義

- これまで、全国で紛争解決の一手段として住民投票が実施され、今後もこのような場面で住民投票が実施される意義は、決して否定されるものではありません。しかも、住民ニーズが多様化、複雑化していく中で、今後、住民の生活に重大な影響を及ぼすことが想定されるような事案について議会や市長が政策決定を行う場合には、これまで以上に住民の意思を反映していくことが求められることになり、その際、住民の意思を確認する手段としても、住民投票制度は効果的な役割を果たすものと考えられます。
- 住民投票制度は、議会や市長の意思決定に住民の総意を反映させるための手段であり、投票結果に対する尊重義務を生じさせるものであることから、議会や市長の持つ固有の権限を侵すものではなく、むしろ間接民主制を補完し、活性化する制度として機能するものということができます。
- 住民投票の実施にあたって、議会や市長も加わった活発な議論に住民自らが参加することにより、住民は市政に係る重要事項に関心を持つことになり、それにより、地域の課題は自分たちの知恵や行動を通して解決を図っていくとする自治の風土が、醸成されていくものと考えます。

2 参加制度における住民投票制度の位置付け

- 住民投票制度は、住民の意思を直接確認することに加え、その社会的、政治的影響の大きさからも、とりわけ重要な参加の制度ということができます。しかし、住民投票は、これが実施されることにより課題がすべて解決される性質のものではなく、住民投票も多様な参加の制度の一つであるということを踏まえ、目的、意義、効果、費用などを考慮した上で実施される必要があります。このことから、市政に係る重要事項であっても、他の参加の制度で代替できる場合であれば、必ずしも住民投票が選択される必要はないと考えます。

3 投票結果の尊重義務

- 条例に基づく住民投票の結果に拘束力を持たせることは、地方自治法に規定された議会や市長の権限を制限することになるなどの理由から、「拘束型」は法律に基づかなければ不可能とするのが通説とされています。このことから、他の自治体の常設型条例はすべて「諮問型」であり、投票結果に対する尊重義務の規定が設けられています。
- 尊重義務とは、単に投票結果を参考とすることにとどまらず、住民投票の結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら、議会と市長が意思決定を行っていくことと考えられます。このため、議会と市長は、それぞれの意思決定について、住民に対する十分かつ明確な説明責任を果たす必要があるということになります。

個別論点の検討と考え方

1 制度の位置付け

○常設型条例での制度設計が望ましい。

- 住民の意思を確認する必要があると想定される「個別設置型」に対して、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを定めておく「常設型」の住民投票制度は、一定の要件を満たせば確実に住民投票が実施されることになり、住民にとって大きなメリットがあると考えられます。また、自治基本条例検討委員会報告書でも、常設型がふさわしいとする考えが示されていることなどを踏まえ、常設型の住民投票条例を前提とした制度設計が望ましいと考えます。

【参考】主な常設型住民投票条例の事例

自治体名	条例名称	提案者等	施行日
高浜市（愛知県）	高浜市住民投票条例	市長	2002（平成14）年 9 月 1 日
富士見市（埼玉県）	富士見市市民投票条例	市長	2002（平成14）年12月20日
広島市（広島県）	広島市住民投票条例	市長	2003（平成15）年 9 月 1 日
我孫子市（千葉県）	我孫子市市民投票条例	市長	2004（平成16）年 4 月 1 日
岸和田市（大阪府）	岸和田市住民投票条例	市長	2005（平成17）年 8 月 1 日
逗子市（神奈川県）	逗子市住民投票条例	市長	2006（平成18）年 4 月 1 日
大和市（神奈川県）	大和市住民投票条例	市長	2006（平成18）年10月 1 日

※2006（平成18）年 8 月 31 日現在で把握しているものとしては、このほか合わせて17あります。

2 住民投票の執行等

○住民投票は、市長が執行することとした上で、投票や開票に関する事務については、市長から市選挙管理委員会及び各区の選挙管理委員会へそれぞれ委任することとする。

○市長は、住民や議会から発議があった場合、もしくは自ら発議する場合には、実施の告示を行い、この日から起算して、概ね60日以上、90日以内の範囲で投票日が設定されるものとする。

- 選挙管理委員会は、市長から独立した行政委員会であるということに加え、投票や開票に関する事務についてのノウハウを有しているため、中立性や効率性の点からも、住民投票の実務については、市長から市及び区の選挙管理委員会にそれぞれ委任することが望ましいと考えます。
- 確実に住民投票が実施されるためには、告示後、一定の期間内で投票日が決められる必要があります。そのため、投票や開票に関する事務的な準備作業に要する期間や、投票運動が行われるために必要な期間を考慮し、告示日から起算して、概ね60日以上、90日以内の範囲で投票日が設定されることが望ましいと考えます。

3 実施区域

○本市の全域を住民投票の実施区域とする。

- 特定の地域を対象に住民投票を実施するとした場合、その地域の特定方法、全市への影響、特定の地域で示された意思に対する尊重義務の考え方など、多くの課題があることから、現段階では、全市域を対象として実施すべきものと考えます。
- 区民投票の導入を求める多くの意見がありますが、区民投票の制度化については、区の課題解決を進めるためにはどのような手法が望ましいかなど、区行政改革の進捗状況や、全市域を対象とした住民投票の実施状況を踏まえながら、今後、検討が進められる必要があると考えます。

4 対象事項

○対象事項は「市政に係る重要事項」であるが、「市政に係る重要事項」とは、その事案が生じた時点における様々な状況の中で、総合的に判断されるべきものとする。

- 自治基本条例第31条では、対象事項を「市政に係る重要事項」としています。
- 対象事項の範囲については、住民の意思確認の機会を確保するという点からも、可能な限り広く捉えられることが望ましいですが、対象とされる事案が「市政に係る重要事項」であるかは、住民間における重大関心事としてどれだけの議論の盛り上がりがあるかなど、その事案が生じた時点における様々な状況の中で、総合的に判断されるべきものと考えます。このことから、対象事項を具体的な事案として確定的に表すことは適当ではないといえます。

○「市政に係る重要事項」であっても、次の事項については、住民投票の対象事項から除外するものとする。

ア 法令の規定に基づいて住民投票を行える事項

- 憲法及び地方自治法に規定される地方自治特別法の制定に関するもの、地方自治法に規定される直接請求による議会の解散請求、議員及び長の解職請求に関するものなど、すでに法律上の制度が用意されている事項については、法律上の疑義が生じるため、対象事項から除くことが望ましいと考えます。

イ 個人や団体、特定地域の住民等、少数者の権利に関して、多数の意見が少数の意見を封じ込めるおそれのある事項

- 特定の個人や集団に対する公的援助をすべきでないことや、職員個人の異動に関することなどについては、多数の意見が少数の意見を封じ込めるおそれがあるため、対象事項から除外することが望ましいと考えます。

ウ 専ら地方税、負担金、使用料及び手数料の負担増減を対象とした事項

- 地方自治法に規定されている直接請求制度で除外されている事項を、一律に住民投票の除外事項とすることは避け、現行の行政サービス水準などとの対比を考慮せず、専ら地方税、負担金、使用料及び手数料の負担増減を対象とするようなケースに限って、対象事項から除外することが望ましいと考えます。

エ その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項

- 住民投票に付することが適さないとされる事項をすべて列挙することは困難であり、また、不測の事態も考慮する必要があることから、このような規定を設ける必要があると考えます。しかし、執行者（市長）の全くの自由裁量が認められると考えるのではなく、上記アからウに示された「除外すべき事項」と同等の合理的理由が認められる必要があるものと考えます。

○住民発議の事案が対象事項に該当するかについては、署名収集が開始される前の時点で、市長が判断することとする。

- 執行者である市長の判断は、市長の自由裁量で行われるものではなく、条例で定められた規定の解釈の範囲内で行われる必要があります。また、その判断が署名収集要件をクリアしたのちに行われたとすれば、住民の制度に対する期待感、信頼感を喪失することになりかねず、そのため、署名収集が開始される前に行われることが望ましいと考えます。

5 住民投票の発議

○発議資格者は、住民、議会、市長とされている。

- 自治基本条例第31条では、発議資格者を住民、議会、市長としています。また、発議資格を有する住民と投票資格者は同一と規定されています。

○住民が実施の請求を行うには、投票資格者名簿に登録されている者の総数のうち、10万人以上の署名収集を要件とする。

- 署名要件は、実際に署名収集が可能であり、かつ、乱発防止という点に加え、他の自治体の事例や本市における過去の署名収集事例なども参考として決定されることが必要です。これらを踏まえると、投票資格者総数の1/10以上とすることが望ましいと考えます。
- 署名要件を絶対数で規定した場合、住民にとってわかりやすく、かつ、署名収集の獲得目標が明確であるとの利点があることから、投票資格者総数の1/10以上という数字をよりどころとして、署名要件を絶対数で「10万人以上」とすることが望ましいと考えます。

【参考】川崎市における直接請求の署名収集事例

件 名	署名者総数	有権者に対する割合
「川崎市を樹木の緑で覆い、環境をよみがえらせる都市づくりをすすめるための条例」の制定請求（1972年）	124,748 筆	15.1%
「合成洗剤追放対策委員会の設置および運営に関する条例」の制定請求（1980年）	37,411 筆	4.6%
「川崎市地域経済振興に係る市条例」の制定請求（2000年）	93,073 筆	8.1%

他の自治体における常設型住民投票条例の署名要件

署名要件	自治体名	【参考】 人口
1/3 以上	高 浜 市	4 万人
	大 和 市	22 万人
1/4 以上	岸和田市	20 万人
1/5 以上	逗 子 市	6 万人
	富士見市	10 万人
1/8 以上	我孫子市	13 万人
1/10 以上	広 島 市	116 万人

※人口については、2006（平成18）年8月31日現在のおおよその数です。

○市長が発議する場合には、議会への事前の報告を要件とする。

- 市長が発議する場合には、十分な議論が行われずに発議がされる懸念があるため、事前に議会へ報告することを要件として定め、十分に議会からの意見を聴くことが必要と考えます。

6 投票資格者

6-1 日本国籍を有する者

○満18歳以上で、引き続き3か月以上本市に住所を有する者とする。

- 自治基本条例第31条では、発議資格を有する住民と投票資格者を同一としています。また、投票資格を有する住民の範囲から未成年者を排除する理由はなく、少なくとも18歳以上の未成年者は住民に含まれるべきものと解釈できます。
- 検討委員会では、若い時期に住民投票に参加することが市政への関心を高める効果をもたらすとも考えられることから、16歳程度まで対象年齢を引き下げることが望ましいとの考えが示される一方、住民投票の投票結果がもたらす社会的影響を考慮すると、18歳以上とすることが妥当とする考えも示されました。しかし、投票資格者となるということは、投票運動の主体として認められる一方で、働きかけられる対象となることも考えられることから、投票運動により受ける精神的、身体的影響も考慮し、「18歳以上」を投票資格者とするのが望ましいと考えるに至りました。
- 公職選挙法では、地方選挙に関する選挙権の要件として、「地縁的關係などからみて、少なくとも引き続き一定期間その地域に住んでいる者に、その地域の住民としての権利を与えることが、住民自治の趣旨にかなう」(*)との理由から、市内在住要件を3か月以上としています。が、住民投票の市内在住要件についても同様と考えます。

(*) 選挙制度研究会編『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法[第13次改訂版]』(ぎょうせい、平成15年)

6-2 定住外国人

○満18歳以上の、永住者、特別永住者及び日本に在留資格をもって3年を超えて在留している者で、引き続き3か月以上本市に住所を有する者とする。

- 自治基本条例第31条では、住民投票の投票資格者は「住民」と規定されており、永住資格の有無に関係なく、すべての外国人市民がこれに含まれるものと考えられます。しかし、投票資格者となるためには、一定期間以上日本に在留し、日本での生活の基盤が確立されていることが必要と考えます。
- 住民投票において対象とされる様々な事案について自らの意思を表明するには、日本の社会生活や文化、政治制度などの知識を身に付ける必要があると考えられます。この場合、どの程度の期間を必要とするのが問題となりますが、諸外国の事例なども参考にし、少なくとも3年以上の期間は要するものと考えます。

【参考】18歳以上の住民基本台帳及び外国人登録原票の登録者数

		1, 119, 936人
《内訳》	◎住民基本台帳登録者数	1, 094, 738人
	(うち18歳及び19歳)	24, 379人
	◎外国人登録原票登録者数	25, 198人
	(うち18歳及び19歳)	416人
	(うち永住者及び特別永住者)	11, 319人
※ 平成18年6月30日現在。ただし、永住者及び特別永住者を合算した人数については、平成18年6月15日現在。		

7 投票資格者名簿

- 選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製することとする。
- 日本国籍を有する者は、住民基本台帳、また、外国人については、外国人登録原票を利用して、自動的に投票資格者名簿へ登録することとする。
- 投票資格者は、投票資格者名簿に登録されている自分自身の内容について確認することができることとする。

- 日本国籍を有する者については、選挙に準ずる方法により、住民基本台帳を利用して、投票資格者名簿を調製するものとします。
- 外国人については、本人の意思に基づく事前登録制とした場合、制度を知らなかったなどの理由で登録の機会を逸し、住民投票に参加できないような事態が生じる懸念もあることから、可能な限り外国人登録原票を利用し、日本人と同様、職権により自動的に投票資格者名簿へ登録する方法が望ましいと考えます。
- 外国人の投票資格者名簿について、外国人登録原票を利用して調製した場合、外国人登録法の趣旨から、選挙人名簿の縦覧制度のように、投票資格者であれば誰もが名簿全体を目にすることができるとする仕組みを条例で規定することは困難です。

8 投票形式

- 対象事案の設問については、基本的に発議者の意思に基づき設定されることとする。
- 選択肢は、二者択一で賛否を問う形式とする。

- 対象事案に関する設問については、投票者が同一の判断材料で投票が行えるように、内容を容易に理解することができ、かつ、一方に意見を誘導するようなものではない必要があります。
- 選択肢を二者択一で賛否を問う方法以外とした場合、その設定方法によっては投票結果に対する各人の多様な解釈が可能となるおそれがあり、また、発議者が意図する投票結果に誘導するために、恣意的な選択肢を設定するとの懸念も生じることから、二者択一で賛否を問う方法が望ましいと考えます。

9 投票や開票に関する事務等

- 投票や開票に関する事務等については、選挙の手続きを基本として行われるものとする。

- 投票や開票に関する事務は、選挙制度の中ですでに確立されており、その仕組みについては住民にも十分に浸透していると考えられます。そのため、住民投票でも、住民の利便性や事務効率の観点から、選挙制度で確立された方法を基本として、投票や開票に関する事務が行われることが望ましいと考えます。

10 情報提供

- 市長は、対象事案に関する計画案その他行政上の資料で公開することができるものについては、一般の縦覧に供するものとする。
- 住民投票の執行者としての市長は、必要に応じて、公開討論会、シンポジウム等を開催することができるものとする。
- 選挙管理委員会は、投票の実施に関する必要な情報の提供を行うものとする。

- 自治基本条例第31条の解釈としては、情報提供の主体や方法については検討が必要であるものの、住民への情報提供は制度運用において重要であるとされています。
- 市長は、市の情報を管理する立場において、住民投票を実施するにあたって、住民に対する情報提供という点で大きな役割を果たすものと考えます。このため、市長には、公平性、中立性に十分留意し、事業計画や予算関係資料など対象事案に関する判断を行うために必要な情報に関して、積極的に公開する責務があるものと考えます。
- 公開討論会やシンポジウムの開催については、様々な主張を持つ人たちが一堂に会し、活発な議論が繰り広げられることにより、対象事案に対する理解の深まりを期待できることから、住民への重要な情報提供手段であると考えられます。そのため、住民投票の執行者である市長が、必要に応じて、これらを開催することができるようにすることも考えられます。

11 投票運動

11-1 投票運動に関する基本的事項

- 買収・脅迫など、住民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるおそれのある投票運動は禁止することとする。
- 投票運動の禁止行為に関して、罰則規定は設けないこととする。

- 住民投票には公職選挙法の制限がないことから、基本的に投票運動は自由とする制度設計が可能です。しかし、公正かつ活発な投票運動が行われるためには、刑法で禁止行為とされている脅迫や強要以外にも、買収など、最低限の禁止行為を設ける必要があると考えます。
- 署名収集の際にも戸別訪問が行われる必要性は高いこと、また、住民投票では住民間の活発な話し合いが不可欠とされる中で、戸別訪問はその有効な手段になり得ることなどを考慮すると、公職選挙法で禁止行為となっている戸別訪問を容認することが望ましいと考えます。
- 住民の自由な投票運動を萎縮させてしまう懸念もあるため、罰則は設けず、禁止行為の抑止については、住民の節度ある行動にゆだねることが必要と考えます。

11-2 選挙との同日実施の場合の投票運動

- 選挙と同日実施される場合には、住民団体、議員、市長など、各主体が公平で平等な立場で投票運動を行える制度になるよう十分留意する必要がある。

- 住民投票が選挙と同日に実施される場合、選挙と住民投票の投票を併せて行うことによる住民の負担軽減、また、選挙と住民投票の事務を共用することにより費用軽減が見込まれることなどのメリットが考えられます。しかし、住民投票の投票運動を行う主体が「政治活動を行う団体」と認められるときは、当該選挙の選挙運動期間中及び投票日において、公職選挙法の規定により、原則として一定の政治活動が禁止されることになるため、住民団体等はどうのような投票運動ならば行うことが可能かなどを整理した上で、住民団体、議員、市長など、各主体が平等・公平な立場で投票運動を行える制度になるよう十分留意する必要があります。

12 不服申立て・異議の申出等

○投票資格者名簿の登録に関する異議について、市長、又は選挙管理委員会に対して、「異議の申出」が行えるものとする。

➤投票資格者や署名収集代表者など、住民投票にかかわりのある者に対する権利侵害に関する異議については、裁判に比べて、簡易迅速な仕組みで権利救済が図られる必要があります。市長や選挙管理委員会の行為が行政処分に該当すれば、行政不服審査法に基づき「不服申立て」を行うことが可能ですが、行政処分に該当しない場合には、条例の規定として、「異議の申出」の仕組みを設ける必要があります。

【参考】「不服申立て」と「異議の申出」

《不服申立て》

○違法又は不当な行政処分その他の公権力の行使に当たる行為について、行政庁に対しその取消又は変更を求めるとする行政不服審査法に基づく申立てです。申立ての対象となる行為が行政処分であることを求められ、また、個人の具体的な権利利益の救済を目的とするものに限られます。

○「不服申立て」には、「異議申立て」、「審査請求」、「再審査請求」の3種類があります。

《異議の申出》

○行政不服審査法の適用がない特別の不服の申立ての方式であり、法律によるものとしては、地方自治法に基づく直接請求の署名簿の署名に関するもの、公職選挙法に基づく地方自治体の議会の議員及び長の選挙の効力に関するもの等があげられます。

○住民投票条例の中に「異議の申出」の仕組みを設けることも可能であり、行政処分でなくとも、また、個人の具体的な権利利益の救済に関係がなくても、制度を設けることは可能です。

13 成立要件

○成立要件は設けないこととする。

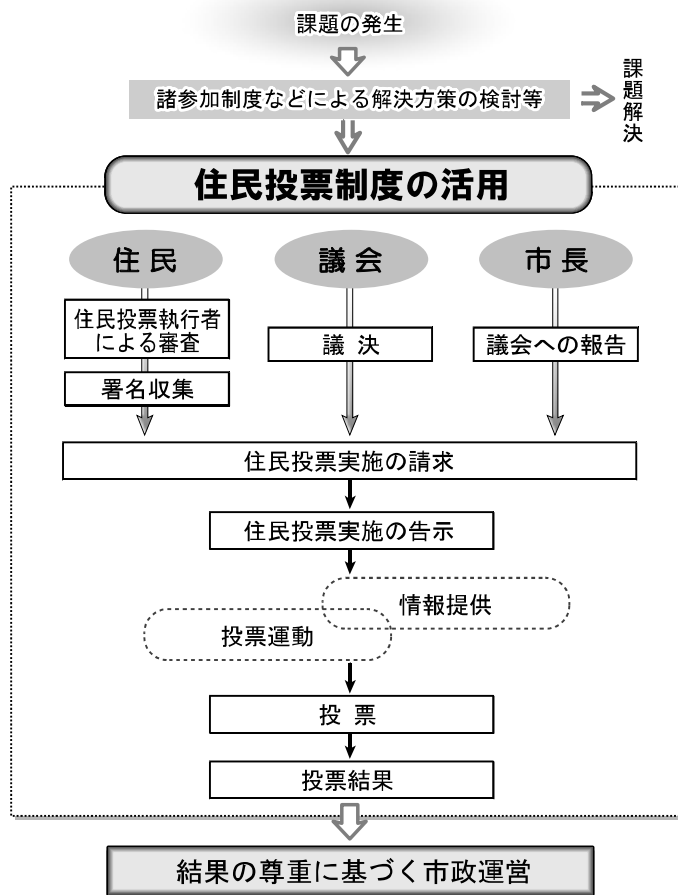
➤議会と市長に対して尊重義務が生じるとの点を踏まえると、一定の成立要件を設ける必要性はあるとの少数意見もありましたが、制度が諮問型であること、また、ボイコット運動が行われることに対する懸念などを主な理由として、成立要件は不要と考えます。

14 再発議の制限期間

○再発議の制限期間は設けないこととする。

➤①事案の同一性を誰が判断するのかという問題があること、②署名収集、投票運動というハードルがある以上、同じものを連続して請求することは事実上困難であること、③議会や市長は、投票結果を尊重する義務を負うものの、それに拘束されるものではなく、結果を尊重した事項であっても、状況等の変化が生じた場合には、自らの判断で変更できること、などの理由から、再発議の制限期間を設けることは不要と考えます。

本委員会が想定する住民投票（常設型）の流れ



具体的な制度設計に向けた方向性

市民意見を踏まえた制度設計

○今後、行政において制度創設に向けた検討が進められていく中でも、住民投票制度が重要な参加の制度であることを鑑み、適宜、広く市民から意見を聴く機会が確保され、それらの意見を踏まえて制度設計が行われることを期待します。

議会との意見交換を踏まえた制度設計

○市長と同様、議会に対する尊重義務が自治基本条例に規定されていることに加え、住民投票制度は、議会権限と密接にかかわる論点が多くあり、また、議会発議に関するルールづくりなど、議会での整備が必要な手続事項に関する論点もあります。そのため、今後、行政が具体的な制度設計を進めるにあたっては、議会と十分な意見交換が図られ、より議論が深まることを期待します。

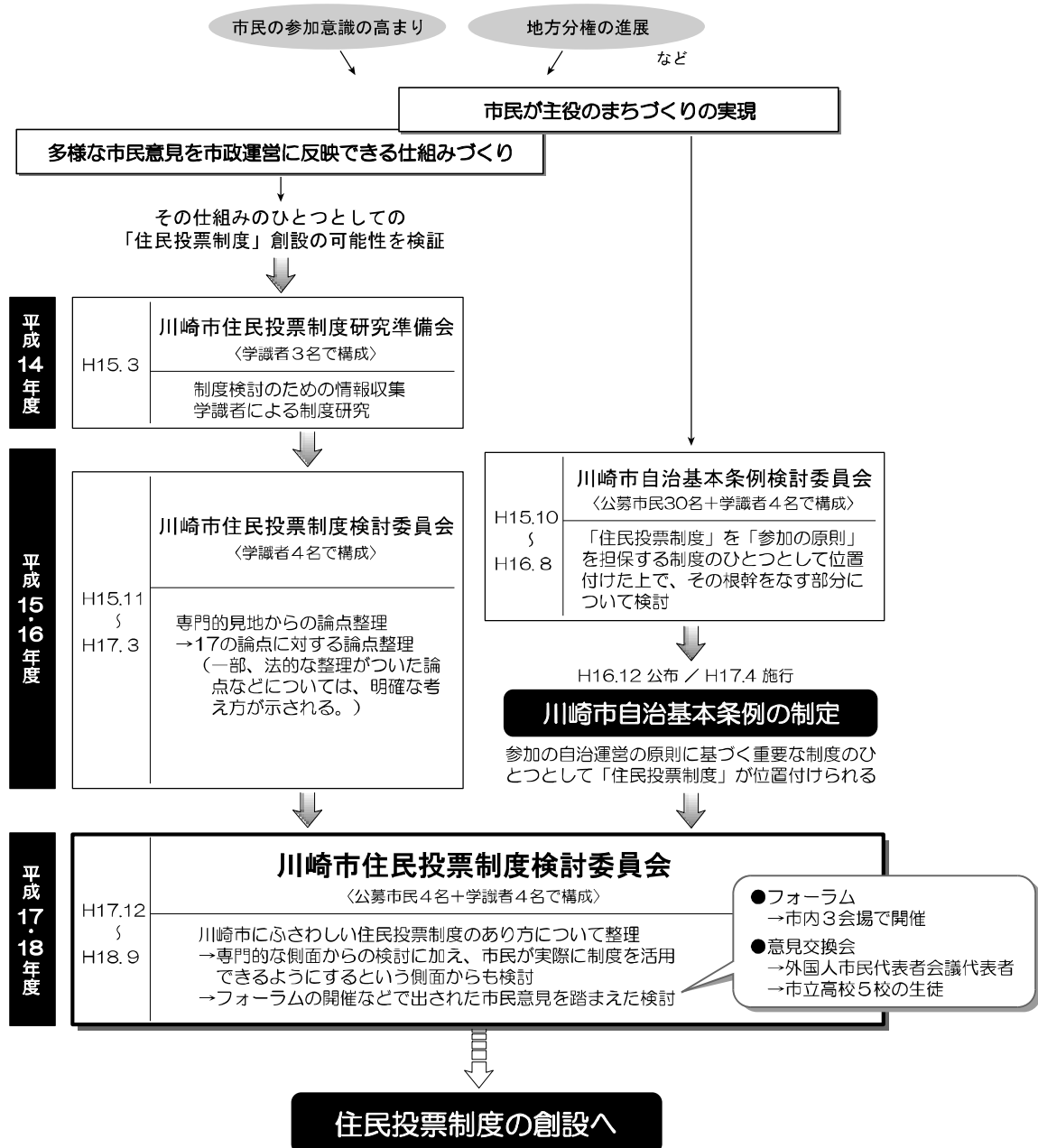
コスト抑制を踏まえた制度設計

○住民投票は、住民一人ひとりの意思を確認する大がかりな仕組みであり、相応の経費が必要となりますが、今後、行政で制度設計を進めていくにあたっては、本報告書で整理した住民投票制度のあり方を損なうことなく、できる限り効率的に実施できる仕組みが構築されることを期待します。

これまでの川崎市における住民投票制度の検討経過

○川崎市では、市民の参加意識の高まりや地方分権の進展などを背景として、多様な市民意見を市政運営に反映できる仕組みのひとつとしての「住民投票制度」創設の可能性を検証するため、2002（平成14）年度から学識者による研究を進めてきました。

○2005（平成17）年12月には、それまでの学識者による検討経過を踏まえ、川崎市にふさわしい住民投票制度のあり方について示すことを目的として、公募市民と学識者からなる「川崎市住民投票制度検討委員会」が設置され、専門的な側面からの検討に加え、市民が実際に制度を活用できるようにするためには、どのような点に留意すべきかという側面からの検討も行われました。また、検討の過程においては、広く市民から意見を聴くことを目的として、市内3か所で「住民投票制度検討委員会・フォーラム」が開催（合計199名の市民が参加）されるとともに、主に投票資格要件について、外国人市民や高校生との意見交換会も行われました。



● 川崎市住民投票制度検討委員会

〈◎委員長、○副委員長〉

- 委員：**
- ◎ 寄本 勝美（早稲田大学政治経済学部教授）
 - 金井 利之（東京大学大学院法学政治学研究科教授・法学部教授）
 - 山下 浩（公募委員・宮前区在住）
 - 川崎 泰之（公募委員・高津区在住）
 - 竹井 斎（公募委員・中原区在住）
 - 中村紀美子（公募委員・川崎区在住）
 - 野口 暢子（学習院大学大学院政治学研究科研究生）
 - 橋本 勇（弁護士）

※ 委員の任期は、2005（平成17）年12月から2006（平成18）年9月まで

事務局：総合企画局自治政策部

◆ 検討経過 ◆

2005 （平成17） 年度	2005（H17）年	第1回	12月8日（木）	●委嘱状の交付 ●正副委員長の選任 ●個別論点の検討 他
		第2回	12月27日（火）	●個別論点の検討
	2006（H18）年		1月26日（木）	●高校生との意見交換
		第3回	1月27日（金）	●個別論点の検討
			1月29日（日）	●外国人市民代表者会議代表者及び 経験者の会との意見交換
2006 （平成18） 年度		第4回	2月10日（金）	●個別論点の検討
		第5回	3月23日（木）	●個別論点の検討
		第6回	4月26日（水）	●個別論点の検討
		第7回	5月10日（水）	●個別論点の検討 ●フォーラム開催内容の検討
		第8回	5月24日（水）	●個別論点の検討 ●フォーラム開催内容の検討
		〈部会〉	6月15日（木）	●フォーラム検討部会
		「住民投票制度検討委員会・フォーラム」		
			6月25日（日） 6月30日（金） 7月 5日（水）	〈登戸会場〉 〈川崎会場〉 〈小杉会場〉
		第9回	7月24日（月）	●フォーラム開催結果報告 ●報告書案の検討
		第10回	8月28日（月）	●報告書案の検討
		第11回	9月22日（金）	●報告書案の検討



市長へ報告書を提出（報告書の公表）

お問い合わせ先：川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL：044(200)2028／FAX：044(200)3800／E-mail：20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>

Web自治基本条例

検索



2006（平成18）年9月

川崎市協働型事業のルール策定に関する報告書

～ めざせ！市民活動団体の力が生きる協働～

2007(平成 19)年 1 月

川崎市協働のルール検討委員会

目 次

はじめに	1
川崎市における協働への取組みの現状と課題	2
1 現状把握の方法	2
2 調査から見てきた現状	2
協働の概念	5
1 言葉の意味	5
2 川崎市における協働の概念	5
3 すでに行われている市民活動団体との協働	6
(仮称)「川崎市協働型事業のルール」	8
1 協働型事業の定義	8
2 (仮称)川崎市協働型事業のルールの利用にあたって	9
3 協働型事業を進める上での6つの原則	9
4 協働型事業のタイプ	10
5 協働型事業の進め方	11
6 協働相手の選定	16
7 協働の振り返り(評価・検証)	16
ルールの運用体制	18
1 協働総合窓口の設置	18
2 検証システムの構築	18
3 研修の実施	19
おわりに	20

資料編

資料 1	協働型事業のルール Q & A	2 1
資料 2	市民活動団体と行政における協働型事業協定書（雛形）. . .	2 3
資料 3	市民活動団体と行政における協働型事業契約書（雛形）. . .	2 5
資料 4	「市民フォーラム・協働のルール策定に向けて」開催結果. . .	2 9
資料 5	川崎市協働のルール検討委員会設置要綱	3 7
資料 6	川崎市協働のルール検討委員会委員名簿	3 8
資料 7	委員会開催経過	3 9

はじめに

この報告書は、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」に掲げる「協働のまちづくりの推進」を図るため市民と行政とが協働で行う事業において使用するルールを検討したものです。

元来、公共サービスは、行政が主体で行うものとされてきましたが、近年、市民のニーズが多様化、複雑化しており、これまでのように、行政が画一的な公共的サービスを提供するだけでは、そのニーズに十分対応できなくなってきました。

一方、市民活動団体は、その多様性、地域性、先駆性などの特性を活かし、より公益性の高い地域課題の解決に向けて活動を行っている団体も数多くあります。

すでに、行政から委託を受け、協働で事業を進めている団体もありますが、市民活動団体と行政が協働で事業を実施する際の指標がないまま、事業展開がなされているのが現状です。そのため、例えば双方で事業目的の共有化が不十分であったり、役割分担が不明確であることから、双方の力をうまく活かしていききれないことなどの課題が生じています。したがって、今後は、それぞれの立場の特性を生かし、対等に意見を言える関係を保つなど、事業を進めるために一定のルールを作ることが必要です。

また、平成17年4月1日に施行した川崎市自治基本条例では、市民と市が暮らしやすい地域社会を築いていくために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な立場で協力し合っていくことを「協働」として、自治運営の基本原則の一つに位置付けています。

そして、一定のルールに基づき、効果的に協働の事業を推進するためには、市民や職員への研修を充実し、協働の事業に関する共通認識が持てるようにすることも必要です。また、協働で事業を行う計画時や実施時において客観的、専門的に対応できる新たな総合的な窓口を設置して、市民に分かりやすいシステムを作ることなども求められます。

これらの現状を踏まえ、課題解決のためには、どのような仕組みが必要かということをも「市民と行政の両方が使うルール」として検討しました。

検討にあたっては、関係調査の結果を踏まえ、市民フォーラムにおいて市民意見を聞き取る等、客観的かつ幅広い視点を心がけました。

本報告書では、まず、「川崎市における協働への取組みの現状と課題」として、市が実施した調査結果に基づき、行政と市民活動団体が協働で行う事業に関する現状と課題を抽出しました。つぎに、「協働の概念」では、協働に関する一般概念を整理し共通認識を形成します。「(仮称)「川崎市協働型事業のルール」」では、今後、両者が協働型事業を実施するときの具体的な方法、すなわち事業を進める上での原則から進め方、振り返り(評価・検証)に至るまでを示しています。最後に、「ルールの運用体制」では、協働型事業を進めるためには、新たな総合窓口の設置、検証システム、研修などの条件整備が必要であることを述べています。

この報告書をもとに、協働型事業のルールが策定され、行政と市民活動団体が、共に満足いく関係で事業を進め、地域社会の課題解決が推進されることを望みます。

川崎市における協働への取組みの現状と課題

1 現状把握の方法

現在、川崎市内では1,000以上の市民活動団体が様々な分野において活動し、地域課題解決に貢献する活動もみられます。また、行政が行う事業も、当事者性や専門性の観点から市民参加で行われたり、市民活動団体に事業委託を行うというケースが増加しています。

今回のルール策定にあたっては、平成17年度に市が実施した以下の調査結果を参考としました。

協働に関する庁内実態調査

市の各所管課においてどのような協働が行われているか実態を把握するため実施したものです。この調査によると市民活動団体等との協働に該当すると思われるものは577事業となっていました。そしてこれらの事業について相手団体を選んだ理由、事業形態、課題等、担当課から見た現状等を調査しています。

協働のルール作成のためのヒアリング調査

協働の相手先である市民活動団体の立場から、現状の協働の課題を探るため、10団体を選びヒアリングを通じて調査したものです。

協働のルールに関するアンケート調査

市民活動団体の協働に関する意識や現状について幅広く聞き取るため、アンケート形式で行ったもので、104団体からの回答結果をもとに整理したものです。

2 調査から見てきた現状

(1) なぜ協働するのか

実態調査の結果、市民活動団体側は、行政と協働で事業を行うことで「資金・場所の確保につながる」、「市民から信頼感が得られる」、「広報が広くできる」、「人的サポートが得られる」、「自分たちの専門性の向上やエンパワメントに繋がる」などのメリットを挙げていました。

一方、行政側は「地域課題の解決に市民活動団体の力（市民の視点、専門性、実践力や行動力）が必要」、「事業目的を達成するために、市民と協力して役割を果たすことが重要」という点が市民活動団体と協働で事業を行う主な理由として出されていました。

(2) 見えてきた課題

調査では、市民活動団体と行政が協働を行う上での課題も多く挙げられていました。それらの課題を6つに整理したものが次の表です。

	市民活動団体から見た課題	行政から見た課題
事業目的の共有化	市民活動団体・行政ともに出された課題 ・市民と行政との間で事業目的の共有化が必要	
執行・連絡体制	・行政職員の異動時の引継ぎが不足している ・縦割り行政の弊害がある ・行政職員の協働に対する誤解	・責任範囲の明確化が必要 ・協働事業への行政内の認識不足
	市民活動団体・行政ともに出された課題 ・お互いに連携しようとする姿勢が必要 ・事業執行における役割分担の明確化が必要 ・事務局・スタッフ・職員の負担が増えている	
事業の選考・活動団体の選考	・選考過程が不透明 ・公募の機会が少ない ・公募の周知がされていない	・市民提案の選考基準を作成する必要がある ・協働する市民活動団体の選考基準を作成する必要がある
資金	_____	・単年度予算のため継続性の担保がない
	市民活動団体・行政ともに出された課題 ・人件費に対する考え方に違いがある。	
関係者の認識不足	・行政職員の市民活動団体に対する認識不足	・行政職員の研修・研究不足
事業の評価と振り返り	・客観的な視点で第三者評価を行うこと	_____
	市民活動団体・行政ともに出された課題 ・利用者の視点による事業結果の評価が必要	

(3) 課題対応上考えられるポイント

「事業目的の共有化」と「執行・連絡体制」であげられた責任範囲や役割分担の明確化、市職員の異動時の引継ぎ不足、市民・行政の連携の姿勢については、市民活動団体と行政の間に十分にコミュニケーションを図ったり、事業実施における役割分担等を協定書などで明文化する作業を行うことで改善が見込めます。

また、「執行・連絡体制」の縦割り行政の弊害や事務局・スタッフ・職員への負担増、行政内の認識不足については、「はじめに」に書いたように協働に関

わる総合的な窓口を設置する等のサポート組織が必要になると思われます。

「事業の選考・活動団体の選考」では、行政としては市民提案型事業への対応が課題とされています。行政が一般に新規に事業化する場合は、市の施策方向との整合性を見極めた上で、必要な事業と判断され、予算が付いて初めて事業化できるということとなります。しかし、市民提案型事業の場合は、選考の過程で事業化を見越して行うようなものであることから、予算を含めた制度の構築と適切な選考の基準が必要です。

一方、市民活動団体から見た場合は、選考の透明性が求められていましたので、事業化までの過程を標準化、透明化しておくとともに、市民活動団体としても提案の事業化の意味について十分な認識を持つ必要があります。

「資金」であげられた人件費の捻出や継続性の担保については、今後行政内で予算化する仕組みが必要となってくると思われます。

「関係者の認識不足」については、市民活動団体及び行政ともに協働に関する研修の実施・充実を図ることが必要になります。また、「事業の評価と振り返り」にある課題については、評価を広く公表し市民からの信頼を得ること、また、行政だけでなく市民活動団体においても市民に対して説明責任を果たしていくことがポイントとなります。

協働の概念

1 言葉の意味

本報告書では、協働という言葉がとても重要な言葉として登場しています。協働という言葉は、市民活動や行政の中でよく耳にしたり、使われたりするようになっていますが、場面や人によってその意味合いが多少とも異なるケースが見受けられます。そこで、今一度、協働の概念について確認します。

「きょうどう」と言った場合、「共同」、「協同」、「協働」といった用語があり、それぞれ似たような使い方をされていますが、辞書によりますと次のような意味となっています。

共同…複数の人や団体が、同じ目的のために一緒に事を行ったり、同じ条件・資格でかかわったりすること。または「協同」に同じ。

協同…複数の人または団体が、力を合わせて物事を行うこと。共同。

協働…同じ目的のために、協力して働くこと。

これによりますと、「共同」と「協同」はほぼ同じ意味で使われているようですが、協働は「協力して働くこと」というところが特徴的です。

2 川崎市における協働の概念

川崎市において用いられる協働は、主に市民と行政の関係性を表すものとして使用されており、「川崎市自治基本条例」では、協働を「市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。」と定義しています。

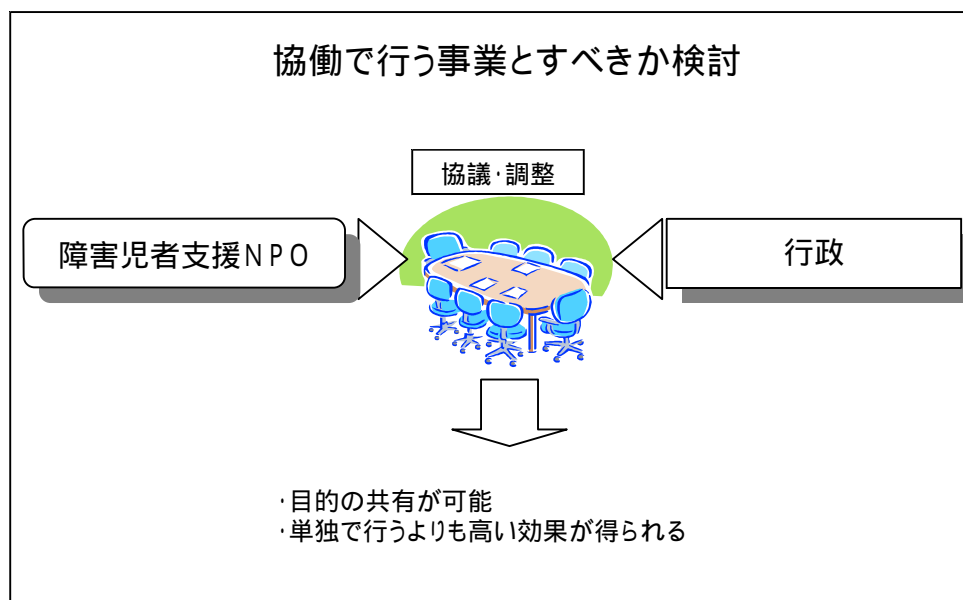
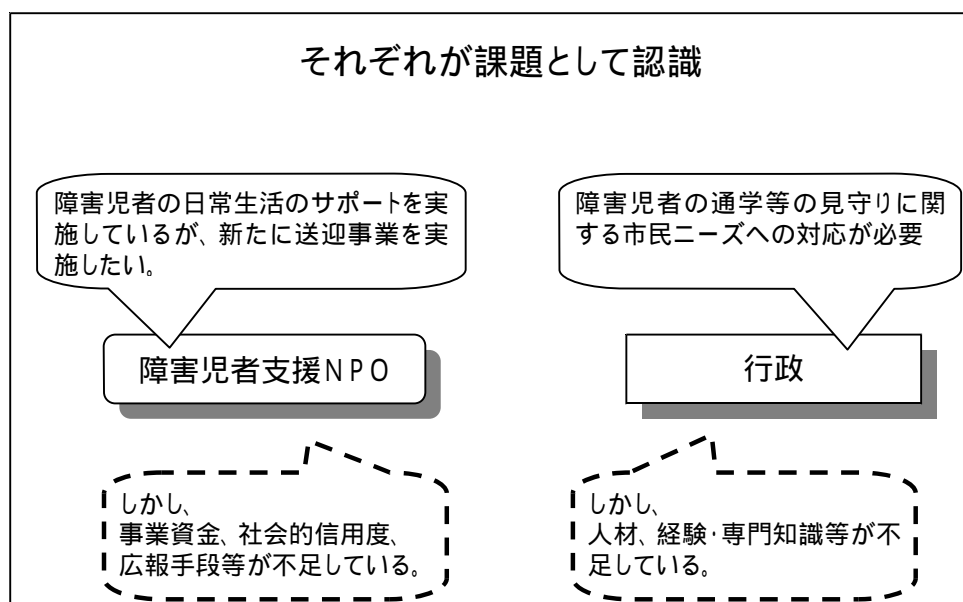
また、川崎市の施策としてのパートナーシップも市民と行政が一緒に行うという意味で使用されていますが、協働の方が具体的な事業の実施を想定した意味をより多く含んで使われる場合が多いと言えます。

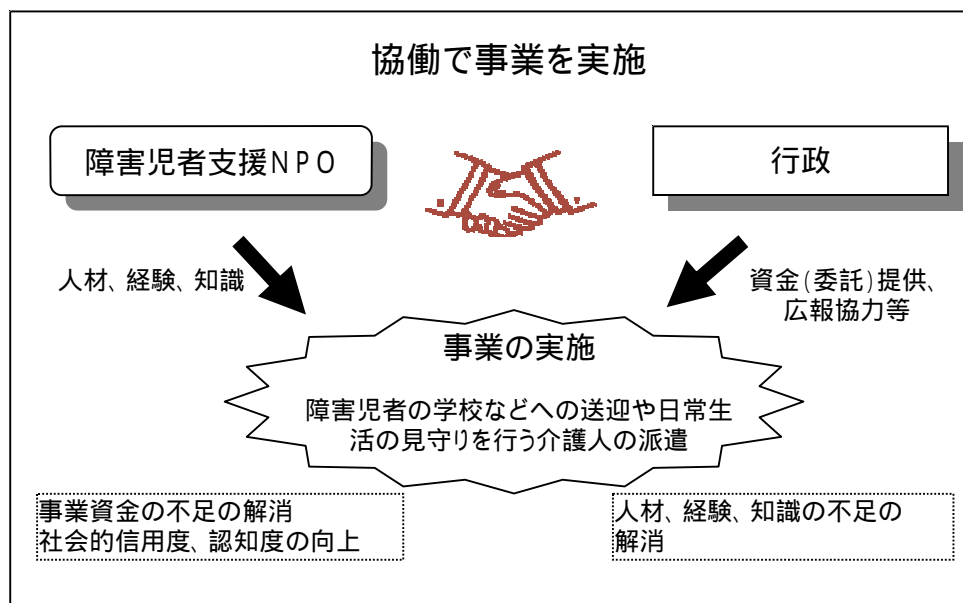
以上のことから今回、本報告書で用いている「協働」は、地域課題の解決等につながる事業の実施を含めた市民活動団体と行政の協力関係を示している言葉となります。本報告書では市民活動団体と行政との間における事業実施に着目して、「協働型事業」という用語を提案します。

協働は、単なる協力関係という話にとどまらず、市民活動団体と行政が共にその関係を通じてより高い効果を地域社会のために得る手段です。事業当事者である市民活動団体と行政だけの関係で考えるのではなく、受益者である一般市民の満足度を高めるものであるかという視点が重要です。協働することが目的となることがないように、市民活動団体も行政も注意することが大切です。

3 すでに行われている市民活動団体との協働

すでに、さまざまな場面で市民活動団体と行政が協力した事業が行われています。そこで協働型事業の実施イメージを既存の事業を参考に作成すると次のようになります。





本報告書では、協働という手法を新しく創設するというものではありません。市民活動団体と行政との関係の一面を協働として捉え直し、新たに提案する「市民と行政の双方が使うルール」を適用することで、より良い関係性が構築されていくことを目指すものです。

(仮称)「川崎市協働型事業のルール」

1 協働型事業の定義

協働型事業とは、市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業のことで、公益的な事業を行政だけで実施するよりも市民活動団体が加わることでより一層の価値を生み出す場合、または市民活動団体が公益的だと考えて提案実施するもので、行政が加わり公的資源（場、資金、人材等）を投入することでさらに価値を生み出す場合を言います。

参考「川崎市自治基本条例」からの抜粋

(定義)

第3条

(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

2 (仮称)川崎市協働型事業のルールの利用にあたって

(1) ルールの目的

「(仮称)川崎市協働型事業のルール」は、市民活動団体と行政が協働型事業を実施する際、協働の効果を発揮し、事業の成果を得ていくことを目的にします。

このルールでは、それぞれの立場の違いを認識し、互いの持つ特性を活かし、双方が対等に意見を交わせる関係を保つなど協働の基礎的な事項と、協働型事業を企画、実施していくための標準的な手順を示しています。

参考「川崎市市民活動支援指針」からの抜粋

「市民活動」とは、「ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動」(布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者を支援する活動は除く)と定義できる。

(2) ルールの利用者

このルールの利用者は、市民活動団体と行政の両者です。協働型事業を実施する際、双方がこのルールを遵守してください。

(3) ルールの利用方法

川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」に掲げる「協働のまちづくりの推進」を図るため、市民活動団体と行政とが行う協働型事業の企画立案から振り返り(評価・検証)までの全てについて適用されるものです。

市民活動団体と行政とは、協働型事業を始める前、実施している途中、実施した後などの折々の場面で、このルールを利用してください。

このルールに則して、市民活動団体と行政が共に満足いく関係で協働型事業を進め、地域社会の課題解決に取り組んでください。

なお、各区で実施されている「協働推進事業」は区民の参加と協働による地域課題解決や地域特性を生かした事業として位置付けられており、その一部は市民活動団体との協働型事業として実施されていますので、このルールはその事業にも準用していくものと考えます。

3 協働型事業を進める上での6つの原則

(1) 目的の共有

行政もしくは市民活動団体から見た地域が持つ課題を明確化し、課題解決のためにはどうしていくかを双方で話し合い、協働型事業に対する共通の認識を持ち、協働型事業の目的を共有します。併せて、協働型事業の実施で達成する目標（なにを、どのくらい、いつまでに）を規定します。

(2) 対等の関係

協働型事業の内容を検討し、共通認識を形成する段階から、対等に意見を交換できることが重要です。双方の間で契約書や協定書を交わす場合、その内容や条件が一方の不利にならないように双方が納得いくまで話し合い事業実施における対等な関係を保障します。

(3) 相互理解

行政の公平性、平等性、安定性、権力性などの特性、市民活動団体の多様性、地域性、先駆性、自立性などの特性に加え活動分野における見識及び能力を双方が理解し、尊重し、事業の中で双方の特性が活きるように配慮します。事業実施の具体的な場面において双方の考えの違い等が生じる場合、話し合うことでコミュニケーションが進み、相互理解が深まります。特に行政は市民活動団体の特性の良さを上手く引き出し協働型事業の効果が高まるように行動しなければなりません。

(4) 役割分担と責任範囲の確認

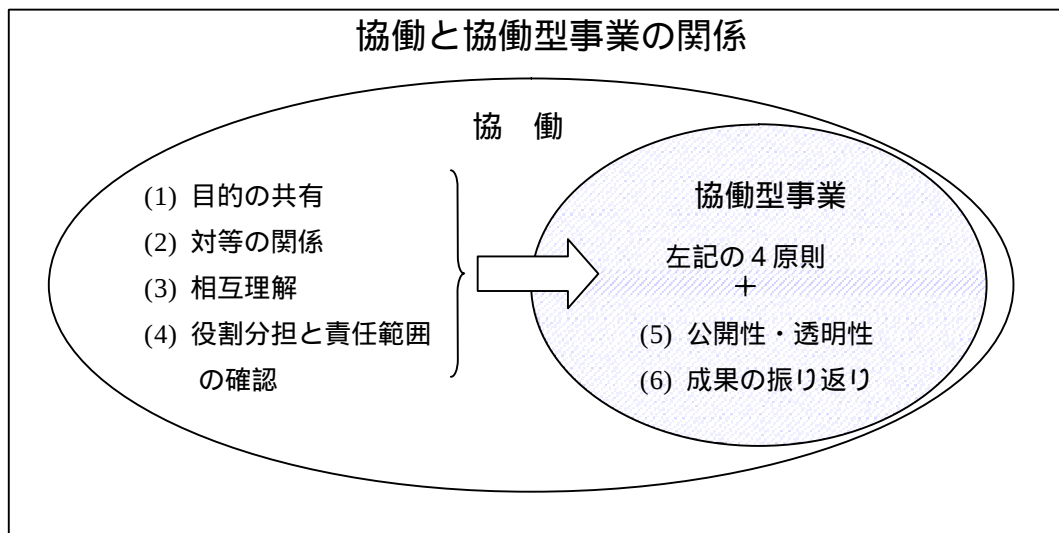
協働型事業を始めるにあたり、事業内容及び事業プロセスにおいて、市民活動団体と行政はそれぞれの特性がよく発揮できる形で何を受け持つか、どのように行動するのか、責任の範囲を何処まで持つのか、資源をどのように出し合うのかを具体的に明確にし、文書化します。また、事業実施の途中の進捗状況を把握し、齟齬を来たした場合は、その都度調整できることを予め取り決めをしておきます。

(5) 公開性・透明性

協働型事業の実施においては、特に行政が事業パートナーを選ぶ点、市民活動団体が公金を使用する点において透明性が要求されます。市民活動団体、行政の双方が協働型事業における両者の関係、資金の流れ、進捗状況などの情報を公開します。

(6) 成果の振り返り（評価・検証）

事業実施の過程でそれまでに得た途中結果を互いに評価し、計画と実績との乖離等の情報を共有しながら、実施方法または事業の進行過程を調整します。事業終了後には、協働型事業の目的及び目標の達成について評価し、どのような成果が得られたのかを双方で検証します。あわせて、協働の進め方について双方で評価し合い、改善点や課題を整理します。



4 協働型事業のタイプ

協働型事業は、市民活動団体が企画提案するタイプと行政が企画提案するタイプに大別できます。

前者は、市民活動団体の持つ問題意識などを背景に地域の課題等を見つけ、課題の解決策等の企画提案を市民活動団体から行うもので、全く新しく協働型事業として行政へ企画提案する場合や、行政の既存事業を協働型へ組み替える企画を提案する場合があります。

後者は、行政自らの実施計画の見直しの結果などを背景に協働型事業として行政から企画提案するもので、施策に基づきながらも事業としては新規に起案する場合や、すでに事業として実施してきたものを協働型へ拡充もしくは改良する場合があります。

5 協働型事業の進め方

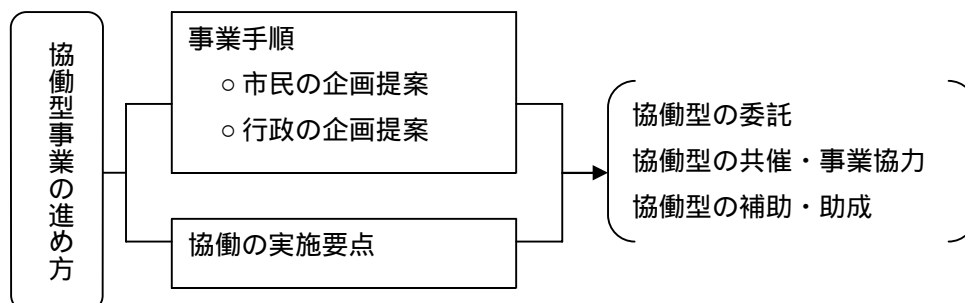
(1) 進め方の体系

協働型事業の進め方は、先に示した6原則を踏まえて事業化から実施、終結までを組み立てる事業手順と、協働の実施要点の両方で成り立ちます。

事業手順と協働の実施要点は、現在、市民活動団体と行政との間で行われている委託、共催・事業協力、補助・助成を協働型事業としての進め方に組み替えて行くものも含まれます。

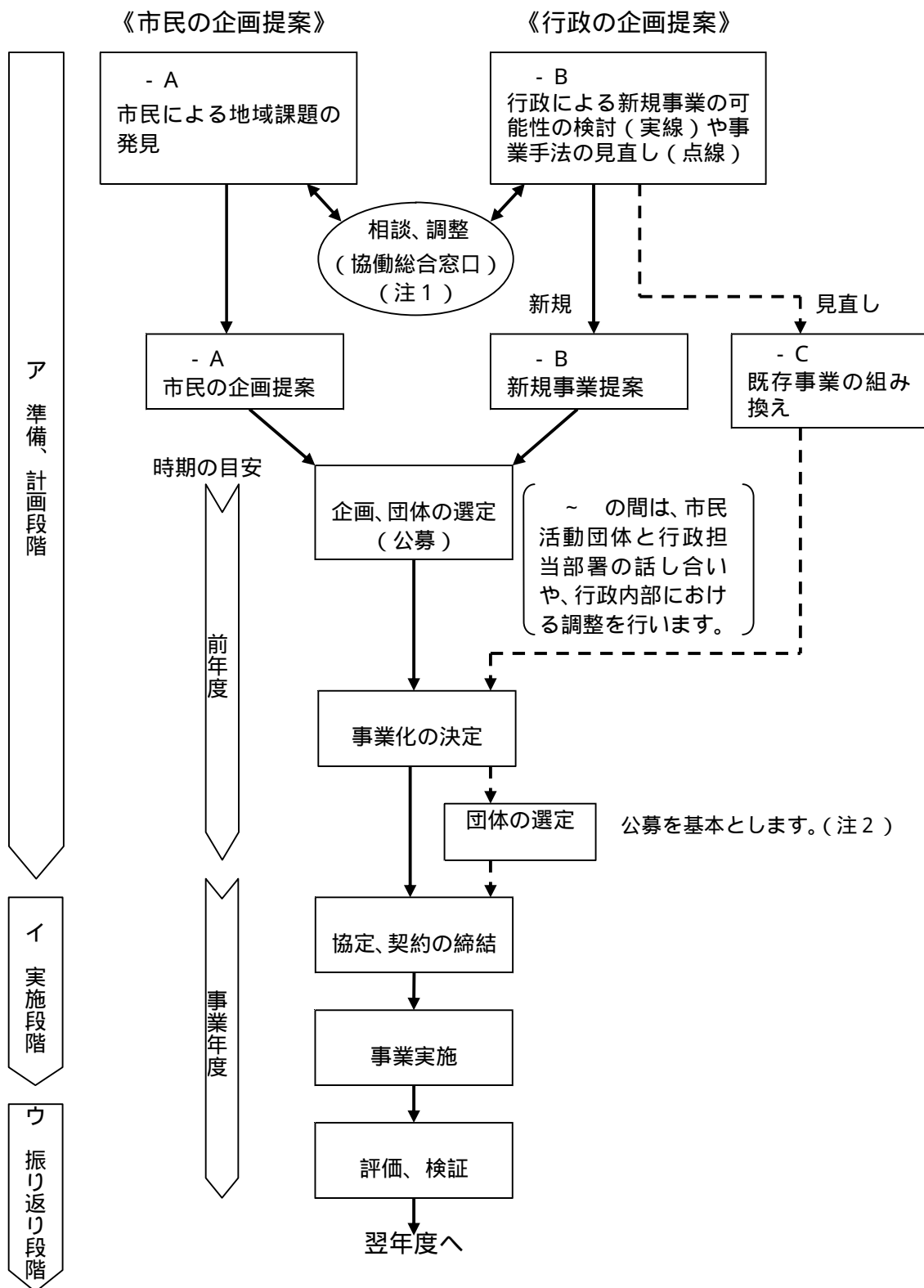
協働型事業の一つ一つの進め方には、委託、共催・事業協力、補助・助成の形態が想定されますが、どの形態にもかかわらず大切なことは、協働型事業は地域の課題解決を図り、暮らしやすい地域社会をつくることに寄与する事業である点です。そのための委託であり、共催・事業協力であり、補助・助成です。その点を常に両者の行動基準とすることが重要です。

また、これまでの両者の全ての関係が協働型事業に当てはまるとは限りませんが、少なくとも委託については、市が定めている委託事業の制度を改善運用して協働型事業の進め方にすることを前提とします。しかし市民活動団体にとって委託は、入札制度により金額の安さを競うことになってしまう、事業に関わる人的経費を始め諸経費に関する正当な評価がされない恐れがある、などの不安があります。したがって、常に行政はこの点に注意し、市民活動団体も活動を継続させるための方策を心がけます。



(2) 事業手順

協働型事業の中で、最も多いと思われる委託の形態について標準的な事業手順を以下に示します。実際には、協働型事業のケースに応じた個別的なパターンが現れると思われます。また共催・事業協力、補助・助成についても委託の事業手順を準用します。



【ア 準備、計画段階】

- A 市民による地域課題の発見

市民が地域課題の解決のために協働型事業による企画提案を行う場合は、協働総合窓口にご相談し調整を行います。その過程で所管部署と調整を行う方が適切な案件については - B に進みます。

- A 市民の企画提案

市民活動団体は、必要に応じ所管部署との情報交換を行い、実現性等も考慮した企画提案を行います。

(注1) 協働総合窓口は今後設置が必要と考えているもので、役割として市民および市民活動団体への広報、協働型事業に関する市民提案を受ける窓口、その提案に関する審査体制の運営、さらに担当部局との調整などが考えられます。

- B 行政による新規事業の可能性の検討や事業手法の見直し

市民からの提案や行政自らの検証により、新規事業の可能性の検討や、既存事業の見直しを行います。

- B 新規事業提案

関係団体等へのヒアリング等により事業の企画を検討し、市民に協働の提案を行います。

- C 既存事業の組み換え

事業手法の一部見直し等で協働型事業へ転換します。

企画、団体の選定

選考基準を明確に示し、公正な審査を行います。必要に応じ、公開プレゼンテーション方式等を取り入れて審査します。

審査の視点 ・ 協働型事業のアイデアとして実現可能性はあるのか。

・ 課題に対するモデルとなりうるのか。

・ 協働化して得られる成果はどの程度のものか。

事業化の決定

事業実施や予算化など行政内部の意思決定を行います。特に委託により実施する場合は、事業に関わる人的経費を始め諸経費等必要な経費を盛り込むなど適正な算定に努めます。

(注2) 既存事業の見直しにより協働型事業を実施する場合で、対象団体が特定されているなど、公募を行う必要性が低いと判断されるときは、その過程を省略

できます。ただし、選定結果や理由は公表します。

【イ 実施段階】

協定、契約の締結

目的、役割分担、進め方等、双方で調整した内容を明文化します。

事業実施

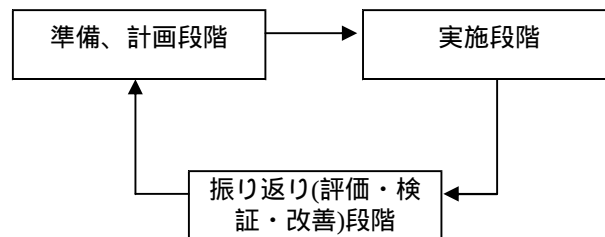
市民活動団体、行政が協力して取組みます。事業の進行にあたっては、対等な意見交換等により調整を行います。

【ウ 振り返り段階】

評価・検証

事業の振り返りは、翌年度以降につなげる大切な過程です。評価は相互評価とし、その内容は市民に公表します。

(3) 協働型事業の実施要点



協働型事業の過程は、「準備、計画段階」、「実施段階」、「振り返り（評価・検証・改善）段階」に分けられ、全体を通してPDCAサイクル（注3）を形成しています。この各段階において6原則を踏まえた協働の実施要点を市民活動団体及び行政が実践することが、協働型事業を成功させる道筋です。協働の実施要点を示すと次のようになります。

（注3）PDCAサイクル…plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善・見直し）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業評価にあたって計画から見直しまでを一環して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。

〔実施内容(例)については、市民活動団体が行うことを^民、行政が行うことを^行、双方が行うことを無印としています。〕

ア 準備、計画段階

実施要点	実施内容(例)
1.協働の提案機会を市民活動団体へ拡充する	提案機会の提供 ^行
	行政の課題や計画を把握する機会の提供 ^行
	市民や受益者ニーズに基づく提案 ^民
	協働型事業の参加機会の提供 ^行
2.協働の意義を明確にする	協働による相乗効果・成果の予測
	協働の妥当性の確認
	既存事業の運営手法についての見直し ^行
3.協働型事業の目的を明確にする	協働による相乗効果・波及効果の予測
	市民活動団体と行政が持つ特性の発揮
	目的の明文化
4.効率的・効果的な事業企画を立案する	適切な事業目標の設定
	協働を通じた双方の企画内容の向上
5.役割分担を明確にする	役割の洗い出し・確認
6.予算の適正な積算	人件費を含め必要経費に見合う予算見積
7.選考過程の公平性を確保する	選考の客観性の確保 ^行
	明確な選考基準に基づく評価 ^行
8.選考過程の透明性を確保する	選考過程に関する情報公開 ^行
	選考過程への市民参加の促進 ^行
	不採択団体への説明 ^行
9.事業実施における問題発生を防止する	事業計画の実現可能性の判断 ^行
	選考段階におけるリスク管理 ^行

イ 実施段階

実施要点	実施内容(例)
1.両者の対等性を確保する	協働型事業のルールの確認・共有
	役割分担や責任所在の確認・文書化
	契約関係の適正化
2.問題発生時に早期対応する	問題発生時の対応方法の確認
3.進捗管理を適正に行う	十分な情報共有
	目標達成意欲の向上

4.市民や行政職員の理解を促進する	事業に関する広報
	市民参加の機会拡充
	関係書類の公開

ウ 振り返り（評価・検証）段階

実施要点	実施内容（例）
1.協働の進め方や事業成果を検証する	協働の進め方の検証
	事業成果の検証
	課題の改善
	協働手法の習熟度の向上
2.検証の結果を公表する	検証結果の公表

「総務省『地方自治体とNPO等との協働推進に関する調査』2006.3」に基づき作成

6 協働相手の選定

市民からの新規事業提案に関しては、市民活動団体が提案し、審査を通過した事業に関しては基本的には、提案した市民活動団体が行政との協働の相手となります。

行政からの新規事業に関しては、事前に市民活動団体から情報を収集することが考えられ、このプロセスの中で、協働を行う相手の団体が想定されます。

また、行政内で既存事業を協働型事業に変更する場合も、基本的には、相手団体は公募とします。ただ、事業内容によっては、相手となりうる団体が特定されている場合も考えられますので、その場合はこの限りではありません。

7 協働の振り返り（評価・検証）

事業終了後、市民活動団体と行政の双方で、協働型事業の全体を振り返り、評価と検証を行います。この場合、両者が同じ方法で評価・検証することで、それぞれの立場での見方の違いが発見できます。互いの評価を持ち寄って、なぜ違うのか、違わないようにするには何が欠けていたのかを検証することで、両者が学び合い、今後のより充実した協働型事業の実施につながると考えられます。

振り返りは、協働の進め方を中心に行います。目的の共有、対等の関係など協働の原則に沿って事業が進められたかを振り返り、順調に終えた場合も問題が生じていた場合も、その理由や原因は何かを検証し、今後の協働型事業の実施に役立てます。

協働の評価項目は、それぞれの事業内容により細部が異なるものの、次の評価項目の例で示すようなものが考えられます。あわせて、協働型事業は地域社会の課題解決のための事業なので、事業そのものに関する評価と検証も大切です。その評価項目も参考として例示しておきます。

なお、評価結果は、公開が原則であるため、内容の明確化、チェックポイントの数値化など、市民に分かりやすい方法を検討する必要があります。この結果は、単

にその事業の成果にとどまらず、今後行政との協働を考えている市民活動団体、及び行政の事業担当課にとっても貴重な資料となると思われます。

協働の評価項目（例）

目的の共有化のために十分な協議を行ったか・・・十分でなかった理由は何か
協定書等の内容が対等の関係となっていたか・・・対等でなかった点は何か
双方の特性の理解に努めたか・・・・・・・・・・理解し合えなかった点は何か
事業での役割分担は適正だったか・・・・・・・・適正でなかった点は何か
選考過程の透明性が確保されていたか・・・・・・・・公開できなかった理由は何か

参考

事業の評価項目（例）

実施過程で、問題は発生しなかったか・・・・・・・・トラブルの解決は、適正だったか
事業の経費は適正だったか・・・・・・・・適正でなかった点は何か
事業目標は、達成できたか・・・・・・・・できなかった理由は何か
事業の成果に対する市民の満足度は・・・・・・・・十分でなかったのはなぜか
事業内容に関する今後の課題は・・・・・・・・課題解決の方策は何か

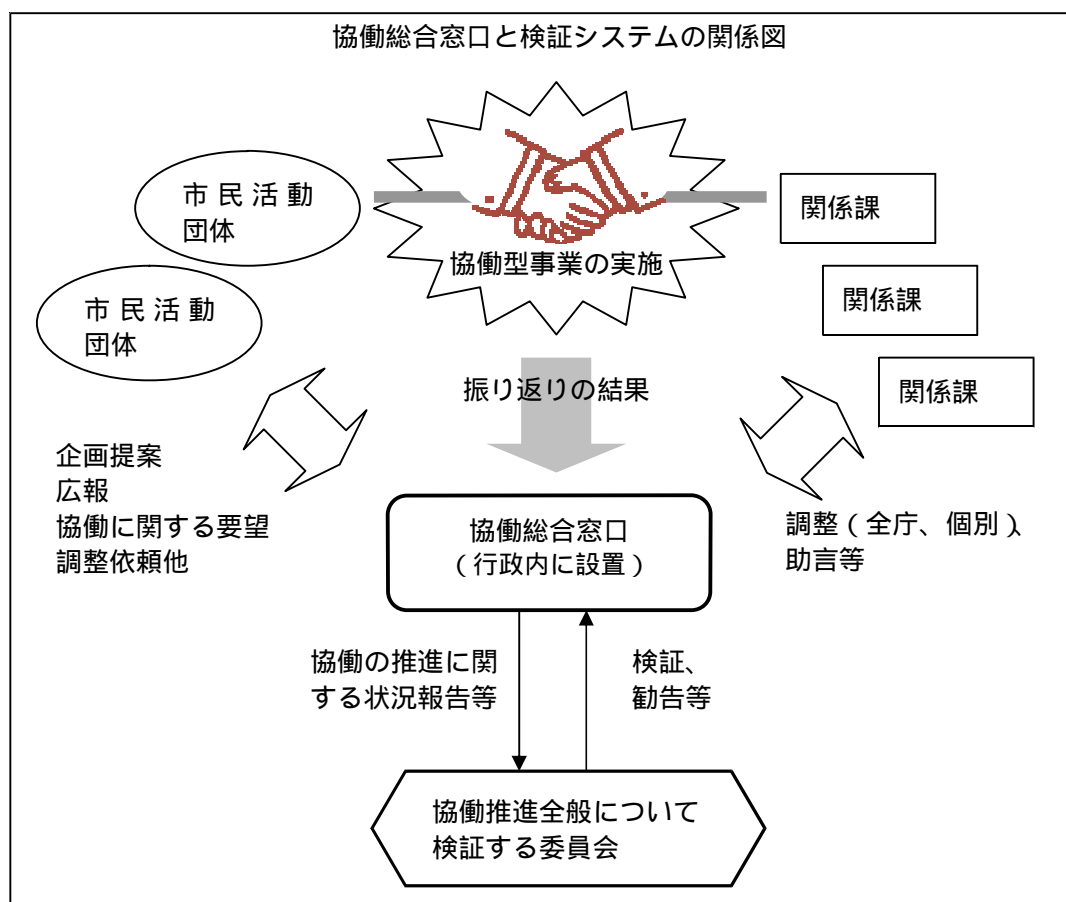
ルールの運用体制

1 協働総合窓口の設置

ルールによる協働型事業の拡充を図っていくためには、市民及び市民活動団体への広報、協働型事業に関する市民提案を受ける窓口、その提案に関する審査体制の運営、さらに担当部局との調整など、全庁横断的な推進が必要になると思われます。したがって、行政内に市民活動団体と全市的な視点で調整を図ることができる総合的な窓口機能を整備することが必要です。

2 検証システムの構築

将来にわたり協働型事業が効果的に推進され、拡充が図られるためには、継続的な検証が必要です。具体的には、ルールが十分活用されているか、協働型事業を受け入れる行政の体制に支障はないか、または、ルールそのものが市民活動団体、行政両者にとって、使いやすい内容になっているかなどを協働型事業全般にわたり、総括的に検証する仕組みが必要となります。そのためには、第三者的な視点で検証できる委員会を設置するとともに、庁内の推進体制を整え、両者が連携した検証システムの構築が望まれます。



3 研修の実施

(1) 行政職員に対する研修

協働型事業を協働の原則に基づき効果的に行うために、行政職員が協働に関する知識だけでなく、相手方である市民活動団体の特性を十分理解する研修の実施が必要です。一般職員や管理職の階層別研修に組み込むなどこうした知識・認識の取得の機会を幅広く確保する必要があります。

なお、協働型事業を推進するためには、職員の事業への取り組み意欲が高まることが必要不可欠です。そのため、一般の研修に加え、協働型事業の実施においても、事業の準備、計画、実施、振り返りの各段階において協働総合窓口や経験職員の助言等を受けながら実務ベースで協働型事業に関するスキルを取得することが必要です。

こうした職員研修の実施を通じて、ルールが実務の現場で適切に利用され、協働型事業の実施内容が充実していくと考えます。

(2) 市民活動団体に対するサポート

基本的には市民活動団体独自で自らの協働に対する技術や力量の向上を図ることが考えられますが、単独では研修できない市民活動団体も多いと思われます。そのため中間支援組織においても、協働型事業及びルールに関する研修を実施することが望ましいと考えます。行政は必要に応じて、その研修事業に助成する等協働型事業全体の進め方などに関して、適切に説明できる講師を派遣するなど、さまざまな形で支援する体制を整えることが必要です。

おわりに

この報告書で提案したルールの内容を実効性のあるものとするためには、市の実情に応じた具体的な制度設計が必要になります。今後次のような課題に取り組み、ルールが安定的に運用されるよう制度構築をすることが望まれます。

1 市民企画提案について

市民企画提案を実現していくためには、審査を通過した案件について事業化される見通しが必要です。そのためには、その案件をどのような位置づけとするのか、予算要求から事業化に向けてどのようなプロセスが適当かなど、予算化や計画上の位置づけについて、十分な検討が必要です。

2 協働型事業推進に関する総合調整機能について

協働の総合窓口を機能させていくには、全庁的にルールを周知させ、協働型事業を推進していく体制をとるとともに、協働総合窓口の充実を図ることが必要です。

資料編

資料 1

協働型事業のルールQ & A

Q 1 なぜ協働なのですか？

A 公益的活動は行政の事業のほか、企業の社会貢献活動、市民活動、地域活動と多様な形があります。特に市民活動団体は、身近な地域社会の中のさまざまな場面で地域課題解決等のために活躍しています。そこで、市民活動団体と行政が協力し、お互いの特性を発揮しながら地域課題の解決等に当たった方が、単独で行うよりもより高い効果を得ることができたり、不可能であったことが可能になるという協働の取り組みが広がってきました。ただし、お互いに共通の目的が見出せず、協働の効果を得ることができないものまで協働で実施する必要はありません。また、協働をすることが目的ではなく、あくまでも事業を効果的に行う手段・手法のひとつです。

Q 2 「参加」と「協働」は違うのですか？

A 「参加」は、政策の立案や事業の実施などの過程で、行政目的を実現するために行政が提示した施策の原案等に対し市民が会議などの場で意見を述べたり求めたり、行政が主催する事業に参加したりするものです。「参加」は、市民が団体として関わることもありますが、どちらかといえば個人で関わることの方が多くなります。一方、「協働」は、市民と行政が目的を共有し互いに協力して同一の事業を実施するなど、参加と比べて市民が事業へ深く主体的に関わるものと考えられます。また、同じ事業であっても、関わり方により参加から協働に移行する場合も考えられます。

Q 3 市民活動団体と行政の協働と市民活動団体支援とは違うのですか？

A 協働は、共通の目的の下で市民活動団体と行政が具体的なことに対して協力し、ともに成果を得て課題解決に繋げていくための事業手法です。一方、市民活動支援は、活動の場の提供や助成金の交付等を通じて、市民活動団体が自主的・自発的に発展していくための基盤整備と側面的な補助を目的としています。

Q 4 市民活動団体とはどのような団体のことですか？

A 川崎市市民活動支援指針で定義されている市民活動（ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動）を行う団体のことです。これに該当すればNPO法人だけでなく任意のボランティアグループや町内会も入ります。

Q 5 協働で事業を行う相手団体がいない場合はどうしますか。

A 協働は、市民活動団体が活動の中で培った専門性や地域性等の特性を活かして事業を行うものです。協働の相手団体がいないという場合は協働型事業が成り立ちません。別の手法を考えるべきです。また、行政主導で事業目的に合わせた市民活動団体を即席で立ち上げることも

好ましくありません。なお、市民の社会参加のきっかけづくりやボランティアの養成を目的とした事業を実施することは可です。これらの参加者が自主的・主体的に団体を組織し、活動すれば、協働に発展する可能性があります。

Q 6 市民活動団体・行政の双方で事業及び両者の関係性が円滑に進み、両者満足できれば協働型事業は成功ということでしょうか？

A 対等な関係で役割分担もうまくでき、事業もスムーズに進んでお互いが満足できたという点では、良かったと思います。しかし、事業を行って地域課題がどのくらい解決されたのか、サービスを受けた市民（受益者）は、どの位満足しているのかという視点も必要です。事業終了後にはかならず振り返りの機会をつくり、協働で事業を行っての相互評価に併せ、受益者の視点での評価も大切にしてください。

Q 7 区には協働推進事業費という予算があるとのことですが、その予算で行っている事業は全て協働型事業なのでしょうか？

A 協働推進事業費は、区民の参加と協働による地域課題の解決に向け区長権限のもとで活用できる予算としての位置付けを明確にするため、それまでの魅力ある区づくり推進事業費から平成 18 年度に名称変更したものです。したがってその事業の対象には、協働型事業に限らず、地域の身近な課題や緊急的な課題、複数分野に跨る地域課題等を地域の視点から区役所の裁量や創意工夫によって解決する事業等も含まれています。

Q 8 ある事業を見ると毎年同じ市民活動団体と一緒にっていますが、かまわないのでしょうか？

A 協働は、事業を行う上で常に最適な団体と行うべきです。つまり、「協働」を特定の団体の既得権にしないことが大切です。同一団体と安易に協働型事業を継続し、お互いに依存することは、両者にとってもサービスを受ける市民にとっても良いことではありません。特定の団体の既得権になることを防ぐためにも、相手団体を公募したり、事業目的や事業期間などを明確にした協定書を締結し、事業実施後には必ず振り返りを行い、協働相手、事業の継続等について検証を行ってください。協働相手の他団体が無く同一団体になる場合も、協定書を締結し、定期的に事業の見直しと改善をお互いに行うことは必要です。

Q 9 指定管理者制度は協働型事業に入らないのですか？

A 指定管理者制度は、広く民間事業者等に公の施設の管理を代行させ、市民サービスの向上、経費の削減を図りながら、多様化する市民ニーズにより効率的・効果的に対応していくための制度です。この制度では、指定管理者が指示に従わない時等に、行政は管理の指定を取り消したり、管理の業務の全部または一部の停止を命ずることができます。したがって、協働の原則である対等性が保持できる制度ではないと判断し、協働型事業には入れていません。

資料 2

市民活動団体と行政における協働型事業協定書（雛形）

〇〇の協働型事業について、「川崎市協働型事業のルール」を最大限尊重し、川崎市と が相互の自主、自律的な立場を尊重しながら、本事業の成果を地域社会に最大限に還元する目的で、この協定を締結する。本協定書には、協働型事業を進める上での 6 つの原則を示し、川崎市と 双方の地域課題への取組み姿勢を示すものである。なお具体的な事業内容や役割分担については、別に定めるものとする。

1 協働の 6 原則

(1) 目的の共有

行政もしくは市民活動団体から見た地域が持つ課題を明確化し、課題解決のためにはどうしていくかを双方で話し合い、協働型事業に対する共通の認識を持ち、協働型事業の目的を共有します。併せて、協働型事業の実施で達成する目標（なにを、どのくらい、いつまでに）を規定します。

(2) 対等の関係

協働型事業の内容を検討し、共通認識を形成する段階から、対等に意見を交換できることが重要です。双方の間で契約書や協定書を交わす場合、その内容や条件が一方の不利にならないように双方が納得いくまで話し合い事業実施における対等な関係を保障します。

(3) 相互理解

行政の公平性、平等性、安定性、権力性などの特性、市民活動団体の多様性、地域性、先駆性、自立性などの特性に加え活動分野における見識及び能力を双方が理解し、尊重し、事業の中で双方の特性が活きるように配慮します。事業実施の具体的な場面において双方の考えの違い等が生じる場合、話し合うことでコミュニケーションが進み、相互理解が深まります。特に行政は市民活動団体の特性の良さを上手く引き出し協働型事業の効果が高まるように行動しなければなりません。

(4) 役割分担と責任範囲の確認

協働型事業を始めるにあたり、事業内容及び事業プロセスにおいて、市民活動団体と行政はそれぞれの特性がよく発揮できる形で何を受け持つか、どのように行動するのか、責任の範囲を何処まで持つのか、資源をどのように出し合うのかを具体的に明確にし、文書化します。また、事業実施の途中の進捗状況を把握し、齟齬を来した場合は、その都度調整できることを予め取り決めをしておきます。

(5) 公開性・透明性

協働型事業の実施においては、特に行政が事業パートナーを選ぶ点、市民活動団体が公

金を使用する点において透明性が要求されます。市民活動団体、行政の双方が協働型事業における両者の関係、資金の流れ、進捗状況などの情報を公開します。

(6) 成果の振り返り（評価・検証）

事業実施の過程でそれまでに得た途中結果を互いに評価し、計画と実績との乖離等の情報を共有しながら、実施方法または事業の進行過程を調整します。事業終了後には、協働型事業の目的及び目標の達成について評価し、どのような成果が得られたのかを双方で検証します。あわせて、協働の進め方について双方で評価しあい、改善点や課題を整理します。

2 協働で取り組む地域課題

(1) 地域課題

川崎市と 双方は、地域における○○（ex 家庭ごみの総量削減、子育て環境の充実、高齢者の配食サービス、障害児者の外出支援）が重要な地域課題であるとの共通認識に立ち、前述の「協働の6原則」を踏まえながら、協働して課題解決に取り組むものである。

(2) 担当部署

本協働事業は、○○局○○部○○課が担当する。

(3) 対象期間

なお課題解決にあたっては相当の年月を要するものを思われるが、本協定書は3年程度を想定しており、この期間を経過した際には、本協定の継続の可否も含め見直しを行うものとする。

平成 年 月 日

川 崎 市

川崎市長 阿 部 孝 夫

代表

【解説】委託契約を結ぶ場合は、上記の内容で十分ですが、契約書を取り交わさない場合には、さらに、事業目的、事業内容、責任主体、業務分担、成果の帰属、情報共有体制、事業の評価、問題発生時の体制等に関する条項を、本協定書に定めておくことが望ましいと考えます。

資料3

市民活動団体と行政における協働型事業契約書（雛形）

〇〇の協働型事業について、「川崎市協働型事業のルール」を最大限尊重し、別に定めた「市民活動団体と行政における協働型事業協定書(雛形)」に基づき、川崎市を甲、
を乙とし、次の条項により契約を締結する。

（事業目的）

第1条 甲は、〇〇を推進するために、〇〇の協働型事業を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

【解説】予算の執行上委託の形態をとるものについては、甲が委託し、乙が受託することを明文化します。

（事業内容）

第2条 甲及び乙が協働で進める事業の内容は、次のとおりとする。

（1）……

……

……

（2）……

……

……

【解説】事業内容の決定は大変重要な過程です。甲乙双方でしっかり協議を行う必要があります。なお契約締結の段階で詳細を詰めることが難しい場合は、その後の打ち合わせの内容を甲乙双方で確認をしながら事業を進める方法も考えられます。

（責任主体）

第3条 事業実施における責任主体は、以下の範囲のものを除き甲乙双方が分担するものとする。

（1）甲は、……について責任を負う。

（2）乙は、……について責任を負う。

【解説】責任主体は、双方の役割を明確化する意味に加え、第3者に対して明示しておく必要があります。

(業務分担)

第4条 本事業の実施に際し、業務分担は以下のとおりとする。

(1) 甲は、……

……

……

(2) 乙は、……

……

……

【解説】業務分担は、事業実施にあたり常に議論になりえる部分です。第2条(事業内容)、第3条(責任主体)とあわせて、よく協議の上規定してください。なお契約締結の段階で詳細を詰めることが難しい場合は、その後の打ち合わせの内容を甲乙双方で確認をしながら事業を進める方法も考えられます。

(契約期間)

第5条 この契約期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

(委託料)

第6条 甲は、委託業務に必要な経費(以下「委託料」という。)として、金○○円(うち取引に係る消費税及び地方消費税○○円を含む)を乙に支払うものとする。

(委託料の支払時期及び方法)

第7条 委託料は概算払いすることとし、業務終了後、乙は精算し委託料に余剰金が生じた場合には、甲に返還するものとする。

【解説】市では金銭会計規則などで支出方法についての定めがありますが、市民活動団体の実情を勘案すると、協働型事業については概算払いとすることが望ましいと考えます。

(成果の帰属)

第8条 本事業の成果については、甲乙双方に帰属するものとする。

【解説】一般的に委託契約の場合、成果物に関する著作権等は、委託者に帰属します。この条項を設定することで、成果物を甲乙双方で利用することを可能としています。

（情報共有体制）

第 9 条 甲及び乙は、お互いの事業に関する情報を共有する義務を負う。また、地域社会に対して共有している情報を積極的に公開する努力義務を負う。

（個人情報の管理）

第 10 条 甲及び乙は、業務を行う上で川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 条）に規定する個人情報を取り扱う場合は、適正な維持管理を行わなければならない。

（事業完了の確認）

第 11 条 甲は乙が事業を完了したことを確認する。事業完了は、〇〇が〇〇されたことを甲乙双方が認めたことを持って確認されたものとする。

（損害賠償）

第 12 条 甲及び乙は本業務の履行に当たり、甲及び乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その責任割合に応じて損害を賠償しなければならない。

（事業の評価）

第 13 条 甲及び乙は、事業の成果における説明責任を果たし、今後のよりよい事業体制構築の目的で、本事業に関する相互評価を行う。

【解説】事業の評価項目、評価基準などは、(仮称)川崎市協働のルールの規定を参照しながら進め、その結果は市ホームページなどで公表します。なおこの評価により、次年度以降の事業継続の可否も含めた検討が必要になります。

（問題発生時の体制）

第 14 条 甲及び乙は、本事業に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上で解決するものとする。

【解説】事業実施上のトラブル、契約内容の変更、事業分担の変更、事業そのものの内容変更等、予想される問題は様々です。本条では「甲乙協議の上で解決する」としてありますが、必要に応じて詳細に定めることも考えられます。

平成 年 月 日

甲 川 崎 市
川崎市長 阿 部 孝 夫
乙

代表

【解説】契約を伴わない、共催、補助・助成、事業協力などについては、本契約書の作成を行う必要はありません。ただ、本契約書の第 1 条(事業目的)、第 2 条(事業内容)、第 3 条(責任主体)、第 4 条(業務分担)、第 8 条(成果の帰属)、第 9 条(情報共有体制)、第 13 条(事業の評価)、第 14 条(問題発生時の体制)に関しては、別に定める協定書の中に書き加えるのが望ましいと考えます。協働型事業は、必ずしも予算執行を伴うものばかりではありませんが、市民活動団体及び市双方の事業に対する共通認識を持つためにも、書面に残す作業は重要です。

資料4

「市民フォーラム・協働のルール策定に向けて」開催結果

- 1 日時 2006（平成18）年9月30日（土） 13：30～16：00
- 2 場所 高津区役所 5階 会議室
- 3 主催 川崎市
- 4 実施 川崎市協働のルール検討委員会
- 5 出席者
 - (1) 委員 小倉委員長、犬塚副委員長、谷本委員、江田委員
 - (2) 事務局 小宮山市民局長 市民局地域生活部 和田部長、
地域生活部地域生活課 井出課長、小池主幹、田中主幹、三枝副主幹、
米井職員
 - (3) 関係局 総合企画局自治政策部 菊地主査、廣岡職員、梶谷専門調査員
 - (4) 参加者 47人
- 6 実施内容
 - (1) 協働のルール策定の背景
 - ア 市民活動団体から見た協働の現状（ヒアリング調査を基に）〔委員から報告〕
 - イ 協働のルール策定の意味〔市職員から報告〕
 - (2) 川崎市協働のルール策定に関する報告（骨子案）について犬塚副委員長から説明。質疑の主な内容は次のとおり。
（参加者）市民活動団体に対する研修でかわさき市民活動センターの名前があるが、随意契約で考えているのか公募で行うのか。公募ならどのようなイメージか。このように具体的な名前は入れないほうがよいのではないか。
（委員）具体名で入れず、例えば中間支援組織で行う、といった書き方がよいかもしれない。
（参加者）協働の相手は市民活動団体で、個人は考えていないのか。
（委員）今回のルールは市民活動団体で考えている。行政という組織と市民活動団体という組織で協働していくためのルールをどう作ればよいのか、という整理をしている。
（参加者）例えば全くの個人ではなく、行政が個人を募集し協議会を立ち上げた場合、そ

こと行政との関係はどうなるのか。

(委員) 委員会の中で議論をしている最中である。協働型事業の中に委託、補助、共催・事業協力等のタイプが考えられるが、その中の補助や共催については協議会を視野に入れる部分もあるかと思う。

(参加者) 企画提案は随時協働担当窓口が受けるとあるが、これは総合的な窓口が一括して受けるのか各部署が受け付けるのか。

(委員) 総合窓口をイメージしている。

- (3) 骨子案について2グループにわかれて意見交換。ファシリテーターとして犬塚副委員長、谷本委員がそれぞれのグループに入った。

ア 犬塚グループ意見交換内容

市民・行政・専門家の3者構成の組織の扱い方

- ・パターンA：市民と専門家が事業提案の結果、事業実行委員会が市民、行政、専門家で作られ事業を実施する場合

パターンB：行政の基本計画を管理運営するため委員会が作られ、具体的検討がされる場合。

専門家の参加には、市民提案に加わる場合と、行政が設置する委員会に参加する場合の2つが考えられる。

パターンAは(協働の)対象になる。パターンBは協働型事業でなく、参加のケースである。

参加・協働について(の議論から派生)

- ・事業における協働は、その事業の主体となりえるかどうか、協働の相手方となりえるかどうかの判断になる。
- ・個人と市との協働については、協働と市民参加の峻別が必要である。
- ・市民提案で行政が関わらないと実現しないものの場合、実現方法として「助成金(市民活動センター)」、「委託金(区の協働推進費は「委託」の形態のみ)」の2つが考えられる。
- ・市民活動支援は行政が行う施策であるが、これと協働事業とは別と考えるべき。
- ・事業の中身、事業の形態で判断するのが適当である。

区が行う協働推進事業とルールとの関連性

- ・骨子案ではサービス対象が全市の人たちなので市レベルのイメージである。
- ・市と区の関係の整理が必要
- ・市民提案の整理が必要
- ・区だろうが市だろうが、活動の趣旨に照らし合わせてどこと組むのが一番良いのかをコーディネートしてくれるのが大切。

- ・区における協働事業推進費の支出形態は、委託にほぼ限られている。

協働型事業の行く末

- ・継続しなくてはならない事業はどうなるのか。
- ・運営資金、事業資金の問題
- ・市民活動支援は別の課題
- ・一度協働型事業として行政が採択してしまったものを、モデル事業の期間が終了したからといって、事業自体を打ち切ってしまうことはかなり問題がある。その事業を頼りにする地域のニーズが存在することがはっきりしているからである。
- ・多摩区の提案事業で、市民活動団体が事前に集まって、提案書のブラッシュアップを行った。そもそも市民活動団体は自分たちのミッションに対する活動資金が欲しい。ミッションを実現できるのであれば、市民活動支援であろうと協働であろうと、実はかまわないという側面がある。ただ、協働型事業の提案を行う場合は、それのような提案書の書き方がある。つまり、自らのミッションをどう協働型事業に織り込んでいくのかという課題である。

年度を越えて継続して進める事業の扱い方

- ・例えば若年性認知症を支える会の活動は、単年度で課題解決する性質のものではない。
- ・3年度にわたったパッケージ

イ 谷本グループ意見交換内容

協働のルールの対象（レベル）について

- ・全市・区・市民館の協働はそれぞれ違うと思う。
- ・このルールは全市レベルだと思う。区レベルについても入れた方が良いのでは。
- ・協働とは、という基本理念を明確にし、対象（レベル）については細則にすればよい。
- ・趣旨と目的をしっかりと明確にすべきだ。

事務局（区レベル）の経費、行政と市民の役割

- ・事務局はコーディネーター的な役割では。

協働の主体は市民活動団体なのか行政なのか

- ・主体は市民だ。市民活動団体から政策提言ができることを協働のルールに含めてはどうか。
- ・市民にはまだ政策提言をするほどの力がまだ無い。最初は行政と行い、力をつけていきたい。
- ・市民提案事業に政策提言の趣旨も含まれている。

<委員コメント>共に振り返りをしながら進めていくルールを考えている。

協働の事業手順

- ・地域課題解決に向けての事業を誰がどう決めるか。全市レベルと区レベルでは異なる。
- ・地域課題（全市・区レベル）につながるものにしてほしい。
- ・審査会の位置付け・内容はどうか。

ルールを位置づけていくには条例化すべき

<委員コメント>まずは両者の共通認識を。ルールを使いながら実績を積み、条例化は将来的な話ではないか。

全ての事業（協働）に当てはめると厳しいのでは（敷居が高くなる）

- ・全ての協働に当てはめると明確化される反面やりにくくなるのではないか。範囲を限ったほうがよいのではないか。
- ・審査会では敷居が高くなると思う。

<委員コメント>一定のルールに基づいて事業を進めていくためのもので、すべての契約にルールを当てはめる訳ではなく、しぼるためのルールでもない。

「ルール」のありかた

- ・行政・市民がお互いに学びあうという強い意識をいかに持って事業を進めていくかが重要なので、目的の共有・相互理解・対等性について、作りあう、学びあうという書き方をしてはどうか。
- ・事業の目的、成果について、市民の顧客満足度を調べる等で市民中心という考え方を示していく方法もある。この辺りの細かい事は細則として別冊にした方がよい。
- ・「ルール」への両者（市民活動団体・行政）の思惑が違う。市民（顧客）の満足度を高めていくことがわかる「マニュアル」を。
- ・何のためのルールなのか。めざす方向がはっきりしたほうが良い。理念をきちんと書き込むことが大事。

「ルール」という名称

- ・ルールというと厳しい印象がある。ルールという言葉で良いのか。
- ・ルールという言葉に違和感がある。
- ・ルールとすると「ルール違反」「罰則がある」というイメージがある。
- ・行政をしぼるものとして「ルール」を促せば市民の味方になるのでは。ただし、アウトソーシングとして利用されるのではないかという思いもある。

「行政の事業＝事業費は税金であるためしぼりを受ける」ということについて

- ・市民活動団体でも考えるべきだと思う。
- ・事業にどこまで公共性があるか。例えば区民会議で決まった事しかできないとなると、市民活動団体の柔軟性が失われる。議会との関係も整理しなければならない。
- ・事業の評価のベースが行政と市民とでは違うように思う。

評価や検証の大切さ

- ・アンテナを立てていない市民に対してどう発信するのか、発信の仕方を考える必要がある。
- ・評価基準や視点も市民と行政では違うのでは
- ・市民の満足度が必要だと思う。事業の内容にもよるが、事業の内容、どのように事業が行われているのか、行われたのかがわかるようにしてもらいたい。

わかりやすいものに、皆が使えるものに。

- ・市民グループにも様々なレベルの団体がある。どのようなレベルの団体でも使えるものであってほしい。
- ・協働のルールを作ること、行政と協働する活動を限定することになってはいけない。
- ・協働という言葉が一般的ではない。市民社会を広げるためのグッズであると、わかりやすくしてほしい。

その他

- ・パートナーシップ事業の総括がされない内に新しい事(協働)が流れていく。振り返りが必要ではないか。

7 「アンケート用紙」及び「FAX」等による意見

(1) 整理が必要だと思われる内容

《市民活動支援と協働の関係》

ア 市民活動支援と協働との関連（違い）を明らかにすることも必要では？

《区で現在行っている事業との関係（区民会議、実行委員会形式事業、等）》

ア 区が行う協働推進事業（これにも協働のルールが及ぶのか？）との関係が不明確なので、事務予算枠の確保とも関連するのでさらなる検討が必要では？

イ 有償ボランティアの考え方の整理が必要であると考え。交通費程度の実費負担を原則とするなどの方針があるとよい。

ウ 区の「協働推進事業」との関係について

「協働型事業」は「市民活動団体と行政が協働で行う公益的事業」と定義されている。現在、各区で進めている「協働推進事業」も同旨と思われるが「骨子案」には言及がない。「協働推進事業」の現状と課題を考えるならば、少なくとも「6つの原則」

はこれに対しても適用すべきだ。

原則から各事業のあり方を評価することで、名称と実態が乖離しがちな「協働推進事業」のあり方を変えていくことも期待できる。同じように「協働」という名称を使いながら、各区の「協働推進事業」と市の「協働型事業」というダブル・スタンダード（二重の基準）が存在することは避けるべき。

（２） 既存の記載に対する意見（項目別）

《 - １ 協働のルールの利用にあたって(2)協働のルールの利用者》

ア このルールの対象が不明

文中「はじめ」に「行政と市民とが…」とあるが、その先に「市民活動団体、特定…」とあるので、個人、活動団体等も含まれると考えるが、それを明確にする。当然両者と考える。

《 - ４ 協働型事業のタイプ》

ア 職員による「協働型事業」の企画提案について

「骨子案」では「協働型事業」の進め方を説明し、企画提案の起点を「市民」「行政」としている。記述としてはわかりやすいが、このように二元化することで企画提案のバリエーションを損なうことを危惧している。例えば、「行政」とは「協働型事業」の所管課であり、職員の自主研究グループや職員有志による企画提案もあるのではないか。

また、多元化した企画提案に対応できるよう、「協働型事業」の「総合窓口」や「中間支援組織」の拡充が必要不可欠である。

《 - ５ 協働型事業の進め方(2)事業手順》

ア 概算払いによって支払われる場合、団体がどの程度信頼できる団体かの担保が必要である。団体評価の活用や事業実施が不可能となった場合の保険制度のようなものが必要。

イ 「協働」の考え方は地方自治法制定時には想定していなかったのだと思う。事務処理も変更する点が多いと思う。

《 - ６ 協働相手の選定》

ア 団体の登録について、規定することが必要である。

各団体の活動内容、組織、実績等を予め把握・整理し、選択・選定基準の資料にする。

《 - ７ 協働の振り返り（評価・検証）》

ア 選定(考)基準を明確にする

（ア） 事業の執行、評価に当たり、基準を明確にする。点数化も検討すべき。

(イ) 協働の評価、事業の評価ともに付す必要があると考える。

《 - 1 総合窓口の設置》

行政の窓口担当は、別窓口とせず、1本化する必要があると考える。

《 - 3 研修体制》

ア 「協働」と活動助成との区別すら明確でない市民や職員が多い中で、「骨子案」にある「研修体制」は重要である。

イ 行政職員の研修については実践的な内容とすることで実効性を高める必要がある。

ウ 職員の誤解・偏見はもちろん不要な警戒感を解消していくためには、ボランティア休暇も活用しながら市民活動団体の現場に積極的に出向くなど、役所の外に出る研修が不可欠である。

エ 市民活動団体の研修は、これは実質的には相談・支援が中心となるはずなので「相談体制」という表記自体を再検討したかどうか。

オ 「骨子案」は「協働型事業及び協働のルールに関する研修」としててが、市民活動団体が最も知りたいことは自分たちの関心・意欲・経験をどのようにして「協働型事業」に仕立て上げていくかというスキルが必要である。

カ 「協働型事業」の提案に必要な企画書や概算見積もり等の書類作成だけでも大仕事であり、これに関する相談に応じたり、必要な支援を行う機能を用意すべきだ。

キ 相談・支援を担うのが中間支援組織だが、そうした機能を持ちえるのは「かわさき市民活動センター」だけではない。市内のNPOの実績や各区のまちづくり協議会の今後の展開にもらんで、特定の団体名をあげることは避けるべきである。

(3) 骨子案に記載のない点についての意見

ア 事業は単年度で解決する的内容を募集するようだが、継続して進めなくてはならない事業についても考えるべき。

イ 「協働型事業」の展開について

以下(ア)から(ウ)のように「協働型事業」の次の展開が用意されることで、限られた予算枠に空きが生まれ、新規事業の可能性が開かれていくと考える。

(ア) 適切な評価・検証を得ながら「協働型事業」として継続されるもの

「協働型事業」の限られた予算の中で事業の新陳代謝を促す必要がある。「新規事業」の「協働型事業」の予算枠が、協働の伸展に合わせて、他の事業・予算を組み替えて、際限なく拡大していくものであれば、「協働型事業」の存在そのものが予算全体の陳代謝を促すので問題はない。しかし、それが毎年総額1000万円のような形で有限な予算枠ならば、継続事業のサンセットや資金源の移動をしなければならない。

各区の「協働推進事業」の中には継続事業の比率が高く“動脈硬化”を起こしている例が散見される。これと同じ轍を踏まぬためにも展開イメージが必要である。

(イ) 市民活動団体が引き取って自立・自律的に実施されるもの

「協働型事業」を通じた基盤整備を経て、市民活動団体が運営経費を自前で調達していくもの。

(ウ) 行政が引き取って市民の参加を得ながら実施されるもの

事業の安定した実施が必要であることから、「協働型事業」とは別に市の事業として予算を確保し、市民活動団体の運営参加を得ながら実施していくもので、継続性が必要でかつ自立・自律が困難な DV 被害者支援などが好例である。

ウ 「目的」にしろ、事業化の計画段階にしろ、評価段階にしろ、市民の顧客満足度の視点が常に中心にあった方が良い。文言としても表面に出していくべきだ。

(4) ルール全体に関する意見

ア ルール作りは、行政のサガだが、例えば判例法のように流動性をもたせるのが良いのではないか。

資料5

川崎市協働のルール検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 『川崎市新総合計画』に掲げる「協働のまちづくりの推進」を図るため、協働型事業の拡充をすすめる仕組みとして、協働の意義、推進方法等を内容とする協働のルール検討を目的に、川崎市協働のルール検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協働型事業のあり方に関すること
- (2) 協働のルールの検討に関すること
- (3) その他協働型事業の推進に必要な事項に関すること

（構成）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者及び公募市民から、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は1年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（招集）

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

（関係者の出席）

第7条 委員会において委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、市民局地域生活部地域生活課において処理する。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

資料 6

川崎市協働のルール検討委員会委員名簿

(定数 5 名 五十音順)

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	いぬ づか ひろ まさ ○ 犬 塚 裕 雅	(株) インテージ客員研究員
	お ぐら けい こ 小 倉 敬 子	(財) かわさき市民活動センター理事長
	たに もと ゆ み こ 谷 本 有美子	法政大学兼任講師
公募委員	いわ た とみ お 岩 田 臣 生	特定非営利活動法人かわさき自然調査団
	え だ まさ こ 江 田 雅 子	特定非営利活動法人ぐらす・かわさき

= 委員長

○ = 副委員長

資料 7

委員会開催経過

川崎市協働のルール検討委員会

回数	開催日	場所	検討内容
第 1 回	H18.4.25	第 3 庁舎第 2 会議室	・ 協働のルール策定及び今後のスケジュール
第 2 回	H18.5.29	明治安田生命ビル第 2 会議室	・ 協働のあり方について ・ 協働のルールの組み立てについて
第 3 回	H18.6.6	第 3 庁舎第 2 会議室	・ 協働型事業の進め方について ・ 協働のルールの構成について ・ 市民フォーラムについて
第 4 回	H18.7.13	明治安田生命ビル第 2 会議室	・ 協働のルール構成の内容について ・ 市民フォーラムについて
第 5 回	H18.8.9	明治安田生命ビル第 2 会議室	・ 協働のルール骨子案の作成について
第 6 回	H18.9.13	明治安田生命ビル第 1 会議室	・ 協働のルール骨子案の作成について ・ 市民フォーラム確認
市民 フォーラム	H18.9.30	高津区役所	・ 協働のルール策定に関する報告書（骨子案）について
第 7 回	H18.10.20	消費者行政センター 研修室	・ 市民フォーラム意見について ・ 川崎市協働のルール策定に関する最終報告について
第 8 回	H18.11.20	消費者行政センター 研修室	・ 川崎市協働のルール策定に関する最終報告について
第 9 回	H18.12.22	いさご会館第 4 会議 室	・ 川崎市協働のルール策定に関する最終報告について

川崎市協働のルール検討委員会正副委員長会議

回数	開催日	場所	検討内容
第 1 回	H18.6.30	市民局会議室	・ 第 3 回委員会検討結果のまとめ ・ 第 4 回委員会に向けての検討
第 2 回	H18.8.1	消費者行政センター 研修室	・ 第 5 回委員会に向けて
第 3 回	H18.8.24	消費者行政センター 研修室	・ 第 6 回委員会に向けて
第 4 回	H18.12.13	市民局会議室	・ 第 9 回委員会に向けて

川崎市協働型事業のルール策定に関する報告書
～めざせ！市民活動団体の力が生きる協働～
2007(平成19)年1月
川崎市協働のルール検討委員会

事務局 川崎市市民局地域生活部地域生活課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2296 ファックス 044-200-3912
メールアドレス 25tiiki@city.kawasaki.jp